

福島県の男女共同参画推進状況

平成25年度版

平成26年2月

福島県

はじめに

福島県では、すべての県民が、性別にかかわらず、一人の個人として尊重され、誰もが自分らしく、自己の個性や能力を発揮し、あらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うことができる社会の形成を目指し、男女共同参画を推進しています。

本書は、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」第20条に基づく、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめた年次報告書です。

本書が多くの皆様にとって男女共同参画に関する理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

【福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例】（抜粋）

（実施状況の公表）

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

福島県生活環境部青少年・男女共生課

目次

第1章 「ふくしま男女共同参画プラン」に基づく施策等の推進状況	1
ふくしま男女共同参画プランイメージ図	2
ふくしま男女共同参画プランの体系	3
I ふくしま男女共同参画プラン平成25年度事業概要	
I 復興・防災における男女共同参画の推進	4
II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進	8
III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	24
IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進	35
V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	50
II ふくしま男女共同参画プラン指標一覧	61
第2章 福島県の男女共同参画に関する主なデータ	66
I 人口	
1 福島県の人口	67
2 出生数及び合計特殊出生率の推移	68
3 平均寿命の推移	69
II 家族類型	
1 世帯人員の推移	70
2 男女別単身高齢者世帯の割合	70
3 家族類型の推移	71
4 婚姻率の推移	72
5 離婚率の推移	72
6 未婚率の推移	73
7 平均初婚年齢の推移	74
8 家事に費やす時間	74
III 教育	
1 高校生の卒業後の状況(進学状況)	75
2 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況	76
3 公立学校の女性管理職割合の推移	77
4 学校における女性教員、女性管理職の割合	78
IV 労働	
1 男女別労働力率の推移	79
2 男女別年齢階級別労働力率	79
3 男女別有業率の推移	80
4 雇用者数の推移	81
5 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数	81
6 育児休業の取得状況	82
7 介護休業の取得状況	84
8 産業3分類男女別就業者の割合	85
9 雇用形態	86
10 男女別年齢階級別所定内給与額	89
11 年齢階級別所定内給与額の男女比	89
12 家族経営協定の締結状況	90
13 農業経営改善計画数の推移	90
○ 労働条件等実態調査結果報告書(平成24年)	91
V 政策決定過程における女性の参画状況	
1 地方議会に占める女性議員の割合の推移	98
2 審議会等における女性委員の登用状況	99
3 女性農業委員の割合の推移	100
4 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移	101
5 管理職の在職状況	101
6 女性公務員の採用状況	101

VI 人権	
1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数	102
2 男女共生センター相談件数について	103
3 出生率・乳児死亡率等の推移	105
4 人工妊娠中絶件数の推移	106
5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移	107
6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳	107
第3章 県内市町村データ	108
I 主な市町村データのまとめ	
1 市町村における男女共同参画行政推進状況(条例・計画)	109
2 市町村における審議会等の女性委員の割合	112
3 市町村議会における女性議員の状況	113
4 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)	114
II 市町村ごとのデータ一覧	
1 市町村における男女共同参画行政窓口	115
2 男女共同参画に関する庁内連絡会議、懇話会等の状況	116
3 平成25年度の主な事業計画	118
4 市町村における審議会等の女性委員の割合	121
5 市町村議会における女性議員の状況	123
6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)	125
7 町内会長等に占める女性の割合	127
8 PTA会長に占める女性の割合	129
9 男女共同参画・女性に関する民間団体のネットワークの状況	131
10 農業委員数	132
参考資料	133
福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例	134
福島県男女共同参画審議会規則	141
福島県男女共同参画審議会委員名簿	143
福島県男女共同参画推進本部設置要綱	144
国際婦人年以降の男女共同参画施策等の動き	146

第1章

「ふくしま男女共同参画プラン」に 基づく施策等の推進状況

ふくしま男女共同参画プラン イメージ図

■基本理念

すべての県民が個人として尊重され、
性別にかかわらず、
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、
あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会

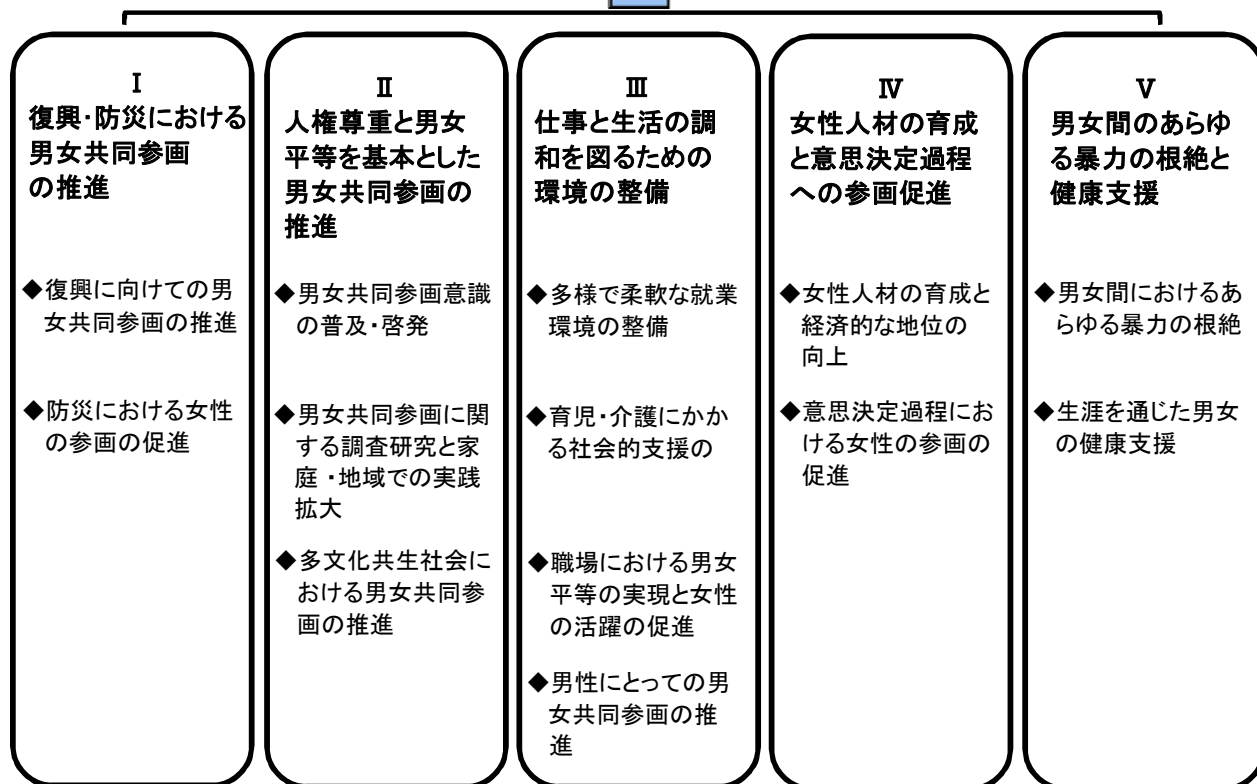
■視 点

人権の尊重と男女平等の実現

ジェンダーの視点と多様な意見の反

女性の能力発揮と環境整備

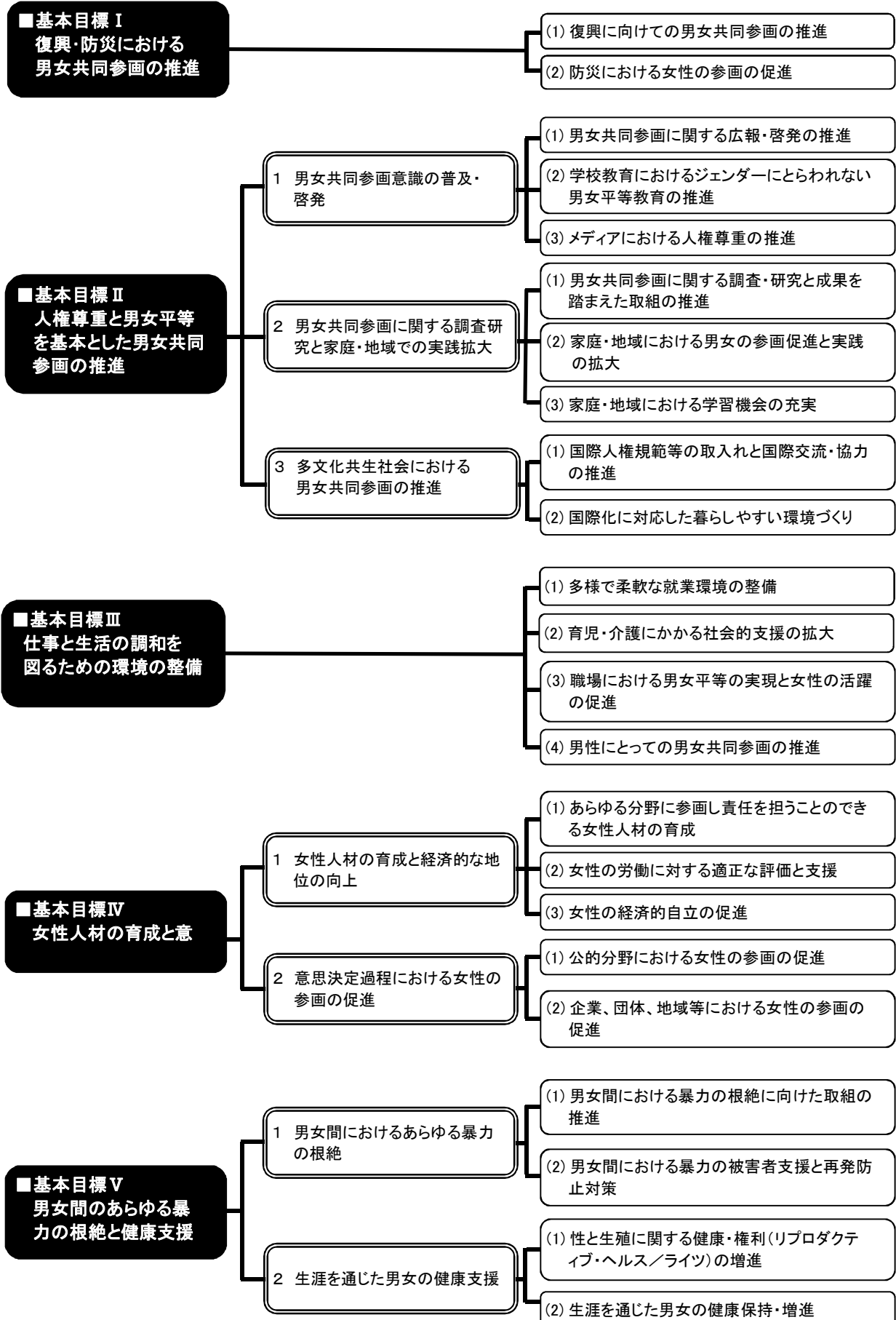
■基本目標



■計画の期間

2013(平成25)年度から2020(平成32)年度までの8年間

ふくしま男女共同参画プランの体系



ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

I 復興・防災における男女共同参画の推進

(1) 復興に向けての男女共同参画の推進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①男女共同参画の視点から、家庭、地域、職場等での復興・防災の積極的な取組を促すとともに、防災意識等の効用を図ります。	生活環境部		男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復興等の各段階において地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針（内閣府作成）を広く一般にも周知し、復興・防災の意識の高揚を図る。 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・取組事例		青少年・男女共生課
②男女共生センターにおいて、復興・防災における男女共同参画を推進するための広報・啓発及び学習機会を提供します。	生活環境部	男女共生センターネットワーク推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、震災後の被災者支援活動や復興に向けて立ち上がり活動している女性団体・グループ等の取組の実践発表の場、意見交換及び各団体の相互交流の機会を提供する。 また、本県の被災した現状を風化させないため、男女共同参画の視点を踏まえた震災・復興に関するシンポジウム等を実施し、県民が一つになって復興するという意識の高揚を図る。	735	青少年・男女共生課
③仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組を行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組を行っている企業を表彰します。また、認証企業へのメリット拡大について検討します。（Ⅲ(1)、Ⅲ(4)再掲）	総務部	福島県発注建設工事の入札参加における加点措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり主観点を加点する。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている企業に対し各10点を加点（主観点の最高点は830点（H25・26）） 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札（標準型・簡易型）における評価項目として加点を行う。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けた企業に対し各0.5点を加点する。		入札監理課
	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金）	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 ＜新規融資枠 40億円＞		経営金融課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
④男女共生センターを拠点に、就業（再就職等）を希望する女性等に対して、各種情報を提供するほか、技能（資格）等を習得できる講習会などを実施し、女性の就業のための支援を行います。	生活環境部	男女共生センター研修事業・相談事業	<p>男女共同参画社会の形成はあらゆる場面で重要となる考え方で、避難者の家庭生活、新たな雇用機会や職場環境、地域の復興等においても同じであることから、男女共同参画の実現に向けて、広く県民に伝えていく必要があるため、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来塾（男女共同参画の視点で、復興・防災等の取組等を積極的に推進する人材の育成） ・男女共同参画基礎講座（男女共同参画をテーマとした講座） ・女性のチャレンジ応援講座（就業（再就職等）を希望する女性、被災された女性の就業に役立つ講習、研修等の実施） ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ支援相談（就業を希望する女性に対する広範な相談、指導により就業機会の拡大を図る。また、意欲と能力のある女性が活躍できるよう起業や再就職、女性の進出が少ない分野への進出等、女性のチャレンジに対する支援を行う。） 	2,333	青少年・男女共生課
⑤コミュニティビジネスの立ち上げの支援、起業化の相談活動など、女性の起業活動等の取組を支援します。	生活環境部	男女共生センター研修事業・相談事業（再掲）	<p>男女共同参画社会の形成はあらゆる場面で重要となる考え方で、避難者の家庭生活、新たな雇用機会や職場環境、地域の復興等においても同じであることから、男女共同参画の実現に向けて、広く県民に伝えていく必要があるため、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ支援相談 	2,333	青少年・男女共生課
⑥県内外へ避難している女性、妊娠中の女性や育児中の母親とその家族などが様々な不安・悩み・ストレスを相談しやすいよう、相談窓口の広報を強化するとともに、県の相談体制の充実に努めます。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	<p>男女が自立し、生きがいのある人生を送ることができるよう、日時用生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談及び就業に関する相談及び情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談（女性及び男性がいきいきと生きていくために、広く生活全般に係る相談を行う。） ・専門相談（法律相談や健康に関することについて、専門家による相談を行う。） ・チャレンジ支援相談 	901	青少年・男女共生課
	保健福祉部	母子の健康支援事業	妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに訪問による支援や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設ける。	36,934	児童家庭課
⑦復興・防災の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進するため、男女共生センターを拠点とした各種団体とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。	生活環境部	男女共生センターネットワーク推進事業（再掲）	<p>男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、震災後の被災者支援活動や復興に向けて立ち上がり活動している女性団体・グループ等の取組の実践発表の場、意見交換及び各団体の相互交流の機会を提供する。</p> <p>また、本県の被災した現状を風化させないため、男女共同参画の視点を踏まえた震災・復興に関するシンポジウム等を実施し、県民が一つになって復興するという意識の高揚を図る。</p>	735	青少年・男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑧町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。	生活環境部		町内会長、PTA会長の女性比率等を調査し、その結果を広く周知する。		青少年・男女共生課
⑨女性の視点を活用した情報発信に努めます。	生活環境部	男女共生センター調査研究・情報事業	男女共同参画に係る情報の収集・提供及び図書室の運営を行う。 また、男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決方策の考察を行うための調査研究を行う。 ・調査研究事業（自主研究） ・情報事業（図書館運営、広報活動）	2,034	青少年・男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

I 復興・防災における男女共同参画の推進

(2) 防災における女性の参画の促進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や生活者の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	生活環境部		「審議会等における女性の登用促進要綱」に基づく協議を行うとともに、あらゆる機会を通じて、女性委員の登用促進を図る。		青少年・男女共生課
②男女共同参画の視点に立ち、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。	生活環境部	男女共生センター研修事業	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来塾(女子)“防災”カUPセミナー) 災害時の被災者支援や復興、防災・減災などさまざまな分野で、男女共同参画やジェンダーの視点に立ち、地域や組織で積極的に活動する女性を支援・育成する。 ・男女共同参画基礎講座 (災害・防災と男女共同参画に関する人材養成研修) 地域における防災活動を担う行政職員や福祉関連職員、女性団体、自治会メンバー等を対象に、災害と男女共同参画に関する基礎知識の習得やワークショップなどによる人材養成をする。	2,333	青少年・男女共生課
③地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れるよう、意識啓発を行います。	生活環境部		男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復興等の各段階において地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針（内閣府作成）の活用を促す。（再掲） ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・取組事例		青少年・男女共生課
④避難所運営を担う市町村に対し、男女共同参画の視点から必要な対応がなされるよう、情報提供や助言を行います。	生活環境部		男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復興等の各段階において地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針（内閣府作成）の活用を促す。（再掲） ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・取組事例		青少年・男女共生課
⑤防災現場への女性の進出が求められており、女性の消防団員の確保に向けた市町村の取組を支援します。	生活環境部		消防団員確保アドバイザーの派遣などを通して女性消防団員の確保に向けた市町村の取組を支援していく。		消防保安課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①男女共同参画についてのホームページの充実など、多様な媒体を活用し、各界各層との連携によるわかりやすい広報・啓発を展開します。	生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための普及啓発事業を実施するとともに、県ホームページにおいて関係情報を発信・充実に努める。 また、男女共同参画推進員を設置し、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出に対し、適切な処理を行う。	60	青少年・男女共生課
	知事直轄生活環境部		県政広報物表現ガイドラインを参考にした男女共同参画の視点からの広報に努める。		全庁
	教育庁		メールマガジン「うつくしま教育通信」及びホームページ等とおして、人権尊重や男女共同参画等の普及啓発に努める。		教育総務課
②男性の正しい理解による意識及び責任に基づく行動が、男性にとっても意義深い男女共同参画社会の形成に繋がることを、若年層や高年層を含めた幅広い層に様々な観点から広報します。	生活環境部		男女共生センター事業を通じて広報を行う。		青少年・男女共生課
③男女共生センターにおける情報提供・広報・啓発を充実します。	生活環境部	男女共生センター調査研究・情報事業（再掲）	男女共同参画に係る情報の収集・提供及び図書室の運営を行う。 また、男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決策の考察を行うための調査研究を行う。 ・調査研究事業（自主研究） ・情報事業（図書館運営、広報活動）	2,034	青少年・男女共生課
		男女共生センターネットワーク推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	735	

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
④企業等における男女共同参画に関する取組みを促進します。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
⑤県における男女共同参画に関する職員研修を推進します。	総務部		・基本研修や管理者研修会等において、職員の意識改革に向けた研修を実施する。 ・県政運営の理念や基本方針を盛り込んだ「職員の手引」を、イントラネット上に掲載する。この職員の手引に、「県政広報物表現ガイドライン『概要版』」の項目を記載し、参照先として福島県ホームページ内のアドレスを掲載する。		職員研修課
	生活環境部		各種会議などに出向き、男女共同参画に関する講義や職員研修を実施する。		青少年・男女共生課
	教育庁		・基本研修や職能研修などの各種研修において、「教職員の服務と勤務」、「男女共同参画と学校教育」などの講義を実施する。		教育総務課 義務教育課 高校教育課
	警察本部		県、関係機関等が主催する研修に職員を積極的に参加させるとともに、部外講師等による研修を積極的に開催する。		教養課
⑥男女共同参画計画の策定は着実な推進のために有効であり、また行政内部の意識改革にも効果があることから、市町村の計画策定に関する取組み等を積極的に支援します。	生活環境部	市町村男女共同参画支援事業	市町村の男女共同参画計画・条例策定等への支援のため、希望する市町村に対しては県職員を派遣する。		青少年・男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。	教育庁		第6次福島県総合教育計画の基本理念である「ふくしまの和」で奏でるところ豊かなたくましい人づくり」に基づき、次の3つの基本目標を掲げるとともに、それぞれの目標についての施策・事業を総合的に実施する。 基本目標1 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成 基本目標2 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現 基本目標3 豊かな教育環境の形成		教育総務課
②ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であることなど、若年層に向けて人権尊重のための教育や普及啓発を引き続き推進します。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー（教員を対象とした男女共同参画や人権に関する講座） ・健康セミナー	1,432	青少年・男女共生課
	生活環境部 保健福祉部	福島県DV対策連携会議開催事業	女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 ・構成機関33、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
	教育庁	道徳教育総合支援事業	児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通して、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性などについて指導していく。	5,191	義務教育課 高校教育課
③児童生徒に対して、男女共生センターと学校が連携し、男女共同参画についての理解や自己実現についての意識啓発に繋がる機会を提供します。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○普及啓発事業 ・未来館キッズクラブ（小・中学生等を対象として、人権や男女共同参画意識の普及啓発） ○研修事業 ・教師のためのヒューマンライツセミナー（教員を対象とした男女共同参画や人権に関する講座）	1,432	青少年・男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
④学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報を提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(IV 1 (3)再掲)	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業(再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・教師のためのヒューマンライツセミナー	1,432	青少年・男女共生課
	教育庁	学力向上推進支援事業(小・中学校)	小・中学校において、県学力向上改善会議を開催して現状の把握・分析を行い、学力向上に向けた構想について議論する。同時に定着確認シートを活用し、指導上の課題を客観的に把握して指導法の改善を図る。また、全県的な学力調査を実施することにより、学力の状況を確認し、課題の解決に結び付けるとともに、学習習慣・生活習慣の確立に取り組み、児童生徒の学力向上に資する。 ○(新)福島県学力向上改善事業 ○学習習慣、生活習慣育成事業 ○授業改善のための定着確認シート活用実践事業 ○学力調査研究事業	43,200	義務教育課
		ふくしまの未来を拓く理数教育充実事業	小・中学校においては、理数教育の充実を図るため、教員の算数・数学、理科の指導力の向上を図るとともに、算数・数学、理科の知識・技能の確実な定着や、専門的な学習に触れる機会を設け、児童生徒の理科や数学への関心・意欲、思考力・応用力を高める。 ○ふくしまの未来を拓く理科力アップ事業 ○算数・数学、理科パワーアップ事業 ○小学生算数、理科講座事業 ○福島県算数・数学ジュニアオリンピック事業	13,550	義務教育課 高校教育課
		学力向上推進支援事業(高等学校)	生徒一人一人の進路希望実現のため、難関大学進学に向けた取組や、確かな学力向上のための基礎力養成・キャリア教育に関する取組の支援などを行う。 ○「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン ○大学進学希望実現事業 ○合同学習セミナー	32,113	高校教育課
⑤「潜在のカリキュラム」など、学校教育における男女共同参画についての問題点の改善に向けた取組みを進めます。	生活環境部		男女共生センターの調査研究の成果を、「教師のためのヒューマンライツセミナー(男女共生センター)」事業等に活かしていく。		青少年・男女共生課
	教育庁		男女混合名簿の導入状況調査等とおし、男女共同参画の推進状況を把握する。		義務教育課 高校教育課
⑥教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画の正しい理解の浸透を更に推進します。	教育庁		人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対しジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進を含む幅広い研修を実施し、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。 校長研修会 819名 初任者研修 267名 経験者研修Ⅱ 271名 新任校長研修 78名 新任教頭研修 96名		義務教育課 高校教育課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑦教員の管理職における女性の登用を促進します。(IV 2 (1)再掲)	教育庁		意欲と能力のある女性教員の登用に努める。		義務教育課 高校教育課
⑧思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する教育についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(V 2 (1)再掲)	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業(再掲)	<p>男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来館フォーラム(地域における課題等をテーマとした参加型の討論等を開催する。) ・未来館アートメッセージ(視聴覚的手法である映画等を通じて「生き方」、「生きる意味」等を考える場を提供する。) ・未来館キッズクラブ ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 	2,333	青少年・男女共生課
	保健福祉部	思春期相談事業	<p>①思春期相談ほっとライン事業 各保健福祉事務所に電話・メール相談を設置し、専門相談を実施する。</p> <p>②思春期保健相談員養成セミナー 若者の性の健康を支援する地域保健、学校保健、地域医療の関係者の支援技術向上に向けた研修会を開催する。</p>	140 (国庫69)	児童家庭課
	教育庁		あらゆる教育活動の中で、人権としての性についての情報の提供や学習の機会を設けることに努めるとともに、各種研修会を通して指導者の相談技術や指導技術の向上を図る。		健康教育課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(3) メディアにおける人権尊重の推進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課（室）＞
①多様なメディアについて、ジェンダーに敏感な視点から実態の把握に努め、メディアに対し、性別役割分担意識を内包する表現や性・暴力表現の抑制など人権尊重への配慮を要請します。	生活環境部		企画、編集に携わる女性の参画について調査する際に、あわせてプランの趣旨を啓発し、ジェンダーに敏感な視点を持ったメディアからの情報発信を要請する。		青少年・男女共生課
		有害環境対策事業	青少年健全育成条例を適正に運用し、性・暴力表現といった青少年の健全な育成を阻害するものの規制等を行うため、有害図書類の指定、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。 ○図書類自動販売機等の調査及び業界指導 ○書店、ネットカフェ等実態調査及び業界指導	1,355	
		子どもインターネット安全安心環境整備事業	○インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、「青少年有害環境対策推進連絡会議」を開催し、メディアリテラシーの育成及びフィルタリングの利用に係る啓発活動を実施する。		
②メディアにおける多様な視点からの情報発信のため、企画・制作・編集などあらゆる段階に女性の参画を要請します。	生活環境部		企画、編集に携わる女性の参画について調査する。		青少年・男女共生課
③情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信する能力についての啓発を行います。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○普及啓発事業 ・未来館フォーラム ・未来館アートメッセージ ・未来館キッズクラブ ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー	1,432	青少年・男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課(室)>
④県政広報物表現ガイドラインの活用により、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。	知事直轄 生活環境部		県政広報物表現ガイドラインを参考にした男女共同参画の視点からの広報に努める。		全庁
⑤市町村における刊行物等において、男女共同参画の視点に立った情報発信となるように支援します。	生活環境部	市町村男女共同参画支援事業(再掲)	市町村の男女共同参画計画・条例策定等への支援のため、希望する市町村に対しては県職員を派遣する。		青少年・男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①男女共生センターにおいて、男女共同参画社会の実現のための調査研究を行い、成果を広く発信します。	生活環境部	男女共生センター調査研究・情報事業(再掲)	男女共同参画に係る情報の収集・提供及び図書室の運営を行う。 また、男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決策の考査を行うための調査研究を行う。 ・調査研究事業（自主研究） ・情報事業（図書館運営、広報活動）	2,034	青少年・男女共生課
②男女共生センターにおける調査・研究の成果を施策・事業に積極的に生かします。	生活環境部	男女共生センター調査研究・情報事業(再掲)	○調査研究事業 男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決策の考査を行うための調査研究を行う。	2,034	青少年・男女共生課
③男女の置かれている状況を客観的に把握するための基礎資料として、あらゆる分野に関する男女別の統計データの収集に努めます。	全庁	各種統計調査分析事業	各分野における情報の収集、分析、提供に努めるとともに男女共同参画の状況や施策の実績状況についてまとめ、公表する。		青少年・男女共生課ほか
④情報提供や連携・協力により、民間の男女共同参画に関する研究を支援します。	生活環境部	男女共生センター調査研究・情報事業(再掲)	男女共同参画に係る情報の収集・提供及び図書室の運営を行う。 また、男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決策の考査を行うための調査研究を行う。 ・調査研究事業（自主研究） ・情報事業（図書館運営、広報活動）	2,034	青少年・男女共生課
⑤県内における各種制度や慣行について、ジェンダーに敏感な視点で点検し改善に努めるよう関係団体等に働きかけます。	全庁	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための事業を実施する。 ・男女共同参画推進員の設置 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出に対し、適切な処理を行う。	60	青少年・男女共生課
⑥男女共同参画に関連する各種調査結果等について、広く公表し、改善を促します。	全庁	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための事業を実施する。 ・男女共同参画年次報告書の作成（ホームページ掲載）	60	青少年・男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課（室）＞
①地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。	生活環境部	男女共生センターネットワーク推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	735	青少年・男女共生課
②男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、ふくしま県民活動支援センター、県ボランティアセンター等を支援し、地域活動やボランティア活動を推進します。	企画調整部	ふくしま地域活動団体サポートセンター	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」において、情報やネットワーク面を中心に、ボランティアやNPO等の活動基盤の強化を支援するとともに、県内における協働の推進により、それぞれの得意分野を活かした地域の多様な主体の参加と連携を図る。	22,588	文化振興課
	保健福祉部	福祉ボランティア活動強化支援事業	県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していく。 ○県ボランティアセンター事業 (1) ボランティア・市民活動の受入体制強化事業 ボランティア受入施設の担当者に対する研修を実施し、受入体制の強化を図る。 (2) 地域住民等によるボランティア力強化事業 ア 仮設住宅の避難者と地域住民の交流促進事業の実施 イ 学生ボランティアの交流促進事業の実施 (3) ボランティアコーディネーターの配置 (4) 小中高生へのボランティア及び福祉教育の普及促進事業 ボランティアに関する冊子を作成し、サマーショートボランティア等を通じて、ボランティアの啓発を促す。	7,918	社会福祉課
③地域生活やボランティア活動に参画しやすい職場・環境づくりのため、企業等への啓発を行います。	企画調整部	ふくしま地域活動団体サポートセンター（再掲）	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」において、情報やネットワーク面を中心に、ボランティアやNPO等の活動基盤の強化を支援するとともに、県内における協働の推進により、それぞれの得意分野を活かした地域の多様な主体の参加と連携を図る。	22,588	文化振興課
	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・企業研修（企業内研修時に適切な支援を行い、企業における意識喚起を図る）	1,432	青少年・男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課(室)>
④県のホームページ上で、個々のNPOの事業情報等を掲載するとともに、多様なキャリア形成にも繋がる活動について広く情報提供します。	企画調整部	ふくしま地域活動団体サポートセンター(再掲)	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」において、情報やネットワーク面を中心に、ボランティアやNPO等の活動基盤の強化を支援するとともに、県内における協働の推進により、それぞれの得意分野を活かした地域の多様な主体の参加と連携を図る。	22,588	文化振興課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進
 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大
 (3) 家庭・地域における学習機会の充実

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①家庭等における幼少時からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供します。	生活環境部		男女共生センターにおける事業等を通じて推進していく。		青少年・男女共生課
②男性が男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発及び学習機会を提供します。	生活環境部		男女共生センターにおける事業等を通じて推進していく。		青少年・男女共生課
③家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー	1,432	青少年・男女共生課
			平成20年度に完成した、男女相互の理解と協力の重要性などについて理解を促すための教育プログラム及び教材の活用促進に努める。		青少年・男女共生課
④男女共生センターにおいて、男女共同参画に関する各種の情報・学習機会の提供により男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、様々な社会活動を支援する機会の充実を図ります。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2,333	青少年・男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑤女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう相談及び就業に関する相談等を行う。 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
⑥地域の男女共同参画を促進するための人材育成を行います。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー	1,432	青少年・男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多文化共生社会における男女共同参画の推進

(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
① 「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、さらには「北京+10」などの国際的規範や国際的動向の周知とそれらを踏まえた施策の推進に努めます。	生活環境部		県、男女共生センターで情報を収集し、提供していく。		青少年・男女共生課
② 男女共生センターにおいて、国際社会における男女共同参画の取組について調査・研究を行うとともに、取組への理解を促進するような学習機会を提供します。	生活環境部	男女共生センターネットワーク推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	735	青少年・男女共生課
③ 地域や文化によりジェンダーが異なることを踏まえて、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。	生活環境部	男女共生センターネットワーク推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	735	青少年・男女共生課
④ 青年海外協力隊の派遣協力や、JICA等との協力による海外からの研修員の受入等、国際交流・協力事業を男女平等の視点で推進します。	生活環境部		独立行政法人国際協力機構（JICA）二本松青年海外協力隊訓練所と協力しながら、国際協力のためのボランティア派遣を推進するとともに、「ふくしまグローバルセミナー」等の市民参加型セミナーの開催を通じて、国際交流・国際協力の推進に努める。	266	国際課
⑤ 国際交流・協力を進めるNGOとの連携を進めます。	生活環境部		（公財）福島県国際交流協会や国際交流団体等との情報交換を図るなど、連携に努めていく。		国際課
		男女共生センターネットワーク推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	735	青少年・男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
<p>⑥すべての生徒に、直接外国青年（英語指導助手）に接して語学指導を受ける機会を設け、外国語教育の充実を図ります。</p>	<p>教育庁</p>	<p>語学指導等を行う外国青年招致事業</p>	<p>国際社会に対応した人材の育成を図るため、語学指導等を行う外国青年（英語指導助手）を招致する。 1 招致事業 29人（専任教8人、訪問校21人） 2 英語指導助手の活用に当たっては、県立高校に常駐または訪問させ、生徒の指導に当たらせるよう計画する。 3 英語指導助手活用方針 県立学校の生徒への指導を中心とするが、英語担当教員の現職教育の機会としても活用する。</p>	<p>134,038</p>	<p>高校教育課</p>

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多文化共生社会における男女共同参画の推進

(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発及び実践を図ります。	生活環境部	ふくしま型ユニバーサルデザイン実践強化事業	「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、ふくしま型UDの理念普及と実践促進を図る。 1 ふくしま型UD実践強化事業 UDのまちづくり推進事業 東日本大震災において、障がい者等がどのような困難に直面したかについて学び、これから復興のまちづくりを行っていく上で UDの視点を取り入れていくことの必要性を学ぶ研修会を行う。 2 ふくしま型UD実践発信事業 (1) ふくしまユニバーサルデザイン推進会議 社会の各種サービスを提供する事業者や団体とサービスを利用する生活者の双方から構成される推進会議を開催する。 (2) こおりやまユニバーサルデザインものづくりフェア出展 啓発用パネル・パンフレットの貸し出し・提供を行い、普及啓発を図る。	990	青少年・男女共生課
	全庁	公共施設ユニバーサルデザイン推進事業	UD関連のイベントへの出展(生活環境部・保健福祉部と共同)等により、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づく取組みの活発化・充実化を図る。		土木企画課
②県内の外国籍の女性の実態の把握に努めるとともに、相談体制の整備と充実を図ります。	生活環境部		今後の調査研究課題として検討し、関係機関と連携した体制づくりを目指す。		青少年・男女共生課
③国際理解教育の推進と多文化共生理解の促進に努めます。	生活環境部	多文化共生社会推進事業	外国出身県民の抱える問題に対応するため、外国出身県民が相談できる環境を整備するとともに、(公財)福島県国際交流協会等と連携を図りながら多文化共生の理解促進を図る。また、外国籍住民に係る現状や人権、多文化共生社会の構築などに関する冊子の作成、研修会等を実施し、外国籍住民の人権に関する県民の理解を深める。	5,355	国際課
	教育庁	語学指導等を行う外国青年招致事業(再掲)	国際社会に対応した人材の育成を図るため、語学指導等を行う外国青年(英語指導助手)を招致する。 1 招致事業 29人(専任教8人、訪問校21人) 2 英語指導助手の活用に当たっては、県立高校に常駐または訪問させ、生徒の指導に当たらせるよう計画する。 3 英語指導助手活用方針 県立学校の生徒への指導を中心とするが、英語担当教員の現職教育の機会としても活用する。	134,038	高校教育課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
④通訳や日本語学習をサポートできる民間ボランティアや、日本語学習指導者の養成に努めます。	生活環境部		(公財) 福島県国際交流協会において、日本語ボランティア研修会の開催や日本語教室の代表者を対象としたネットワーク会議を開催するなど、ボランティアの資質向上や関係団体間の連携を図るとともに、日本語教室開設に向けた支援を行う。		国際課
⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に努めます。	全庁		ホームページやパンフレットなど外国語での情報提供に努める。		全庁
⑥外国籍の女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。	全庁		各種審議会などにおいて、外国出身者のメンバーを委員に迎えるなど、行政に反映される仕組みづくりに努めている。		全庁

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(1) 多様で柔軟な就業環境の整備

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組を行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組を行っている企業を表彰します。(Ⅰ(1) Ⅲ(4)再掲)	総務部	福島県発注建設工事の入札参加における加点措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり主観点を加点する。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている企業に対し各10点を加点（主観点の最高点は830点（H25・26）） 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札（標準型・簡易型）における評価項目として加点を行う。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けた企業に対し各0.5点を加点する。		入札監理課
	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組を促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
	中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金）	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 <新規融資枠 40億円>		経営金融課	
②育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取組めます。	生活環境部		男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。		青少年・男女共生課
	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組を促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課	

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
③育児・介護休業法に定める子育て期間中の勤務時間短縮等の措置について、普及啓発に努めます。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
④育児・介護休業中等の勤労者に対して、生活安定に必要な資金を低利で融資します。	商工労働部	労働者支援融資制度	育児・介護休業者等生活資金 ・融資対象者 県内に居住又は県内の事業所に勤務する勤労者で、育児・介護休業取得者又は介護休業を取らずに介護している者 ・利率：年0.8％ ・償還期限：6年（うち据置期間1年） ・貸付限度額：100万円	5,000 (内新規貸付分5,000)	雇用労政課
⑤長時間労働の是正に向けた企業への啓発を行います。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
⑥再就職を希望する人が円滑に就職できるよう、受入環境整備を推進します。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
⑦女性の再就職に向け、情報提供、キャリアカウンセリング、職業訓練などの支援や、再就職に関する支援を行います。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談及び就業に関する相談等を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
⑨パートタイム労働者・派遣労働者などの非正規雇用者の公正な処遇について啓発に努め、法令遵守の必要性や重要性について周知します。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
① 保育所入所定員の拡大、多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組み、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実に努めます。(Ⅳ1(2)再掲)	総務部	私立幼稚園子育て支援推進事業	私立幼稚園における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ① 預かり保育 ② 長期休業日預かり保育 ③ 子育て支援活動の推進	321,090	私学法人課
	保健福祉部	保育対策等促進事業	保護者の多様な保育需要に対応するため、下記の事業を実施する市町村に対して補助等を行う。 1 保育対策等促進事業 延長保育や特定保育、休日保育などの多様な保育サービスを実施する保育所等に対して補助する。 2 福島県すくすく保育支援事業 乳児保育の環境改善を実施する保育所に対して補助するほか、国庫補助の対象とならない地域子育て支援センターに対する補助	430,509	子育て支援課
		放課後子どもプラン（放課後児童健全育成事業）	昼間保護者のいない主に小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを設置する市町村に対し補助する 1 放課後児童健全育成事業 10人以上の児童で組織するクラブへの運営費補助 2 福島県わくわく放課後支援事業 児童数5人以上、開設日数200日以上で、国庫補助の対象とならないクラブへの運営費補助 3 放課後児童クラブ障がい児受入支援事業 障がい児を受け入れ、担当職員を配置する場合の経費についての補助	751,788	子育て支援課
		病院内保育所運営費補助事業	子どもを持つ看護職員や医師等の離職防止と再就業の促進を図るため、病院内保育所を運営している民間病院へ運営費の一部を補助する。 なお、24時間保育、病児保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の実施に対しては補助額を加算する。	144,911	感染・看護室
② 「子育て支援を進める県民運動」を一層推進し、安心して子育てができるとともに、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。	保健福祉部	地域の子育て力向上事業（子育て支援ネットワーク促進事業）	子育て家庭の身近なところで活動している民間団体の連携強化を図り、各団体の活動を一層充実させることを目的として、「ふくしま子育て支援ネットワーク」に対して補助を行う。	916	子育て支援課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
③子育て等に関する相談・情報提供体制を整備します。	保健福祉部	保育対策等促進事業（再掲）	<p>すくすく保育支援事業（地域子育て支援センター充実事業） 子育て親子の交流事業等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行う地域子育て支援拠点事業のセンター型を実施する市町村に対し、保育士の配置要件等で国庫補助事業に該当しなかったセンターに対して補助する。</p>	900	子育て支援課
④子育てサークルの情報について収集・提供を行い、相互交流によるネットワーク化・機能強化を図るとともに、地域子育て支援センターの設置を進め、地域で子育てを支援・応援する環境づくりに努めます。	総務部	私立幼稚園子育て支援推進事業	<p>私立幼稚園における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③子育て支援活動の推進</p>	321,090	私学法人課
	保健福祉部	保育対策等促進事業（再掲）	<p>すくすく保育支援事業（地域子育て支援センター充実事業） 子育て親子の交流事業等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行う地域子育て支援拠点事業のセンター型を実施する市町村に対し、保育士の配置要件等で国庫補助事業に該当しなかったセンターに対して補助する。</p>	900	子育て支援課
		地域の寺子屋推進事業	<p>社会全体での子育て支援を推進するため、知恵と経験を持つ地域の人々と子どもやその親が地域の資源を活用して交流する取組を行う団体を支援する。また、東日本大震災等に伴い地域コミュニティの再生が求められていることから、仮設住宅等においても実施し、「地域の寺子屋」を県内各地に拡大する。</p>	17,435	子育て支援課
		子育て・子育て環境づくり総合対策事業	<p>関係団体及び公募委員で構成される福島県子育て・子育て環境づくり推進会議を開催し、幅広い意見を聴取し、子育て・子育て環境づくりの推進を図る。</p>	435	子育て支援課
⑤ファミリー・サポート・センターの普及、会員拡大を支援します。	保健福祉部		<p>各ファミリー・サポート・センターにおける活動状況について、調査・取りまとめを行い、情報提供するとともに、広報用ポスターやホームページにより、事業に対する普及・啓発を図る。</p>		子育て支援課
⑥介護保険の対象となる在宅及び施設サービスの提供基盤の整備を促進します。	保健福祉部	ホームヘルプパワーアップ作戦	<p>訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修を実施する。 新任訪問介護員研修、テーマ別技術向上研修、訪問介護適正実施研修</p>	1,143	高齢福祉課
		社会福祉施設整備事業	<p>市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費を補助する。 ○補助対象施設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス</p>	2,340,600	高齢福祉課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑦介護予防施策や自立した生活の支援を行う生活支援施策の充実と軽費老人ホーム等の整備を促進します。	保健福祉部	社会福祉施設整備事業 (再掲)	市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費を補助する。 ○補助対象施設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス	2,340,600	高齢福祉課
		介護実習・普及事業	県民介護講座、介護の日記念フォーラムの開催等を通じて、地域住民への介護の知識・技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は地域住民全体で支えるもの」という考え方を広く啓発する。 また、福祉機器の展示並びに住宅改修を含めた相談体制の整備等を行う。	33,453	高齢福祉課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(3) 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①男女雇用機会均等法等、労働関係法令の周知を図ります。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
②男女の労働条件における格差をなくすための普及啓発を行います。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
③短時間正社員等働きやすい制度の普及に努めます。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
④実質的な男女の均等を確保するため、女性の妊娠出産による不利益な取扱いや間接差別をなくす啓発活動を推進します。	生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための事業を実施する。 ・ 男女共同参画推進員の設置 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出に対し、適切な処理を行う。	60	青少年・男女共生課
	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
	商工労働部	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
⑤事業主等に対し、新規学卒者の受入れを含め、性差別のない正規雇用の拡大を促進します。	商工労働部	ふるさと福島就職情報センター運営事業、ふくしま回帰就職応援事業	福島市及び東京都に「ふるさと福島就職情報センター」を設置し、企業訪問等を通して、新規学卒者の求人確保、正規雇用の拡大及び性差別のない雇用に向けた働きかけをする。 併せて、企業の優秀性、先進性などの魅力情報や求人情報を収集し、新規学卒者に情報を発信することで、企業の人材確保を支援し、新規学卒者の県内企業への就職を促進する。	36,705	雇用労政課
⑥女性労働者の実態を含め、県内の労働条件に関する実態把握に努め、調査結果等の成果を事業や取組に生かします。	商工労働部	労働条件等実態調査の実施	県内民間事業所の常用労働者数30人以上の1,400事業所について、労働時間、休暇制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とする。	1,421	雇用労政課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
⑦セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。	生活環境部		関係部局と連携を図りながら、取組みへの啓発をしていく。		青少年・男女共生課
	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
⑧ポジティブ・アクションの普及に努め、企業における取組の積極的な実施を促進します。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
⑨パートタイム労働指針等の周知と普及を図ります。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(4) 男性にとっての男女共同参画の推進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努め、地域活動・家庭生活等への参画の重要性を啓発するとともに、広く若年層、高年層へ普及啓発を進めます。	生活環境部		男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。		青少年・男女共生課
②男性が家事、育児及び介護などの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。	生活環境部		男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。		青少年・男女共生課
③男性が育児・介護休業を取得しやすい環境整備を促進します。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
④仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組を行っている企業を表彰します。 (Ⅰ(1) Ⅲ(1)再掲)	総務部	福島県発注建設工事の入札参加における加点措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり主観点を加点する。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている企業に対し各10点を加点(主観点の最高点は830点(H25・26)) 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札(標準型・簡易型)における評価項目として加点を行う。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けた企業に対し各0.5点を加点する。		入札監理課
		次世代育成・少子化対策推進事業(再掲)	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
	商工労働部	ワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
		中小企業制度資金貸付金(ふくしま産業育成資金)	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 <新規融資枠 40億円>		経営金融課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①男女共生センターにおいて、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を図ります。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2,333	青少年・男女共生課
②社会の様々な分野において活動できる女性リーダーが育成されるよう支援するとともに、活躍している女性等によるネットワークの構築を支援します。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2,333	青少年・男女共生課
		男女共生センターネットワーク推進事業（再掲）	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	735	青少年・男女共生課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
②社会の様々な分野において活動できる女性リーダーが育成されるよう支援するとともに、活躍している女性等によるネットワークの構築を支援します。	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業	<p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <p>1 農山漁村における男女共同参画推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 <p>2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業</p> <p>家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。</p> <p>3 女性人材育成事業</p> <p>男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。</p>	238	農業担い手課
		農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成研修)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどのに関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	425	農業担い手課
③地域における男女共同参画の学び・実践の広がりにも寄与する人材の育成に努めます。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業（再掲）	<p>男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 	2,333	青少年・男女共生課
④男女共生センターを拠点に、必要な情報の提供、相談窓口の充実、学習機会の提供・整備等、女性の能力発揮のための支援を行います。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業（再掲）	<p>男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来館フォーラム ・未来館アートメッセージ ・未来館キッズクラブ ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 	2,333	青少年・男女共生課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
⑤理工系分野や保健分野等男女の進出に差がある分野の関心を喚起するため広く情報提供に努めます。	生活環境部		男女共生センターの調査研究成果を踏まえ、検討する。		青少年・男女共生課
	教育庁	学力向上推進支援事業 (高等学校) (再掲)	生徒一人一人の進路希望実現のため、難関大学進学に向けた取組や、確かな学力向上のための基礎力養成・キャリア教育に関する取組の支援などを行う。 ○「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン ○大学進学希望実現事業 ○合同学習セミナー	32,113	義務教育課 高校教育課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(2) 女性の労働に対する適正な評価と支援

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日頃から果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(IV 1 (3)再掲)	農工労働部 農林水産部	労働条件等実態調査の実施(再掲) いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業(再掲)	県内民間事業所の常用労働者数30人以上の1,400事業所について、労働時間、休暇制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とする。 「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。 3 女性人材育成事業 男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。	1,421 238	雇用労政課 農業担い手課
②農家における家族経営協定締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により女性の経営参画を促進します。	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業(再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。 3 女性人材育成事業 男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。	238	農業担い手課
③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性農業者に対する支援を行います。	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業(再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。 3 女性人材育成事業 男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。	238	農業担い手課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性農業者に対する支援を行います。	農林水産部	農村女性活動再生事業 (組織活動再生支援)	東日本大震災や原発事故の影響から、会員の避難や風評の影響などにより活動が停滞している女性組織に対し、活動の活性化と地域の復興につながる取組を行うための経費を補助する。	5,015	農業担い手課
		農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成研修) (再掲)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどのに関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	425	農業担い手課
④女性農業者が主体的に経営参画できるよう経営能力の向上を支援します。(IV 1 (3))	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。 3 女性人材育成事業 男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。	238	農業担い手課
		農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成研修) (再掲)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどのに関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	425	農業担い手課
⑤法人化等の支援により、農業経営基盤の強化を図ります。	農林水産部	担い手組織等育成支援事業	集落営農組織の高度化や農業経営の法人化を推進するため各種支援を行う。 ○集落営農推進支援事業(県推進事業) ・農用地利用改善団体育成 ・担い手組織経営改善支援 ○企業的農業経営団体育成支援事業 (事業主体：福島県担い手育成総合支援協議会) ・地域連携モデル経営体法人化推進 ・農業法人設立・経営相談支援 ・求人情報等収集提供 ・法人経営団体育成アドバイザーの設置 ○県担い手育成総合支援協議会運営事業 (事業主体：福島県担い手育成総合支援協議会) ・担い手アクションサポート会議の開催 ○企業的農業経営体ステップアップ支援事業 (事業主体：福島県担い手育成総合支援協議会) ・専門的知識を有し指導助言する「スペシャリスト」の設置 ・法人経営ステップアップ講座の開催	10,127	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑤法人化等の支援により、農業経営基盤の強化を図ります。	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業（再掲）	<p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <p>1 農山漁村における男女共同参画推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 <p>2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業</p> <p>家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。</p> <p>3 女性人材育成事業</p> <p>男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。</p>	238	農業担い手課
⑥就職、再就職及び起業に役立つ知識や技能（資格）等を習得できる機会を提供し、女性の参画・進出を応援します。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	<p>男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談及び就業に関する相談等を行う。</p> <p>○相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 	901	青少年・男女共生課
	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業（再掲）	<p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <p>1 農山漁村における男女共同参画推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 <p>2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業</p> <p>家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。</p> <p>3 女性人材育成事業</p> <p>男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。</p>	238	農業担い手課

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
⑦起業希望者に対し助成や融資に関する支援制度を周知し、男女がともに利活用しやすいセミナーや相談等の実施に努めます。	商工労働部	中小企業制度資金貸付金（起業家支援保証）	新たに事業を開始する創業者や独立開業者、ベンチャー企業等を対象に、金融機関を通じて融資を行い支援する。 ＜新規融資枠 10億円＞		経営金融課
	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業（再掲）	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。 3 女性人材育成事業 男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。	238	農業担い手課
		農村女性活動再生事業（女性農業経営者育成研修）（再掲）	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどのに関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	425	農業担い手課
⑧保育所入所定員の拡大、多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組み、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実に努めます。（Ⅱ（2）再掲）	総務部	私立幼稚園子育て支援推進事業	私立幼稚園における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③子育て支援活動の推進	321,090	私学法人課
	保健福祉部	保育対策等促進事業	保護者の多様な保育需要に対応するため、下記の事業を実施する市町村に対して補助等を行う。 1 保育対策等促進事業 延長保育や特定保育、休日保育などの多様な保育サービスを実施する保育所等に対して補助する。 2 福島県すくすく保育支援事業 乳児保育の環境改善を実施する保育所に対して補助するほか、国庫補助の対象とならない地域子育て支援センターに対する補助	423,946	子育て支援課
		放課後子どもプラン（放課後児童健全育成事業）	昼間保護者のいない主に小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを設置する市町村に対し補助する 1 放課後児童健全育成事業 10人以上の児童で組織するクラブへの運営費補助 2 福島県わくわく放課後支援事業 児童数5人以上、開設日数200日以上で、国庫補助の対象とならないクラブへの運営費補助 3 放課後児童クラブ障がい児受入支援事業 障がい児を受け入れ、担当職員を配置する場合の経費についての補助	653,398	子育て支援課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(3) 女性の経済的自立の促進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業（再掲）	<p>男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 	2,333	青少年・男女共生課
②学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報を提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。（Ⅱ 1 (2)再掲）	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	<p>男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・教師のためのヒューマンライツセミナー 	1,432	青少年・男女共生課
	教育庁	学力向上推進支援事業（小・中学校）	<p>小・中学校においては、児童生徒の学力向上を図るため「定着確認シート活用実践事業」を行うとともに、高等学校においては、生徒一人ひとりの進路希望を実現するための各学校の実態に応じた学力向上やキャリア教育に関する取組みを支援する。</p> <p>【小・中学校】授業改善のための定着確認シート活用実践事業、学力調査研究事業</p> <p>【高等学校】「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン</p>	43,200	義務教育課
		学力向上推進支援事業（高等学校）	<p>生徒一人一人の進路希望実現のため、難関大学進学に向けた取組みや、確かな学力向上のための基礎力養成・キャリア教育に関する取組みの支援などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン ○大学進学希望実現事業 ○合同学習セミナー 	32,113	高校教育課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
③女性労働者が就業を継続し、能力を発揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や企業に対する働きかけを行います。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業（再掲）	<p>男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 	2,333	青少年・男女共生課
	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業（再掲）	<p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <p>1 農山漁村における男女共同参画推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 <p>2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業</p> <p>家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。</p> <p>3 女性人材育成事業</p> <p>男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。</p>	238	農業担い手課
	農村女性活動再生事業（女性農業経営者育成研修）（再掲）	<p>意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどの関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。</p>	425	農業担い手課	

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
④再就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修を行い、就業支援、職業教育の充実に努めます。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談及び就業に関する相談等を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
	商工労働部	離職者等再就職訓練事業（母子家庭の母等の職業的自立促進コース）	就労経験がないか又は就労経験に乏しい母子家庭の母等の就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進するため、民間の教育訓練機関等多様な委託先を活用して短期課程の職業訓練を実施する。	1,575	産業人材育成課
		ふるさと福島就職情報センター運営事業、ふくしま帰職応援事業（再掲）	福島市及び東京都に設置した「ふるさと福島就職情報センター」において、求職者に対して、きめ細かなカウンセリングや指導、並びに求人開拓や職業紹介を通じ、就職を支援する。また、新規高卒者の早期離職を防止し、職場定着を支援するための相談支援を行う。	36,705	雇用労政課
		ふくしま就職応援センター運営事業（緊急雇用創出事業）	郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市の「ふくしま就職応援センター」において、離職を余儀なくされた方等求職者に対してきめ細かい就職相談、職業紹介や生活・就労相談を行うとともに、県内外を巡回することにより、就職を支援する。また、県内企業を訪問し、求人開拓を行い、併せて企業の人材確保を支援する。	149,416	雇用労政課
⑤女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日ごろから果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。（IV 1 (2)再掲）	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業（再掲）	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。 3 女性人材育成事業 男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。	238	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑥農家における家族経営協定の締結を推進し、労働報酬や収益配分を定めるなど協定内容の充実を図り、女性が農業を支える重要な担い手であるとの地位の確立を推進します。	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業（再掲）	<p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <p>1 農山漁村における男女共同参画推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 <p>2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業</p> <p>家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。</p> <p>3 女性人材育成事業</p> <p>男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。</p>	238	農業担い手課
⑦女性農業者が主体的に経営参画できるよう経営能力の向上を支援します。（IV 1 (2)）	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業（再掲）	<p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <p>1 農山漁村における男女共同参画推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 <p>2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業</p> <p>家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。</p> <p>3 女性人材育成事業</p> <p>男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。</p>	238	農業担い手課
		農村女性活動再生事業（女性農業経営者育成研修）（再掲）	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどの関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	425	農業担い手課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

2 意思決定過程における女性の参画の促進

(1) 公的分野における女性の参画の促進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、女性の参画を引き続き進めます。	全庁		「審議会等における女性の登用促進要綱」に基づく協議を行うとともに、あらゆる機会を通じて、女性委員の登用促進を図る。		青少年・男女共生課
②男女共同参画人材リストについて、様々な分野で活躍する女性の情報収集に努めるとともに、活用を図ります。	生活環境部		各分野で活躍している県内女性に関する情報を収集し、男女共同参画人材リストを整備し提供する。		青少年・男女共生課
③「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等の着実な推進を図ります。	総務部		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。		人事課
	教育庁		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。		教育総務課
	警察本部		・適性を有する人材の採用を計画的に推進する。 ・職域の拡大を進めるとともに、職員の能力・適性に応じた配置を行う。		警務課
④各職場において、職員の能力、資質、意欲等を踏まえた職務経験の付与や育児、介護等に配慮した研修参加の機会を通じ、女性職員の能力向上とキャリア形成に努めます。	全庁		・職員の能力や適性を踏まえた配置換えを行うなど、幅広い職務経験の付与に取り組む。 ・研修に参加しやすい環境を整備する。 ・管理・監督者に対し、高度で専門的な研修を受講させることにより、職員の専門的な能力や管理能力の向上を図る。		人事課 職員研修課
⑤女性職員及び教員のポジティブ・アクションについて、男女共同参画推進条例の趣旨を尊重した取組を推進します。	総務部		「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づき計画的に推進する。		人事課
	教育庁		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。		教育総務課 職員課 義務教育課 高校教育課
	警察本部		「福島県警察職員男女共同参画推進行動計画」に基づき計画的に推進する。		警務課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑥教員の管理職における女性の登用を促進します。(II 1 (2) 再掲)	教育庁		男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める。		義務教育課 高校教育課
⑦女性の政治参加の重要性についての啓発を実施します。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業(再掲)	<p>男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来館フォーラム ・未来館アートメッセージ ・未来館キッズクラブ ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー 	1,432	青少年・男女共生課
			県議会及び市町村議会の議員数について毎年調査を行う。		

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

2 意思決定過程における女性の参画の促進

(2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
①企業、団体、地域における固定的な性別役割分担意識の解消への取組を促進します。	全庁		男女共生センターや関係団体と連携し、あらゆる機会をとらえて啓発を行う。		青少年・男女共生課
②企業等に対して、多様な働き方に柔軟に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などに繋がり、利点の多い取組であることを啓発します。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	447	雇用労政課
③入札制度において、子育て支援や仕事と生活の調和に関する取組を行っている企業の評価を加算するなど、企業の取組を促進します。	総務部	福島県発注建設工事の入札参加における加点措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり主観点を加点する。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている企業に対し各10点を加点（主観点の最高点は830点（H25・26）） 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札（標準型・簡易型）における評価項目として加点を行う。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けた企業に対し各0.5点を加点する。		入札監理課
	商工労働部	中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金）	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 ＜新規融資枠 40億円＞		経営金融課
	出納局	物品調達における優先指名（選定）	県が行う物品調達において、入札（見積）参加者を、次世代育成認証企業の中から、優先的に指名（選定）する。		入札用度課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
④女性労働者の能力発揮やキャリアアップに向けた研修、ポジティブ・アクションの導入等を促進します。	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	<p>中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取り組みを促進する。</p> <p>1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証</p>	1,045	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	<p>中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。</p> <p>1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業</p>	447	雇用労政課
⑤町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を促進します。	生活環境部		町内会長、PTA会長の女性比率等を調査し、その結果を広く周知する。		青少年・男女共生課
⑥農業協同組合の役員、農業委員への女性の参画拡大や、農業協同組合等への女性の正組合員加入拡大について、啓発活動を促進します。	農林水産部	いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業（再掲）	<p>「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。</p> <p>1 農山漁村における男女共同参画推進事業 ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ・各地方における農山漁村男女共同参画の推進 ・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進</p> <p>2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業 家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー（仮称）」を開催する。</p> <p>3 女性人材育成事業 男女共同参画セミナーの開催及び女性農業者リーダー全国会議に女性農業者を派遣し、リーダーとしての資質向上を図る。</p>	238	農業担い手課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
①DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○普及啓発事業 ・未来館フォーラム ・未来館アートメッセージ ・未来館キッズクラブ ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー	1,432	青少年・男女共生課
	生活環境部 保健福祉部	福島県DV対策連携会議開催事業（再掲）	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 ・構成機関33、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
	警察本部		・配偶者暴力被害防止に向け、県警だより、広報ふくしま等の広報紙、ラジオ放送等による広報啓発を行う。 ・県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。		生活安全企画課
②学校教育において児童生徒の発達段階に応じて、生命尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性など人権尊重に立脚した教育を行い、児童生徒が将来の暴力に関する被害者、加害者にならないように認識を深める取組を進めます。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・教師のためのヒューマンライツセミナー	1,432	青少年・男女共生課
	保健福祉部	思春期相談事業（再掲）	①思春期相談ほっとライン事業 各保健福祉事務所に電話・メール相談を設置し、専門相談を実施する。 ②思春期保健相談員養成セミナー 若者の性の健康を支援する地域保健、学校保健、地域医療の関係者の支援技術向上に向けた研修会を開催する。	140 (国庫69)	児童家庭課
	教育庁	いじめ問題等対策支援事業	①いじめ問題等対策支援運営協議 ②研修会の開催及び学校等への支援 いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期解決などいじめ問題について研修会を開催、市町村教育委員会、小・中学校へのいじめ問題などへの支援を行う。		義務教育課 高校教育課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
③若年層だけでなくすべての年齢層に対し、暴力、売買春は人権侵害であるという広報啓発を行います。	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○普及啓発事業 ・未来館フォーラム ・未来館アートメッセージ ・未来館キッズクラブ ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー	1,432	青少年・男女共生課
	警察本部		県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。		生活安全企画課
④リーガルリテラシーを高める啓発活動を行い、女性や少女が人権侵害を我慢しない意識づくりや環境づくりに取り組みます。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
	警察本部		県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。		生活安全企画課
⑤男女間における暴力について定期的に実態を把握し、今後のDV防止やDV加害者対策などの施策に的確に反映させます。	生活環境部 保健福祉部 警察本部		生活環境部、保健福祉部、県警、民間が連携し、国の動向をふまえながら今後の課題として研究する。		児童家庭課 子育て支援課 生活安全企画課
⑥性犯罪、売買春やDV、ストーカー行為など、女性への暴力に対し厳正に対処し取締を強化します。	警察本部		県民の生命、身体及び財産の保護の観点に立ち、相談者の保護対策の徹底を図るとともに、有責・違法な行為については、これを事件化して被疑者を検挙する。		生活安全企画課
⑦職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組みを促進します。	生活環境部		各種会議等で周知するほか、関係部局と連携しながら取り組みへの啓発をしていく。		青少年・男女共生課
	商工労働部	次世代育成・少子化対策推進事業（再掲）	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「子育て応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	1,045	雇用労政課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
⑧児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭内の暴力防止について、地域に密着した相談支援体制の充実を図り、また、市町村での虐待防止活動を支援します。	保健福祉部	高齢者虐待防止ネットワーク総合対策事業	市町村における高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への対応が適切に行われるよう、関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築とその運営を支援する。	1,734	高齢福祉課
		福島県DV対策連携会議開催事業（再掲）	女性の人权侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人权に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 ・構成機関33、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
		社会参加促進事業	(1)「障がい者110番」運営事業 障がい者の人权に関わる専門相談窓口を開設して電話又は来所による相談に応じ、人权保護のための支援を行う。 また、弁護士等を含む「相談チーム」を編成し、問題解決の方策について一定の目安がつくまでの間相談者の支援にあたる。	2,128	障がい福祉課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
①ドメスティックバイオレンス対策連携会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者支援と再発防止対策を進めます	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
	生活環境部 保健福祉部	福島県DV対策連携会議開催事業（再掲）	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 ・構成機関33、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
	保健福祉部	男女共生センターとの連絡調整業務	民間、警察、福祉事務所等関係機関との連携を密に行っているところであるが、特に男女共生センターとの連携については、女性を対象とする部分では共通のものであり欠かせないものであるから積極的な連携を図る。 （業務内容） 1 女性のための相談支援センター入所者が、男女共生センターが実施する講座等を活用する。 2 緊急に保護を必要とする女性が男女共生センターに来所した場合に、その女性の移送を行う。		児童家庭課
	警察本部		犯罪被害者の視点に立ち、各種支援活動を効果的に推進するほか、「福島県被害者等支援連絡協議会」との緊密な連携により、被害者のニーズにあった対応を行う。	231	県民サービス課
②被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度や被害者の精神的被害・経済的負担を軽減するための制度を広く周知し、DV被害、性被害の潜在化を防ぎます。	生活環境部 保健福祉部	福島県DV対策連携会議開催事業（再掲）	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。 ・構成機関33、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
	警察本部		犯罪被害者の経済的負担を軽減するため、診断書料等経費の一部を公費で負担する制度を運用するとともに、それら制度や「SACRAふくしま」に関して、県警だより、広報ふくしま等の広報紙、ラジオ放送等による広報を行う。	745	県民サービス課

＜具体的施策＞	＜担当部＞	＜事業名＞	＜事業内容＞	＜当初予算額＞ (千円)	＜担当課＞
<p>③県において相談体制の一層の充実を図り、また市町村担当職員も対象に相談員の質を高めるための研修や情報を提供するとともに、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営に必要なノウハウ等を提供し、市町村における設置を積極的に働きかけます。</p>	保健福祉部	夜間・休日の相談体制充実強化事業	女性のための相談支援センターにおいて女性相談員を配置し、夜間・休日の相談にも対応できるよう相談体制の強化を図る。	10,712 (国庫4,053)	児童家庭課
		DV被害者支援スタッフ養成事業	DVセンターや市町村福祉事務所等、DV相談窓口となる職務関係者に対して、社会資源の利用方法や技法・技術の向上のための研修を行い、DV被害者支援体制を強化する。 また、ボランティアとして活動している「女性支援パートナー」との協働により、相談事業等を含めた女性センターの運営を行っていることから、DV被害者に対するきめ細かい支援を行うため、継続的に被害者支援についての研修を行う。	482 (国庫146)	児童家庭課
		女性相談支援専門員の設置	DVに関する知識を有する福祉、法律、医療等の専門家を女性相談支援専門員として女性のための相談支援センターに配置し、女性相談員が実施している電話相談及び来所相談等のうち、困難なケースについて助言指導を受ける。	91 (国庫21)	児童家庭課
		配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	保健福祉事務所をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定し、その業務を中心的に担う女性相談員を設置することにより、警察・医療・司法等との連携強化を図る。	7,430 (国庫2,663)	児童家庭課
<p>④保護を必要とする女性に対する緊急一時保護等の体制の充実を図るとともに、必要に応じた継続的な自立支援を行います。</p>	警察本部		<p>○相談体制の整備 警察本部の安全相談室及び県内各警察署の「総合相談係」において、担当職員及び非常勤の警察安全相談アドバイザー、警察安全相談員、少年相談専門員で相談に応じる。 また、女性安全相談所（福島署駅前、郡山署駅前、会津若松署栄町、いわき中央署駅前各交番）、女性被害相談所（鉄道警察隊郡山分駐隊）において被害相談を受理するなど、女性が届出しやすい環境づくりに努める。</p> <p>○相談担当職員の研修の実施 相談担当職員のレベルアップのため、「総合相談係長等研修会」及び「警察安全相談員研修会」をそれぞれ開催する。</p>	51	県民サービス課 地域企画課
	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	<p>男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。</p> <p>○相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談 	901	青少年・男女共生課
	保健福祉部	緊急避難支援事業	DV被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の場合は女性のための相談支援センターへの移送が困難であり、また、DV被害者の心身への負担を伴うため、被害者に宿泊費等を支給し、心身の負担軽減を図る。	60	児童家庭課
	女性のための相談支援センター退所者自立生活援助事業	女性のための相談支援センター退所後に、DVセンター職員が電話相談、家庭・職場訪問等を継続して行い、地域社会で安定した生活を維持できるよう支援する。	125	児童家庭課	

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
⑤ 女性のための相談支援センターにおける保護環境の一層の質の向上や女性支援パートナーの充実を図ります。	保健福祉部		女性のための相談支援センターにおいて、ボランティアとして活動している「女性支援パートナー」と協働し、同伴児の保育業務の充実等、保護環境の向上を図る。		児童家庭課
		女性のための相談支援センター入所者への支援	DV被害者等は精神的ダメージを受けていることが多いことから、女性のための相談支援センター入所者に対して定期的に面接を行い、自立のための援助を行う。 また、退所後においても電話相談や家庭訪問などでアフターケアを行う。	125	児童家庭課
⑥ 被害者の精神的被害の軽減及び自立に向けたカウンセリング等の支援体制を整備します。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
	保健福祉部	心のケア促進のための精神科医の配置	DV被害者は、暴力を受けたことにより、不眠症、対人恐怖症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など、なんらかの精神障害を抱えている者がほとんどである。精神障害を有する者に対する心のケアは非常に困難であり、専門医による処置が必要である。そのため、嘱託医として精神科医を配置し心のケアを行うことにより、早期回復を図る。	340	児童家庭課
	警察本部		1 被害者支援要員制度の運用 事件発生後の初期的段階において、被害者の精神的負担の軽減を図るため、職員による被害者への直接的な支援を行う。 2 福島県警察被害者カウンセラー制度の運用 犯罪被害による精神的なダメージの深刻な被害者に対しては、本制度によるカウンセリングを実施し、ダメージの回復や軽減を図る。	221	県民サービス課
⑦ DVや性被害等の暴力被害を生まない社会づくりのため、暴力防止教育や知識の普及に関する啓発を実施します。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
	警察本部		性暴力等被害者が安心して相談できる環境を整備するとともに、相互に情報提供を行うなどにより、性暴力被害者に対する円滑かつ適切な支援と事件の潜在化防止を図り、性暴力を許さない社会を実現するため、性暴力等被害救援協力機関（SACRAふくしま）を県警・（公社）ふくしま被害者支援センター・福島県産婦人科医会の三者で運営する。		県民サービス課
	教育庁	生徒指導総合推進事業	生徒指導の強化に向けて、児童生徒の問題行動等に適切、効果的に対応するための方策等を調査研究し、効果的な取組みについて、その成果の普及を図る。	7,147	義務教育課 高校教育課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
⑧配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の設置などを促進するため、情報提供や連携強化を通じて市町村に対する支援を行います。	保健福祉部	市町村職員研修事業	平成19年のDV防止法改正（平成20年1月施行）により、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、市町村の役割が重視されたことを踏まえ、市町村職員に対してDVについての基礎知識や初期対応等の研修を行う。	25	児童家庭課
⑨シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等を検討します。	保健福祉部	DV被害者地域支援体制推進事業	被害者支援等を行っている民間団体に対して、DVに関して専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣することにより、民間団体を支援し、地域におけるDV被害者支援ネットワークの強化を図る。	115 (国庫108)	児童家庭課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

2 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の増進

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
①思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する教育についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。（Ⅱ1(2)再掲）	生活環境部	男女共生センター普及啓発・研修事業・相談事業（再掲）	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○普及啓発事業 ・未来館フォーラム ・未来館アートメッセージ ・未来館キッズクラブ ○研修事業 ・未来塾 ・男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のためのヒューマンライツセミナー ・健康セミナー ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2,333	青少年・男女共生課
	保健福祉部	思春期相談事業（再掲）	①思春期相談ほっとライン事業 各保健福祉事務所に電話・メール相談を設置し、専門相談を実施する。 ②思春期保健相談員養成セミナー 若者の性の健康を支援する地域保健、学校保健、地域医療の関係者の支援技術向上に向けた研修会を開催する。	140 (国庫69)	児童家庭課
	教育庁	夢をはぐくむいのち生きいきプロジェクト事業	各学校において、発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、平成20年度に作成した「性に関する教育」の手引きや平成24年度研修会資料で作成した「性に関する指導」の手引を活用しながら、効果的な性に関する指導方法等の普及を図るとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	566	健康教育課
②福島県の性に関する教育の指針に基づき、発達段階に応じた性に関する教育の充実を図ります。	教育庁	夢をはぐくむいのち生きいきプロジェクト事業（再掲）	各学校において、発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、平成20年度に作成した「性に関する教育」の手引きや平成24年度研修会資料で作成した「性に関する指導」の手引を活用しながら、効果的な性に関する指導方法等の普及を図るとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	566	健康教育課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
③関係機関と連携を図りながら、H I V / エイズや性感染症、望まない妊娠を予防するための知識の普及を推進します。	生活環境部		関係部局、団体と連携し、予防啓発に取り組む。		青少年・男女共生課
	保健福祉部	次世代の親応援事業（再掲）	将来親となる若者を対象とした妊娠・出産・育児等の知識についての普及啓発を行う。	2,324 (国庫2,324)	児童家庭課
		エイズ対策促進事業	エイズを含む性感染症の若者の感染者が全国的に増加しているため、若者に対して正しい知識の普及啓発を行い、感染防止を図る。 ・世界エイズデーキャンペーン ・保健所における相談、検査 ・インターネットバナー広告	846	感染・看護室
④思春期に特有な性に関する不安・悩みに関する相談体制の充実を図ります。	保健福祉部	思春期相談事業（再掲）	①思春期相談ほっとライン事業 各保健福祉事務所に電話・メール相談を設置し、思春期の男女やその保護者等が思春期をめぐる悩みや不安を気軽に相談できる体制を整備する。 ②思春期保健相談員養成セミナー 若者の性の健康を支援する地域保健、学校保健、地域医療の関係者の支援技術向上に向けた研修会を開催する。	140 (国庫69)	児童家庭課
⑤不妊に悩む夫婦に対する、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等に関する相談体制の充実を図ります。	保健福祉部	不妊総合相談事業	不妊に悩む夫婦の問題や不妊治療等に関する相談を各保健福祉事務所で受け、妊娠・出産にかかる家庭の健康を支援する。	930 (国庫464)	児童家庭課
⑥妊娠・出産・避妊等に関する相談や情報提供を充実します。	生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	901	青少年・男女共生課
	保健福祉部	思春期相談事業（再掲）	①思春期相談ほっとライン事業 各保健福祉事務所に電話・メール相談を設置し、思春期の男女やその保護者等が思春期をめぐる悩みや不安を気軽に相談できる体制を整備する。 ②思春期保健相談員養成セミナー 若者の性の健康を支援する地域保健、学校保健、地域医療の関係者の支援技術向上に向けた研修会を開催する。	140 (国庫69)	児童家庭課
		次世代の親応援事業	将来親となる若者を対象とした妊娠・出産・育児等の知識についての普及啓発を行う。	2,324 (国庫2,324)	児童家庭課

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）平成25年度事業概要

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

2 生涯を通じた男女の健康支援

(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
①骨粗鬆症などを予防する生活習慣や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながんの検診受診の重要性について啓発します。	保健福祉部	生活習慣病検診等管理指導事業	女性に特有ながん検診などの受診啓発を行うため、県政広報ラジオ番組、県民向けリーフレットの作成・配布、県ホームページにおいて、乳がん検診及び子宮がん検診などの必要性及び市町村の検診窓口の情報を県民に提供する。	475	健康増進課
②男性に多い自殺、ひきこもり等を予防するためにも、心の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実に努めます。	保健福祉部	精神訪問指導事業	各保健福祉事務所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。また、保健福祉事務所ごとに自殺予防や心の健康についてのセミナーを開催し、自殺予防について県民の理解を深める機会とする。（通常業務として実施）	2,900	障がい福祉課
③薬物乱用防止の徹底を図るとともに、喫煙や飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行います。	保健福祉部	覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止指導員研修会を開催し、指導員を育成する。 麻薬、覚せい剤乱用防止運動を全県で展開する。 薬物相談窓口を設置し、相談に応じる。 	198	薬務課
		健康ふくしま21推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防のための対策や正しい知識の普及啓発を図るため、保健所単位の講習会等を実施する。 うつくしま健康応援店推進事業において、受動喫煙防止対策を推進する。 	0（健康増進事務経費の予算の中で事業を実施する）	健康増進課
④女性特有の症状や痛みや女性医師が対応する、女性に配慮した外来の普及に努めます。	保健福祉部		県では、HPにおいて県立医科大学の「性差医療センター」（※）を紹介し、情報提供に努めている。 ※ 県立医大付属病院が「性差医療センター」を設置し、県内の女性専門外来として女性のニーズに対応した性差医療を実施している。		（地域医療課）
⑤加齢に伴う健康保持など、成人期、高齢期等における男女の健康づくりを支援します。	保健福祉部		「第二次健康ふくしま21計画」に基づき、関係機関とともに分野別推進項目に基づく健康づくりを推進する。		健康増進課

< 具体的施策 >	< 担当部 >	< 事業名 >	< 事業内容 >	< 当初予算額 > (千円)	< 担当課 >
<p>⑥原子力災害により、県民の多くが心身の健康に不安を抱えている状況を踏まえ、正確な情報の提供に努めるとともに、将来にわたる男女の健康保持・増進を図るため、健康診査等の県民健康管理調査を行います。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>県民健康管理事業 (県民健康管理調査)</p>	<p>県民の健康を見守り、長期に渡って、県民の健康の維持・増進につなげていくため、県民健康管理調査を実施する。 【基本調査】 全県民を対象に、震災から約4ヶ月間の外部被ばく線量を推計評価する。 【甲状腺検査】 震災時、概ね18歳以下だった全県民を対象に、甲状腺検査を生涯に渡って実施する。 【健康診査】 ・事故により何らかの指定がされた避難区域等の市町村の住民を対象に、既存の健診(特定健康診査)に項目を上乗せして実施する。 ・避難区域以外の住民で19～39歳の健診機会がない者に既存の健診(特定健康診査)と同等の健診の受診機会の提供。 【こころの健康度・生活習慣に関する調査】 事故により何らかの指定がされた避難区域等の市町村の住民を対象に、こころの健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供するための調査を実施する。 【妊産婦に関する調査】 妊産婦の身体やこころの健康度を把握し、不安の軽減や適切なケアを提供するための調査を実施する。</p>	<p>4,468,127</p>	<p>県民健康管理課</p>
<p>⑦内部被ばくについて、検査体制や相談窓口の整備を進めます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>県民健康管理事業 (ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業)</p>	<p>県、及び他機関が所有するWBC検査機器により、内部被ばく検査を実施する。</p>	<p>1,675,510</p>	<p>県民健康管理課</p>
	<p>保健福祉部</p>	<p>県民健康管理支援事業 (個人線量計等緊急整備支援事業)</p>	<p>個人が放射線量を個人線量計で計測し、放射線量を確認することで、自身の積極的な健康管理につなげることを目的に、市町村が住民に個人線量計等を配布し、貸出を行う場合に、その費用を10分の10で補助する。</p>	<p>1,391,500</p>	<p>県民健康管理課</p>

ふくしま男女共同参画プラン(平成24年度改定)指標一覧

	項目	担当各課(室)	現状値		各調査基準日以降で判明しているH25年度数値	H32年度目標(期待)値等	参考 出典	
			H22年度	H24年度				
基本目標Ⅰ 復興・防災における男女共同参画の推進								
I-1 復興に向けての男女共同参画の推進								
1	I 1	男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数 累計(年度)	青少年・男女共生課	1,082人	4,210人		10,200人(800人以上/年)	青少年・男女共生課まとめ
2	I 1	福島県次世代育成支援企業認証数※ ※「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数の合計	雇用労政課	399社	440社		600社以上	雇用労政課まとめ
3	I 1	町内会等の代表における女性の割合	青少年・男女共生課	2.4%	2.0%	2.4%	(10%)	市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現在)
I-2 防災における女性の参画の促進								
4	I 2	【新】県の防災会議における女性委員の割合	災害対策課	—	9.8%	9.8%	20%	災害対策課まとめ
基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進								
II-1-1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進								
5	II 1 1	男女共生センターにおける普及啓発に関する事業の参加者数 累計(年度)	青少年・男女共生課	1,360人	4,861人		9,400人(800人以上/年)	青少年・男女共生課まとめ ※ 男女共生センターの事業のうち、普及啓発事業と交流関連事業の一部の参加者
6	II 1 1	県における男女共同参画に関する職員研修の受講者数	職員研修課	1,214人	875人		モニタリング指標	地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在)
7	II 1 1	市町村における男女共同参画計画の策定率	青少年・男女共生課	42.4%	44.1%	45.8%	84%以上	地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在)
II-1-2 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進								
8	II 1 2	男女混合名簿の導入率(公立小・中・高の出席簿)	教育庁 高校教育課	小学校 80.9% 中学校 53.2% 高校 73.2%	小学校 83.7% 中学校 58.2% 高校 72.9%		モニタリング指標	高校教育課調べ
9	II 1 2	教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数(公立)	教育庁 教育総務課	199人	30人		モニタリング指標	教育センターまとめ
10	II 1 2	教員の管理職における女性の割合(公立小・中・高・特別支援の校長、教頭)	教育庁 義務教育課	11.1%	11.6%	11.4%	20%	学校基本調査報告(11月発表)
II-1-3 メディアにおける人権尊重の推進								
11	II 1 3	メディアにおける女性の従業者の割合(企画・制作・編集等に携わる者)	青少年・男女共生課	20.1%	21.5%	17.0%	モニタリング指標	青少年・男女共生課調べ ※県政記者クラブ加盟社
12	II 1 3	メディアにおける女性の管理職の割合	青少年・男女共生課	4.3%	4.8%	5.0%	モニタリング指標	青少年・男女共生課調べ ※県政記者クラブ加盟社
13	II 1 3	市町村における表現ガイドラインの策定率	青少年・男女共生課	3.4%	3.4%		モニタリング指標	青少年・男女共生課まとめ

	項目	担当各課(室)	現状値		各調査基準日以降で判明しているH25年度数値	H32年度目標(期待)値等	参考 出典
			H22年度	H24年度			
II-2-1 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進							
14	II 2 1 男女共生センターが実施する男女共同参画に関する調査研究数 累計(年度)	青少年・男女共生課	30本	38本		40本 (1本以上/年)	青少年・男女共生課まとめ
II-2-2 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大							
15	II 2 2 NPO法人認証件数	文化振興課	567件	731件	764件 (H25.8月末)	1,055件以上	3/31現在の団体数
16	II 2 2 NPOやボランティアと県との協働事業数	文化振興課	121事業	73事業	78事業 (H25見込み)	130事業以上	文化振興課まとめ
II-2-3 家庭・地域における学習機会の充実							
1	II 2 3 男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数 累計(年度) (再掲)	青少年・男女共生課	1,082人	4,210人		10,200人 (800人以上/年)	青少年・男女共生課まとめ ※ 男女共生センターの事業のうち、「研修事業」、「自主事業」、「交流関連事業」の一部の参加者
17	II 3 3 市町村における男女共同参画に関する学習機会	青少年・男女共生課	446回	405回		モニタリング指標	青少年・男女共生課まとめ
II-3-1 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進							
18	II 3 1 青年海外協力隊の派遣者累計 (男性) (女性)	国際課	344人 221人	(H25.1.31) 358人 251人	(H25.7.31) 361人 257人	モニタリング指標	青年海外協力隊統計資料 3/31現在値
19	II 3 1 国際交流・協力を進めるNGO数	国際課	133件	95件(H24.9)	93件(H25.9)	130件	民間国際交流団体ダイレクトリー (県国際交流協会調べ)3/31現在値
II-3-2 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり							
20	II 3 2 【新】国際理解講座の実施回数	国際課	33回	88回		50回以上	国際課まとめ
基本目標III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備							
III-1 多様で柔軟な就業環境の整備							
2	III 1 福島県次世代育成支援企業認証数※ (再掲) ※ 「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数の合計	雇用労政課	399社	440社		600社以上	雇用労政課まとめ
21	III 1 年次有給休暇取得率	雇用労政課	49.4%	48.8%		60%	労働条件等実態調査(3月発表)
22	III 1 育児休業取得率(事業所規模30人以上) (女性) (男性)	雇用労政課	80.4% 0.8%	94.1% 1.6%		97.3%以上 5.2%以上	労働条件等実態調査(3月発表)
23	III 1 介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合(事業所規模30人以上)	雇用労政課	3.8%	5.4%		10%	労働条件等実態調査(3月発表)
24	III 1 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合(事業所規模30人以上)	雇用労政課	94.6%	95.9%		100%	労働条件等実態調査(3月発表)
25	III 1 介護休業制度を就業規則に規定している企業の割合(事業所規模30人以上)	雇用労政課	91.1%	91.5%		100%	労働条件等実態調査(3月発表)
26	III 1 出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	雇用労政課	15.1%	14.4%		20.0%	労働条件等実態調査(3月発表)

	項目	担当各課(室)	現状値		各調査基準日以降で判明しているH25年度数値	H32年度目標(期待)値等	参考 出典	
			H22年度	H24年度				
Ⅲ-2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大								
27	Ⅲ 2	【新】保育所入所待機児童数	子育て支援課	122人	55人	97人	0人	子育て支援課まとめ
28	Ⅲ 2	延長保育実施施設数	子育て支援課	218か所	221か所		229か所(H26)	延長保育の実施状況調査
29	Ⅲ 2	休日保育実施施設数	子育て支援課	7か所	10か所		18か所(H26)	保育対策等促進事業費補助金実績報告
30	Ⅲ 2	一時預かり実施施設数	子育て支援課	100か所	109か所		124か所(H26)	保育対策等促進事業費補助金実績報告
31	Ⅲ 2	病児・病後児保育実施施設数	子育て支援課	12か所	12か所		26か所(H26)	保育対策等促進事業費補助金実績報告
32	Ⅲ 2	放課後児童クラブ設置数	子育て支援課	349か所	346か所	358か所	362か所以上(H26)	子育て支援課まとめ
33	Ⅲ 2	地域子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)施設数	子育て支援課	70か所	81か所		95か所(H26)	保育対策等促進事業費補助金実績報告 すくすく保育支援事業費補助金実績報告
34	Ⅲ 2	ファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	子育て支援課	26か所	28か所		29か所(H26)	子育て支援課まとめ
35	Ⅲ 2	特別養護老人ホーム等の定員 (特別養護老人ホーム) (介護老人保健施設)	高齢福祉課	8,904人 7,181人	9,854人 7,480人		(H26) 11,790人 7,780人	高齢福祉課まとめ
36	Ⅲ 2	男女共生センターにおける介護実習・普及事業の参加者 累計(年度)	青少年・男女共生課	3,602人	11,067人		22,100人 (1,500人以上/年)	青少年・男女共生課まとめ
Ⅲ-3 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進								
37	Ⅲ 3	男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)(全年齢平均)	雇用労政課	69.8%	72.1%		モニタリング指標	賃金構造基本統計調査(2月発表)
2	Ⅲ 3	福島県次世代育成支援企業認証数※(再掲) ※「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数の合計	雇用労政課	399社	440社		600社以上	雇用労政課まとめ
38	Ⅲ 3	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	雇用労政課	5.3%	5.2%		10%	労働条件等実態調査(3月発表)
39	Ⅲ 3	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合(正社員と同じ仕事をrowせているパートタイム労働者がいる事業所のうち、賃金等の面で均等待遇を行っている事業所の割合)	雇用労政課	43.8%	44.9%		モニタリング指標	労働条件等実態調査(3月発表)
Ⅲ-4 男性にとつての男女共同参画の推進								
22	Ⅲ 4	育児休業取得率(事業所規模30人以上)(男性)(再掲)	雇用労政課	0.8%	1.6%		5.2%以上	労働条件等実態調査(3月発表)
基本目標Ⅳ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進								
Ⅳ-1-1 あらゆる分野に参画し責任を担うことができる女性人材の育成								
40	Ⅳ 1 1	男女共生センターにおける女性のエンパワーメントの推進にかかる講座の受講者数 累計(年度)	青少年・男女共生課	445人	1,227人		3,700人 (300人以上/年)	青少年・男女共生課まとめ
41	Ⅳ 1 1	男女共同参画人材リスト利用件数(閲覧含む) 累計(年度)	青少年・男女共生課	31件	46件		124件 (10件以上/年)	青少年・男女共生課まとめ

	項目	担当各課(室)	現状値		各調査基準日以降で判明しているH25年度数値	H32年度目標(期待)値等	参考 出典
			H22年度	H24年度			
IV-1-2 女性の労働に対する適正な評価と支援							
42	IV 1 2 2	家族経営協定締結数	農業担い手課	1,048戸	1,121戸		1,500戸以上 ふくしま農山漁村男女共同参画プラン
43	IV 1 2 2	農林水産関係における女性起業グループ経営体数のうち売り上げ1人当たり100万円以上のグループ数	農業担い手課	15グループ	9グループ		40グループ以上(H26) ふくしま農山漁村男女共同参画プラン
30	IV 1 2 2	一時預かり実施施設数(再掲)	子育て支援課	100か所	109か所		124か所(H26) 保育対策等促進事業費補助金実績報告
IV-1-3 女性の経済的自立の促進							
37	IV 1 3 3	男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)(全年齢平均)(再掲)	雇用労政課	69.8%	72.1%		モニタリング指標 賃金構造基本統計調査(2月発表)
42	IV 1 3 3	家族経営協定締結数(再掲)	農業担い手課	1,048戸	1,121戸		1,500戸以上 ふくしま農山漁村男女共同参画プラン
IV-2-1 公的分野における女性の参画の促進							
44	IV 2 1 1	県の審議会等における委員の男女比率	青少年・男女共生課	36.3%	37.1% (女性委員)	36.0%	「いずれの性も40%を下回らない」 行政経営課調べ 青少年・男女共生課まとめ
45	IV 2 1 1	市町村の審議会等における女性委員の割合	青少年・男女共生課	19.6%	20.9%	21.1%	(30%) 市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現在)
46	IV 2 1 1	県の女性管理職の割合	人事課	3.7%	4.3%	4.6%	7.0% 福島県男女共同参画推進行動計画等に基づく(4/1現在)
47	IV 2 1 1	市町村の女性管理職の割合	青少年・男女共生課	6.5%	7.2%	9.0%	(10%) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在)
48	IV 2 1 1	県議会における女性議員の割合	青少年・男女共生課	10.9%	13.8%	13.8%	モニタリング指標 青少年・男女共生課まとめ
49	IV 2 1 1	市町村議会における女性議員の割合	青少年・男女共生課	5.8%	6.8%	7.0%	モニタリング指標 市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現在)
IV-2-2 企業、団体、地域等における女性の参画の促進							
50	IV 2 2 2	民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当職以上の女性比率)	雇用労政課	7.1%	15.2%		上昇を目指す 労働条件等実態調査(3月発表)
51	IV 2 2 2	PTA会長における女性の割合	青少年・男女共生課	12.0%	11.9%	13.2%	(20%) 市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現在)
3	IV 2 2 2	町内会等の代表における女性の割合(再掲)	青少年・男女共生課	2.4%	2.0%	2.4%	(10%) 市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現在)
52	IV 2 2 2	農業協同組合における女性の正組合員数の割合	農業経済課	15.7%	16.0%		(25%)(H27) 農業経済課まとめ 平成21年度実績数値は、JA福島中央会による。
53	IV 2 2 2	女性委員が複数人いる農業委員会の割合	農業担い手課	28.8%	32.2%		(100%) 県農業会議まとめ

	項目	担当各課(室)	現状値		各調査基準日以降で判明しているH25年度数値	H32年度目標(期待)値等	参考 出典
			H22年度	H24年度			
基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援							
V-1-1 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進							
54	V 1 1	企業内のセクシュアル・ハラスメント相談員の設置率(常用労働者30人以上の事業者についての有効回答を集計)	雇用労政課	52.7%	51.1%		モニタリング指標 労働条件等実態調査(3月発表)
V-1-2 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策							
55	V 1 2	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	児童家庭課	1,507件	1,444件		適切に対応する 児童家庭課まとめ
56	V 1 2	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)設置数	児童家庭課	9か所	9か所	9か所	13か所(H26) 児童家庭課まとめ
V-2-1 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の増進							
57	V 2 1	10代の人工妊娠中絶実施率	児童家庭課	8.0%	7.6%(H23)		継続的な減少を目指す 衛生行政報告例(厚生労働省)
58	V 2 1	性感染症(クラミジア)の定点あたり報告数(感染症発生動向調査(厚生労働省))	感染・看護室	40.00	32.56		モニタリング指標 感染症発生動向調査(厚生労働省)
59	V 2 1	不妊相談件数	児童家庭課	739件	764件		モニタリング指標 児童家庭課まとめ
V-2-2 生涯を通じた男女の健康保持・増進							
60	V 2 2	乳がん検診の受診率	健康増進課	46.6%(40~69歳) 参考値 27.4%(40歳以上)	45.1%(40~69歳)(H23) 参考値 25.5%(40歳以上)(H23)		60%以上(H29) 福島県生活習慣病等検診管理指導協議会資料
61	V 2 2	外部機関と連携した薬物乱用防止教室等を実施している学校の割合(公立中・高)	教育庁 健康教育課	中学校92.3% 高校 73.8%(H21)	中学校91.8% 高校 59.0%		100% 健康教育課まとめ

※1 新たに設定した指標項目については、【新】と記載

※2 現状値は、原則として平成22年度及び平成24年度だが、数値が判明していないものは、直近の数値を(H○○)と記載

目標値: 県行政の努力目標としての数値

期待値: 達成が期待される数値であり、()で記載

モニタリング指標: 現時点での状況を示す指標

第2章

福島県の男女共同参画に関する主なデータ

I 人口

1 福島県の人口

福島県の人口は、平成24年10月1日現在で、1,947,580人(女性999,363人、男性948,217人)である。人口性比(女性を100としたときの男性の割合)は約95で女性の人口が男性より多くなっている。また、年齢別人口を見ると、0歳～4歳の乳幼児及び20代前半の若年層が少なく、また、年少人口が低下し続けている。

さらに、年齢別人口を男女別に見ると、年少人口及び生産年齢人口では全ての年齢層で女性人口が男性人口を上回っており、特に20歳代後半～40歳代前半の年齢層で男女人口の乖離が大きくなっている。

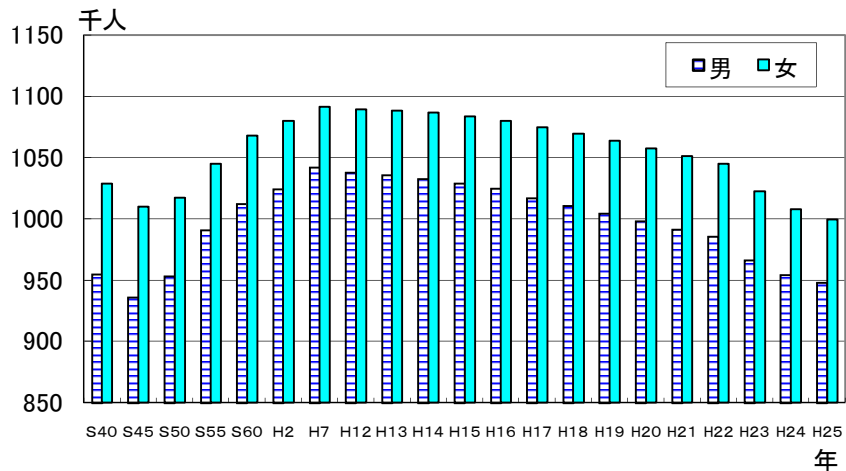
一方、老年人口では、全ての年齢層で女性人口が男性人口を上回っており、特に80歳以上の年齢層では男女の人口差が1万人を超えている。

■男女別人口の推移(福島県)

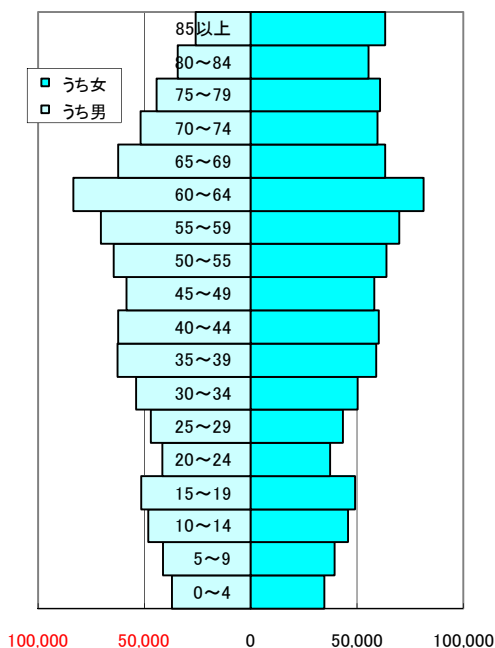
各年10月1日現在 (人)

※H22の数値のみ9月1日現在の数値

	男	女
S40	954,988	1,028,766
S45	936,202	1,009,875
S50	953,449	1,017,167
S55	990,575	1,044,697
S60	1,012,456	1,067,848
H2	1,024,354	1,079,704
H7	1,042,030	1,091,562
H12	1,037,796	1,089,202
H13	1,035,928	1,088,426
H14	1,032,810	1,086,572
H15	1,029,027	1,083,462
H16	1,024,651	1,080,199
H17	1,016,724	1,074,595
H18	1,010,845	1,069,341
H19	1,004,619	1,063,733
H20	997,947	1,057,549
H21	991,353	1,051,463
H22	985,612	1,044,851
H23	966,516	1,022,479
H24	954,239	1,008,094
H25	948,217	999,363



■人口ピラミッド



年齢(5歳階級)別人口ー平成25年10月1日現在

5歳階級別	総数	うち男	うち女	
総数	1,947,580	948,217	999,363	
年少人口	0～4	71,801	37,038	34,763
	5～9	80,530	41,160	39,370
	10～14	93,874	48,227	45,647
	15～19	100,729	51,515	49,214
生産年齢人口	20～24	78,909	41,607	37,302
	25～29	90,302	46,977	43,325
	30～34	104,294	53,965	50,329
	35～39	121,752	62,640	59,112
	40～44	122,410	62,267	60,143
	45～49	116,747	58,533	58,214
	50～54	128,407	64,425	63,982
	55～59	140,276	70,520	69,756
	60～64	164,677	83,286	81,391
	65～69	125,684	62,469	63,215
老年人口	70～74	111,344	51,763	59,581
	75～79	104,932	44,234	60,698
	80～84	89,820	34,307	55,513
	85以上	89,006	25,778	63,228
年齢不明	12,086	7,506	4,580	

単位:人

資料:福島県現住人口調査

2 出生数及び合計特殊出生率の推移

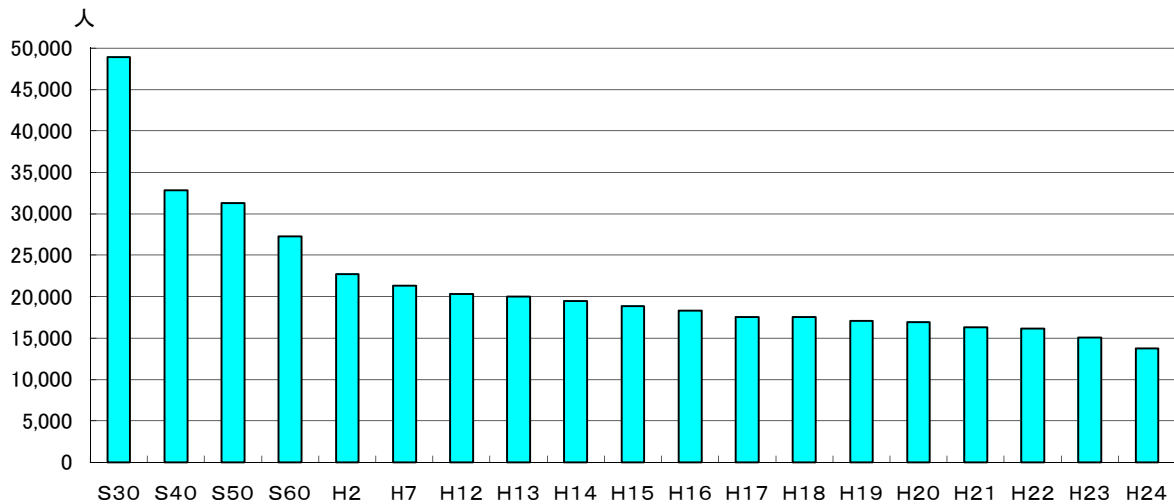
出生数は、年々減少してきており、平成24年出生数では前年比1,302人減と、平成23年度に引き続き千人を超える減となり、15,000人を割った。

合計特殊出生率の全国順位は、平成22年が第17位、平成23年が第19位、平成24年度が第33位となった。

■ 出生数

単位 人

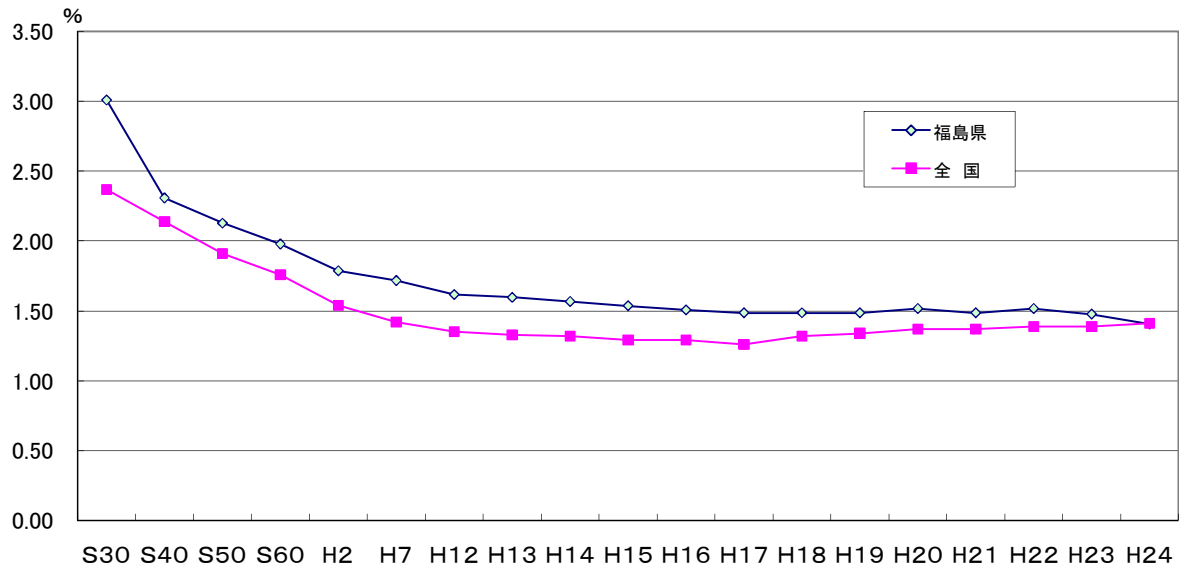
出生数	S30	S40	S50	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
福島県	48,949	32,807	31,287	27,305	22,721	21,306	20,332	20,008	19,466	18,828	18,306	17,538	17,541	17,101	16,908	16,326	16,126	15,072	13,770



■ 合計特殊出生率

単位 %

	S30	S40	S50	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
福島県	3.01	2.31	2.13	1.98	1.79	1.72	1.62	1.60	1.57	1.54	1.51	1.49	1.49	1.49	1.52	1.49	1.52	1.48	1.41
全国	2.37	2.14	1.91	1.76	1.54	1.42	1.35	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41



資料：人口動態統計の概況(H13まで)

人口動態統計(確定値)の概況(H24まで) 厚生労働省 より作成

※合計特殊出生率

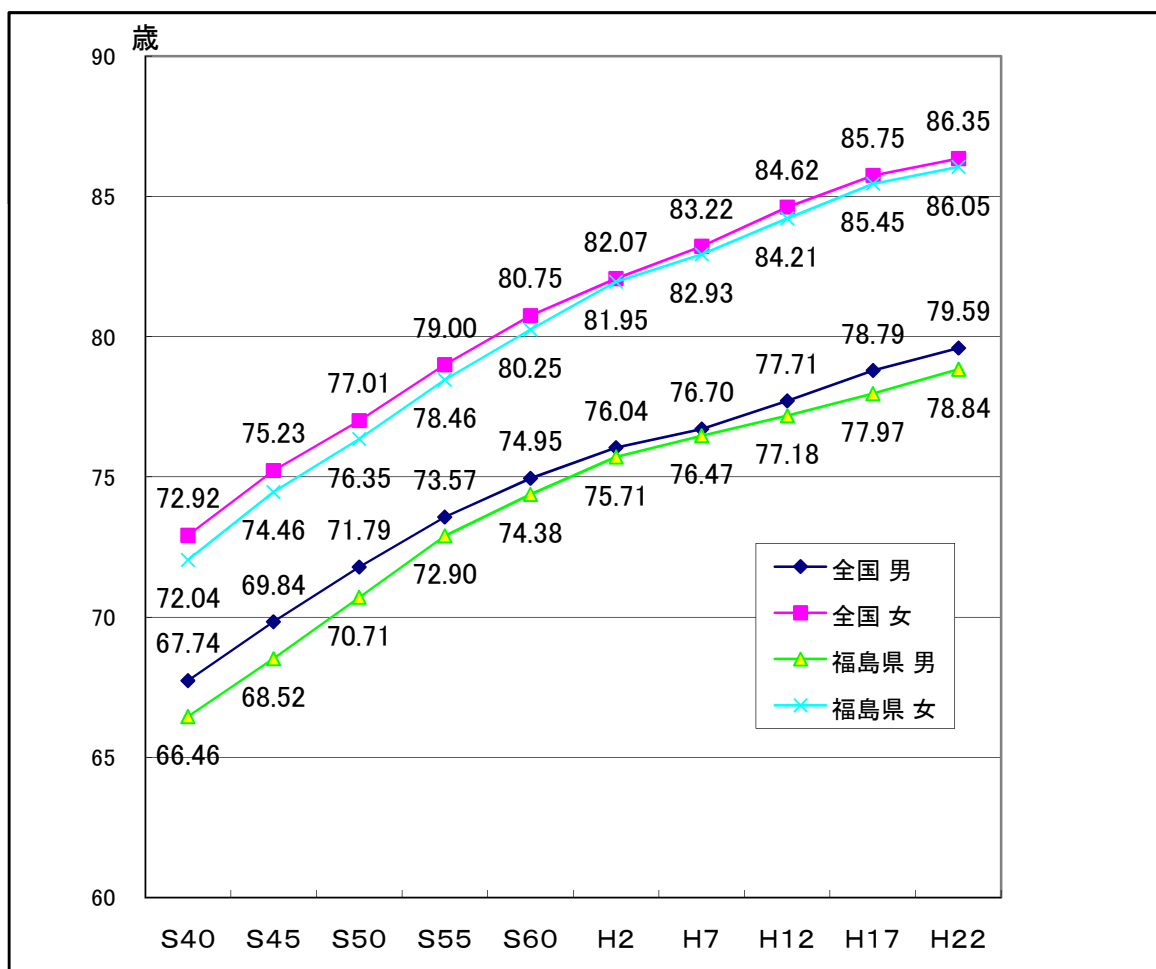
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

3 平均寿命の推移

平成22年の福島県の平均寿命は、男性が前回(平成17年)より0.87歳伸びて78.84歳(全国第44位)、女性は前回より0.6歳伸びて86.05歳(全国第38位)だった。女性の平均寿命が男性と比べて7.21歳長くなっている。

	単位 歳			
	全国		福島県	
	男	女	男	女
S40	67.74	72.92	66.46	72.04
S45	69.84	75.23	68.52	74.46
S50	71.79	77.01	70.71	76.35
S55	73.57	79.00	72.90	78.46
S60	74.95	80.75	74.38	80.25
H2	76.04	82.07	75.71	81.95
H7	76.70	83.22	76.47	82.93
H12	77.71	84.62	77.18	84.21
H17	78.79	85.75	77.97	85.45
H22	79.59	86.35	78.84	86.05

資料:厚生労働省 都道府県別生命表



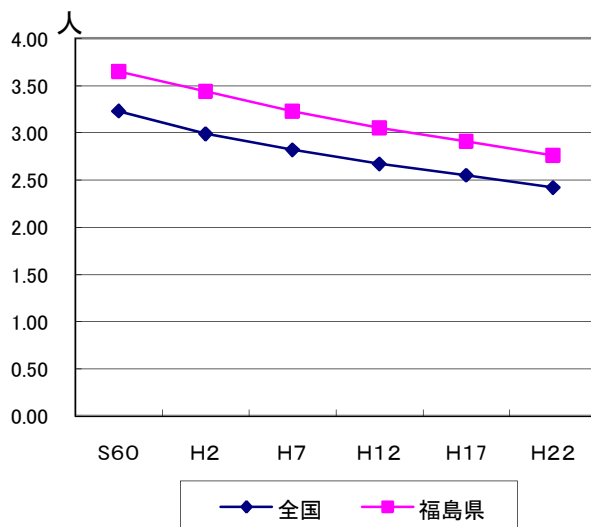
II 家族類型

1 世帯人員の推移

世帯人数は全国よりも高い人数で推移しているが、年次を追うごとに減少してきている。

	単位 人	
	全国	福島県
S60	3.23	3.65
H2	2.99	3.44
H7	2.82	3.23
H12	2.67	3.05
H17	2.55	2.91
H22	2.42	2.76

資料：国勢調査報告

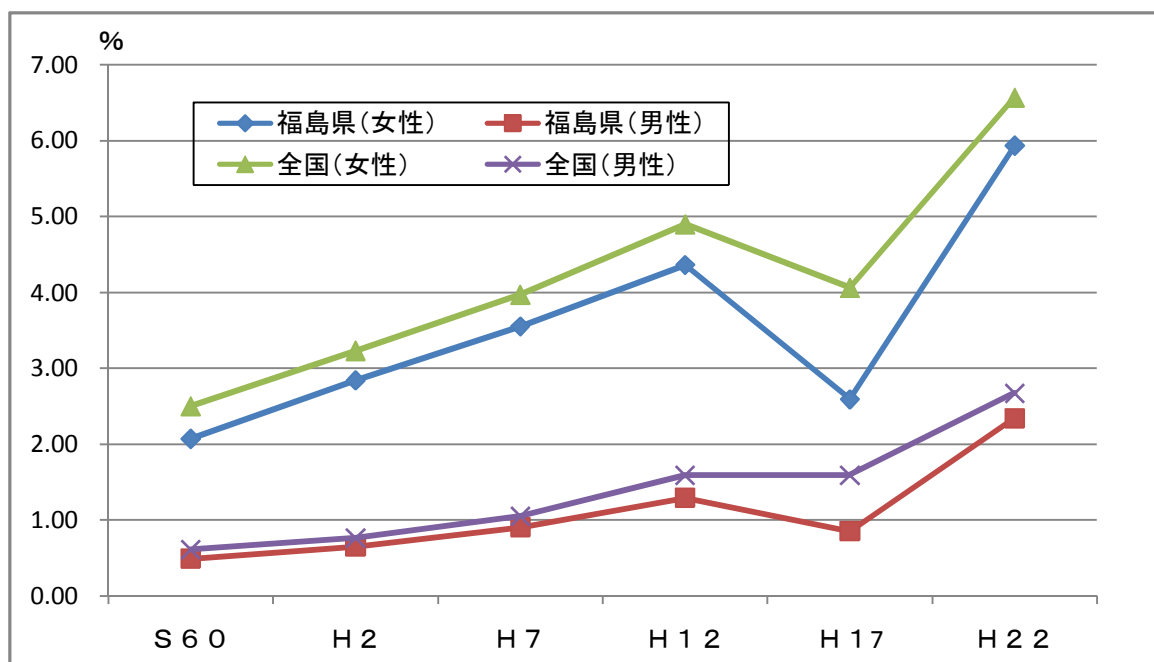


2 男女別単身高齢者世帯の割合

高齢者単身世帯は、女性だけの世帯が男性だけの世帯の約3倍となっている。

		単位：%					
		S60	H2	H7	H12	H17	H22
福島県	女性	2.07	2.84	3.55	4.36	2.59	5.93
	男性	0.49	0.65	0.90	1.29	0.85	2.34
全国	女性	2.50	3.23	3.97	4.90	4.06	6.57
	男性	0.61	0.76	1.05	1.59	1.59	2.67

資料 国勢調査報告



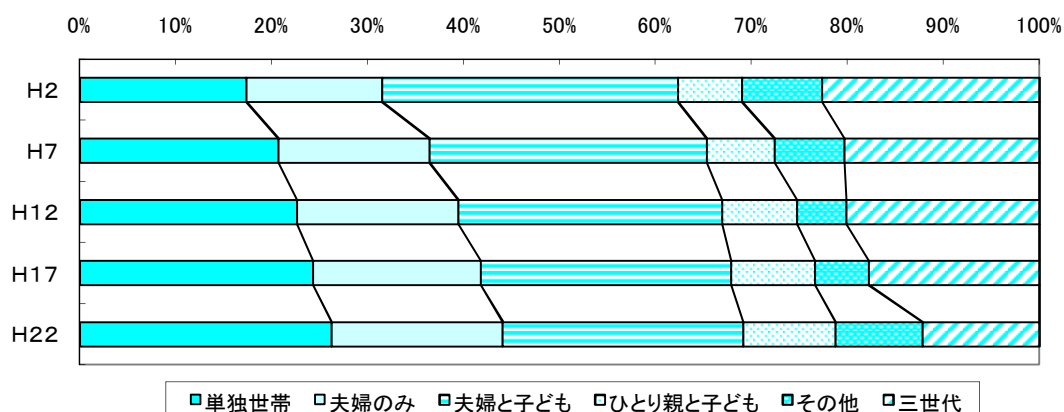
3 家族類型の推移(福島県)

年次を追うごとに単独世帯、夫婦のみの世帯の割合が増加し、世帯人員が少ない世帯が増加している。三世代は一般世帯全体の15%を占めるが、減少傾向にある。三世代同居率は全国第6位である。

単位:世帯

	単独世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	その他	三世代
H2	106,398	86,257	188,540	40,845	51,054	138,618
H7	135,125	102,415	188,445	46,189	47,547	132,290
H12	155,121	115,698	188,797	53,145	35,551	137,913
H17	172,045	123,512	184,606	61,959	39,355	125,746
H22	188,617	128,559	180,369	68,917	65,529	87,450

資料:国勢調査報告



注) 三世代世帯:「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供と片親から成る世帯」「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」平成12年度より統計開始
H7以前については、65歳以上の高齢者を含む世帯のうち三世代世帯

三世代同居率(一般世帯数に占める三世代世帯数の割合)

平成22年(全国6位、全国7.1% 総務省統計局国勢調査報告)

順位	都道府県名	三世代同居率(%)
1	山形県	21.5
2	福井県	17.5
3	秋田県	16.4
3	新潟県	16.4
5	富山県	16.1
6	福島県	15.3
7	岩手県	15.1
8	鳥取県	14.8
9	佐賀県	14.7
10	島根県	14.3

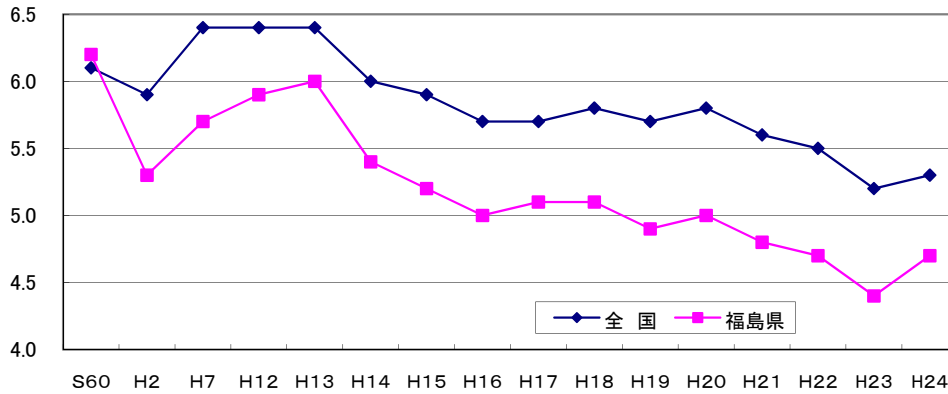
4 婚姻率の推移

婚姻率は全国とほぼ同じ傾向を示し、平成13年をピークに低下傾向にあったが、平成24年度は上昇に転じた。

単位：人口千対

	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国	6.1	5.9	6.4	6.4	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3
福島県	6.2	5.3	5.7	5.9	6.0	5.4	5.2	5.0	5.1	5.1	4.9	5.0	4.8	4.7	4.4	4.7

資料：人口動態統計の概況 厚生労働省



※婚姻率 人口千人あたりの婚姻件数

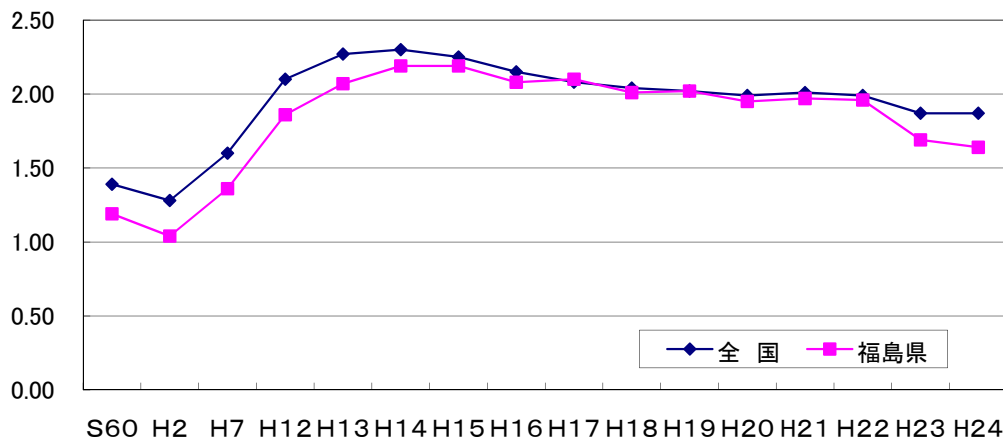
5 離婚率の推移

離婚率は全国より低い値で推移していたが、その差は縮小し、平成15年からは全国とほぼ同程度の値を示していたが、平成23年度から全国平均より低い値で推移している。

単位：人口千対

	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国	1.39	1.28	1.60	2.10	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87
福島県	1.19	1.04	1.36	1.86	2.07	2.19	2.19	2.08	2.10	2.01	2.02	1.95	1.97	1.96	1.69	1.64

資料：人口動態統計の概況 厚生労働省



※離婚率 人口千人あたりの離婚件数

6 未婚率の推移

未婚率は、ほとんどの年齢層で全国平均より低いものの、緩やかに増加傾向にある。

【女性】

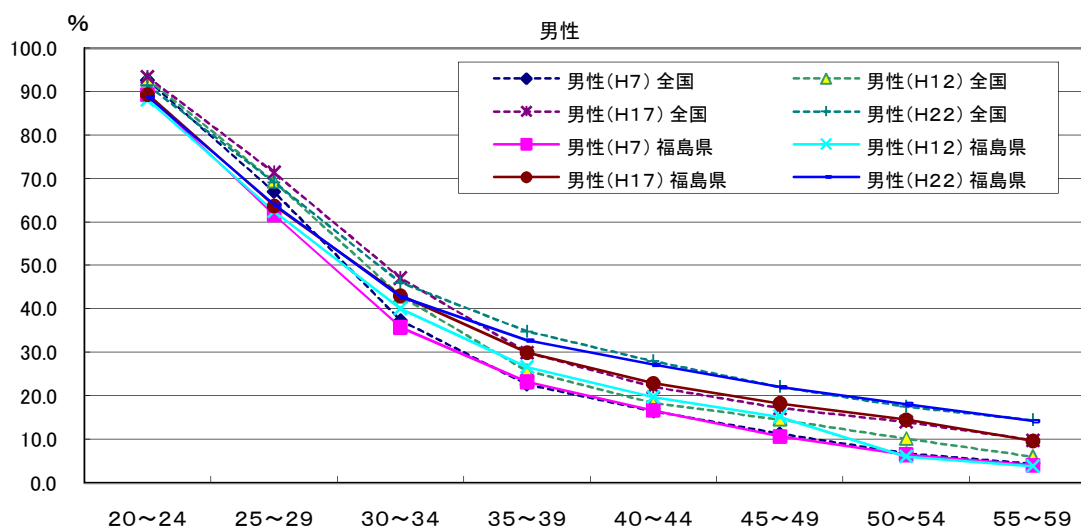
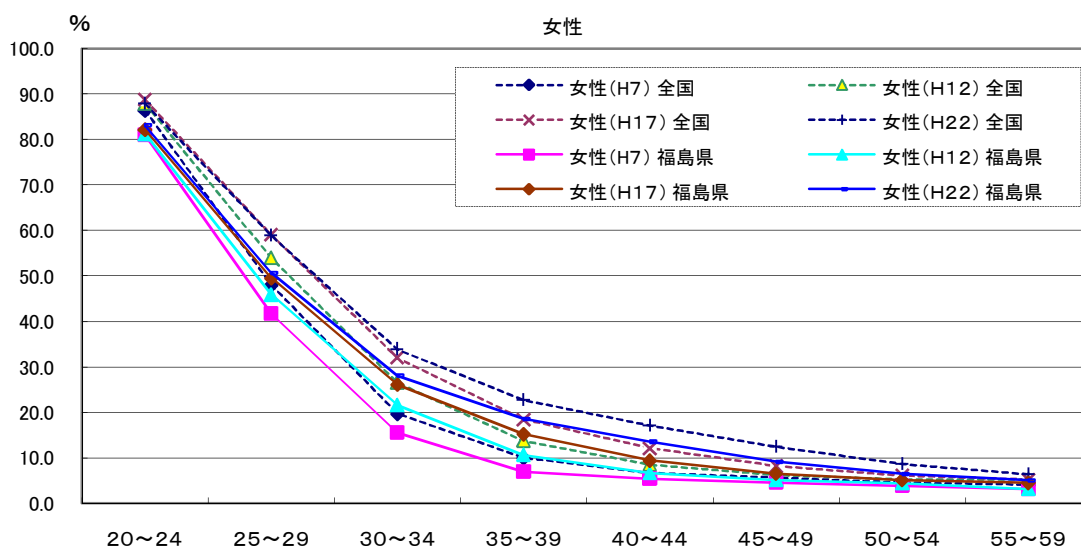
単位：%

		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
女性(H7)	全国	86.4	48.0	19.7	10.0	6.7	5.6	4.5	4.1
	福島県	81.0	41.7	15.6	7.0	5.4	4.6	3.9	3.2
女性(H12)	全国	87.9	54.0	26.6	13.8	8.6	6.3	5.3	5.3
	福島県	81.2	45.9	21.6	10.7	6.7	5.2	4.5	3.2
女性(H17)	全国	88.7	59.0	32.0	18.4	12.1	8.2	6.1	5.2
	福島県	82.2	49.5	26.1	15.2	9.4	6.5	5.1	4.5
女性(H22)	全国	87.9	58.9	33.9	22.7	17.1	12.4	8.6	6.4
	福島県	83.1	50.7	28.1	18.6	13.6	9.2	6.5	5.1

【男性】

		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性(H7)	全国	92.6	66.9	37.3	22.6	16.4	11.2	6.7	4.3
	福島県	89.2	61.6	35.7	23.2	16.6	10.6	6.4	4.0
男性(H12)	全国	92.9	69.3	42.9	25.7	18.4	14.6	10.1	6.0
	福島県	88.1	62.5	40.1	26.6	19.7	15.2	6.0	3.8
男性(H17)	全国	93.4	71.4	47.1	30.0	22.0	17.1	14.0	9.8
	福島県	89.3	63.7	43.0	29.9	22.9	18.2	14.5	9.6
男性(H22)	全国	91.4	69.2	46.0	34.8	28.0	22.0	17.5	14.4
	福島県	88.7	63.9	42.8	32.8	27.2	22.0	18.1	14.2

資料：国勢調査報告



※ 未婚率 その人口に占める未婚者の割合

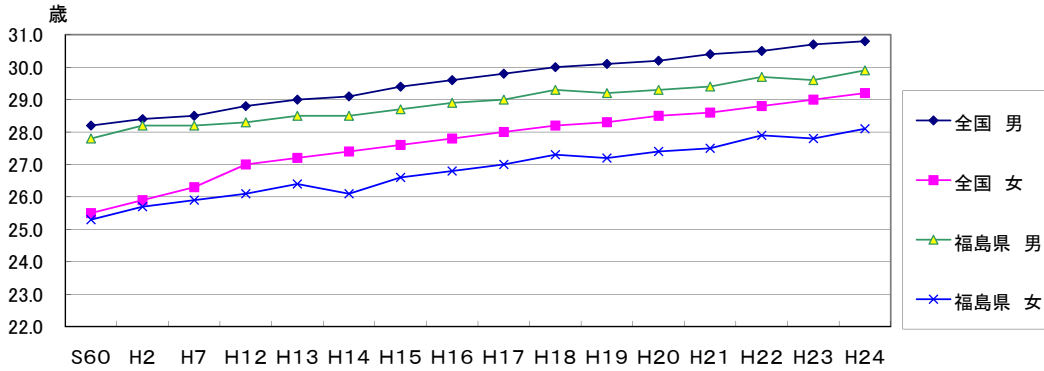
7 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、男女ともに全国より低い年齢で推移し、平成24年度では男女とも全国でも低年齢に位置しているが、緩やかに晩婚化が進んでいる。

全 国		単位:歳														
	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国 男	28.2	28.4	28.5	28.8	29.0	29.1	29.4	29.6	29.8	30.0	30.1	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8
全国 女	25.5	25.9	26.3	27.0	27.2	27.4	27.6	27.8	28.0	28.2	28.3	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2

福島県		単位:歳														
	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
福島県 男	27.8	28.2	28.2	28.3	28.5	28.5	28.7	28.9	29.0	29.3	29.2	29.3	29.4	29.7	29.6	29.9
福島県 女	25.3	25.7	25.9	26.1	26.4	26.1	26.6	26.8	27.0	27.3	27.2	27.4	27.5	27.9	27.8	28.1

資料:人口動態統計の概況 厚生労働省

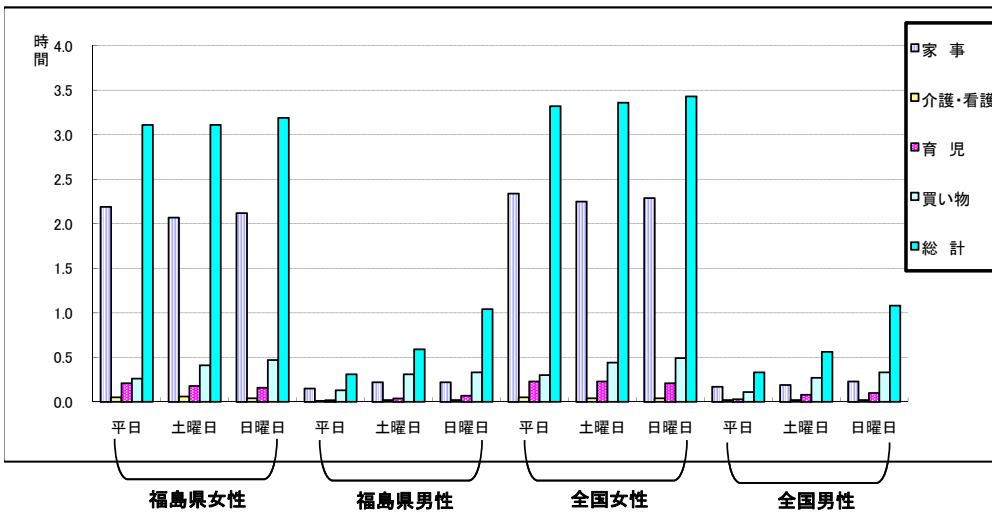


8 家事に費やす時間(平成23年)

家事に関連する時間は、圧倒的に女性が従事する時間が長くなっている。

	単位:時間・分											
	福島県 女性			福島県 男性			全 国 女性			全 国 男性		
	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日
家 事	2.19	2.07	2.12	0.15	0.22	0.22	2.34	2.25	2.29	0.17	0.19	0.23
介護・看護	0.05	0.06	0.04	0.01	0.02	0.02	0.05	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02
育 児	0.21	0.18	0.16	0.02	0.04	0.07	0.23	0.23	0.21	0.03	0.08	0.10
買い物	0.26	0.41	0.47	0.13	0.31	0.33	0.30	0.44	0.49	0.11	0.27	0.33
総 計	3.11	3.11	3.19	0.31	0.59	1.04	3.32	3.36	3.43	0.33	0.56	1.08

資料:社会生活基本調査(H23) 総務省



Ⅲ 教育

1 高校生の卒業後の状況(進学状況)(福島県)

進学者の状況を見ると、大学学部への進学は男子の方が多く、短大本科への進学は女子の方が多くなっている。

■ 進学 大学の学部、短大本科、大学・短大の通信教育部、大学・短大の別科、高等学校専攻科への進学 【男子】

単位:人、%

卒業生 総数	進学者	進学率	進学者のうち						進学者のうち 県外進学者		
			大学学部		短大本科		その他		人数	%	
			人数	%	人数	%	人数	%			
14,386	H元. 3	2,588	19.2%	2,409	93.1%	137	5.3%	42	1.6%	2,073	80.1%
12,364	H7. 3	3,146	21.9%	2,976	94.6%	131	4.2%	39	1.2%	2,429	77.2%
12,100	H12. 3	3,801	30.7%	3,662	96.3%	114	3.0%	25	0.7%	2,947	77.5%
11,334	H17. 3	4,349	35.9%	4,178	96.1%	141	3.2%	30	0.7%	3,246	74.6%
11,226	H18. 3	4,335	38.2%	4,171	96.2%	132	3.0%	32	0.7%	3,287	75.8%
10,535	H19. 3	4,491	40.0%	4,333	96.5%	132	2.9%	26	0.6%	3,422	76.2%
10,418	H20. 3	4,329	41.1%	4,163	96.2%	132	3.0%	34	0.8%	3,240	74.8%
10,379	H21. 3	4,324	41.5%	4,199	97.1%	96	2.2%	29	0.7%	3,201	74.0%
9,998	H22. 3	4,396	42.4%	4,252	96.7%	104	2.4%	40	0.9%	3,227	73.4%
9,674	H23. 3	4,054	40.5%	3,947	97.4%	83	2.0%	24	0.6%	3	0.1%
	H24. 3	4,002	41.4%	3,876	96.9%	96	2.4%	30	0.7%	3,038	75.9%

【女子】

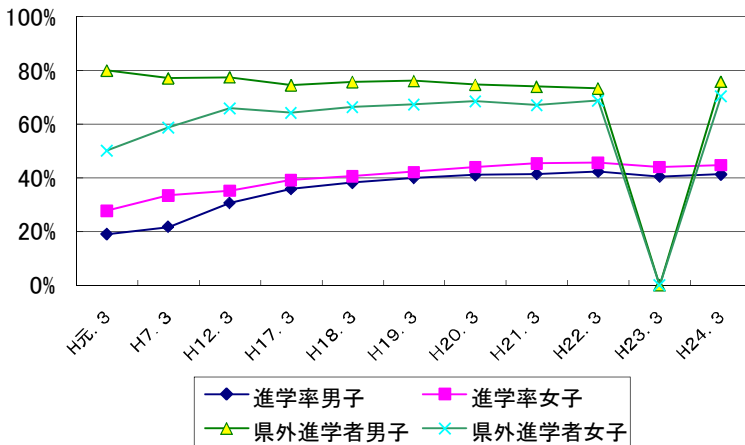
単位:人、%

卒業生 総数	進学者	進学率	進学者のうち						進学者のうち 県外進学者		
			大学学部		短大本科		その他		人数	%	
			人数	%	人数	%	人数	%			
14,435	H元. 3	3,830	27.8%	1,304	34.0%	2,448	63.9%	78	2.0%	1,925	50.3%
12,870	H7. 3	4,839	33.5%	2,201	45.5%	2,558	52.9%	80	1.7%	2,849	58.9%
11,672	H12. 3	4,547	35.3%	2,749	60.5%	1,747	38.4%	51	1.1%	2,999	66.0%
11,115	H17. 3	4,595	39.4%	2,999	65.3%	1,516	33.0%	80	1.7%	2,952	64.2%
10,983	H18. 3	4,533	40.8%	3,060	67.5%	1,393	30.7%	80	1.8%	3,013	66.5%
10,298	H19. 3	4,650	42.3%	3,249	69.9%	1,323	28.5%	78	1.7%	3,137	67.5%
9,796	H20. 3	4,553	44.2%	3,258	71.6%	1,215	26.7%	80	1.8%	3,124	68.6%
10,145	H21. 3	4,454	45.5%	3,142	70.5%	1,232	27.7%	80	1.8%	2,989	67.1%
9,728	H22. 3	4,647	45.8%	3,362	72.3%	1,208	26.0%	77	1.7%	3,197	68.8%
9,426	H23. 3	4,297	44.2%	3,122	72.7%	1,093	25.4%	82	1.9%	6	0.1%
	H24. 3	4,233	44.9%	3,141	74.2%	1,034	24.4%	58	1.4%	2,985	70.5%

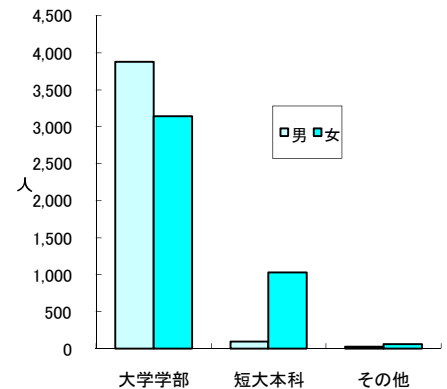
※平成23年度では、一部調査できなかった項目がある。

資料:学校統計要覧(福島県教育委員会)

進学率、県外進学者の割合

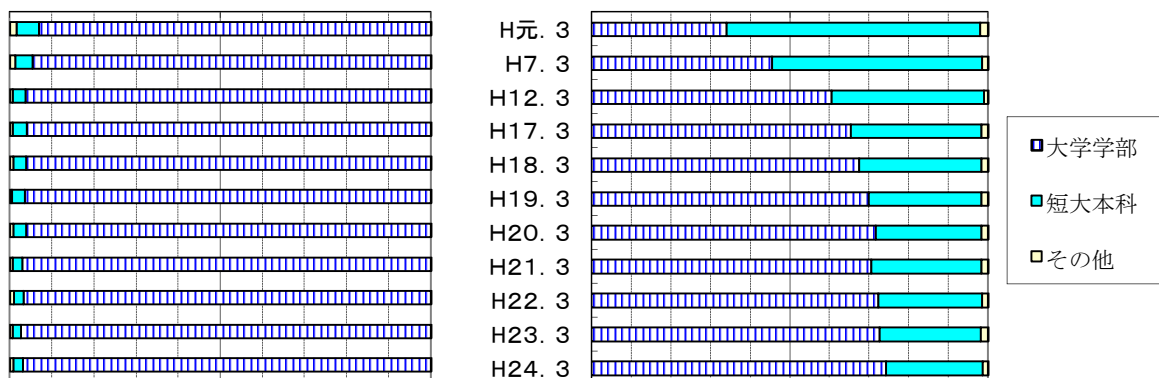


進学者の内訳(H24.3)



進学先の割合の推移

100% 【男子】 50% 0% 0% 50% 【女子】 100%



2 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況(福島県)

公立小中学校及び県立高校の男女混合名簿導入は年々増加傾向にあるが、中学校の割合は比較的低い。

■公立小中学校の男女混合名簿の導入状況

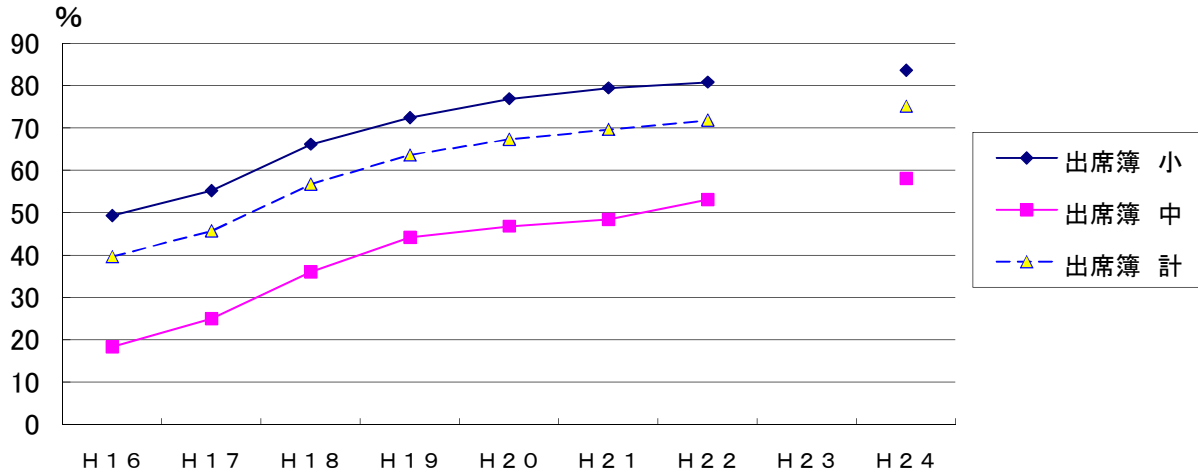
区分		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
出席簿	小	265	49.3	293	55.2	350	66.2	380	72.5	394	77	406	79.5	402	80.9	-	-	394	83.7
	中	44	18.3	60	25	86	36.1	105	44.3	112	46.9	115	48.5	126	53.2	-	-	135	58.2
	計	309	39.7	353	45.8	436	56.8	485	63.7	506	67.4	521	69.7	528	71.9	-	-	529	75.2

左の数値は校数、右の数値は導入率%

資料: 福島県教育庁調べ

※H23は調査せず。

男女混合名簿の状況(公立小中学校出席簿)

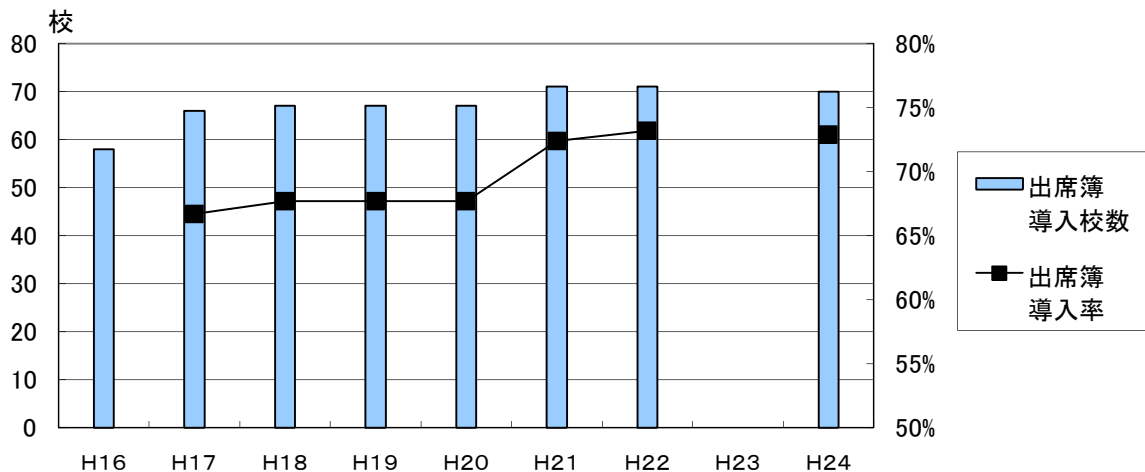


■高等学校の男女混合名簿の導入状況

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出席簿 導入校数	58	66	67	67	67	71	71	-	70
出席簿 導入率	58.6	66.7	67.7	67.7	67.7	72.4	73.2	-	72.9

※H23は調査せず。

資料: 福島県教育庁調べ



*「導入率」については、「ふくしま男女共同参画プラン」の平成18年3月(平成17年度)改訂時に「高校」が項目として追加されたことから、平成17年度の数値より表示しています。(参考までに平成16年度の数値を記載してあります。)

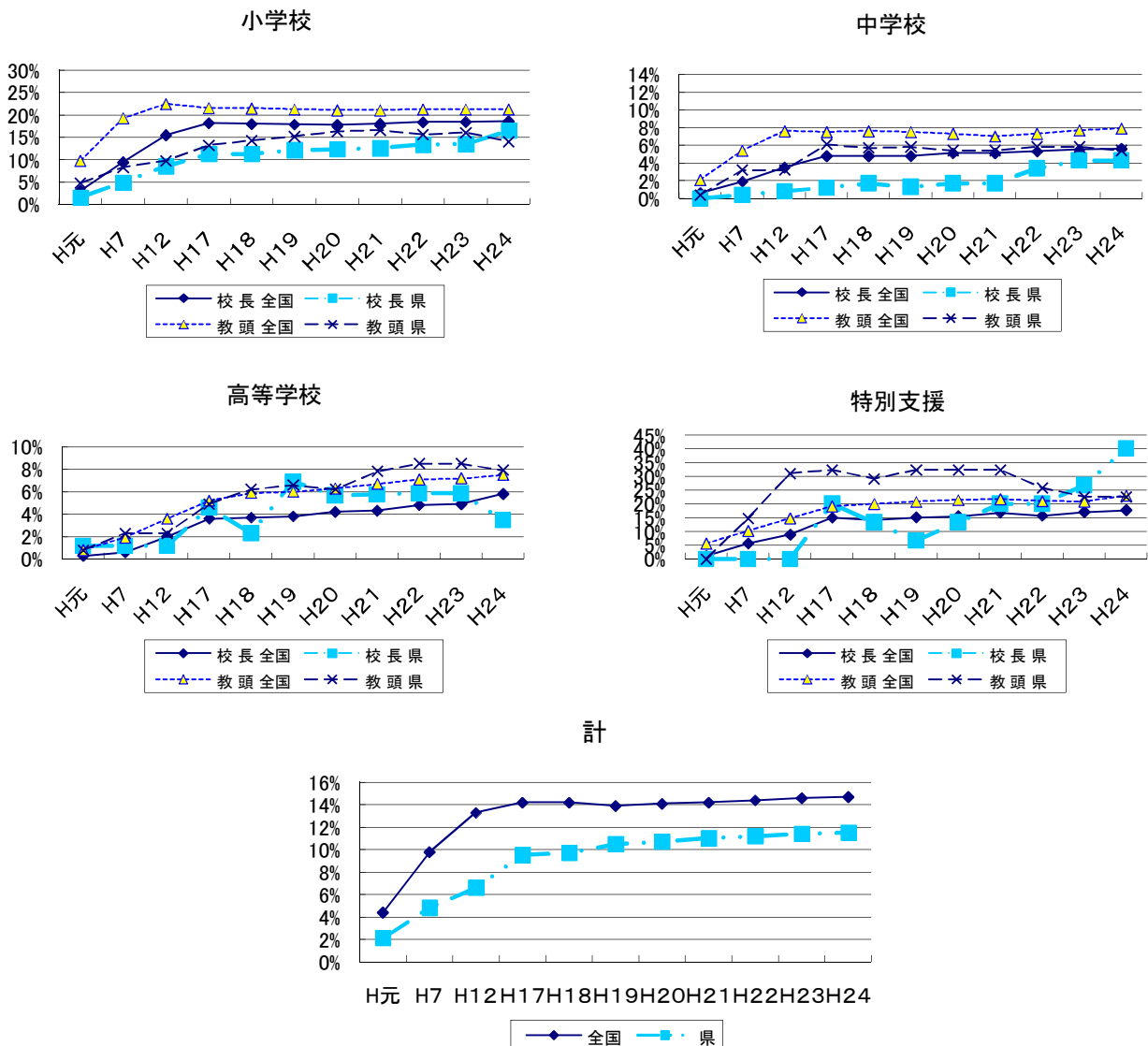
3 公立学校の女性管理職割合の推移

公立学校における本県の女性管理職の割合は増加しているが、全国よりも低い水準が続いている。

	小学校				中学校				高等学校				特別支援				計	
	校長		教頭		校長		教頭		校長		教頭		校長		教頭		計	計
	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県
H元	3.1%	1.6%	9.8%	4.8%	0.6%	0.0%	2.1%	0.4%	0.3%	1.2%	0.8%	0.8%	1.1%	0.0%	5.6%	0.0%	4.4%	2.1%
H7	9.5%	4.9%	19.3%	8.3%	1.9%	0.4%	5.4%	3.2%	0.6%	1.2%	1.9%	2.3%	5.7%	0.0%	10.2%	14.8%	9.8%	4.8%
H12	15.5%	8.6%	22.5%	9.7%	3.5%	0.8%	7.6%	3.2%	2.0%	1.2%	3.6%	2.3%	8.9%	0.0%	14.8%	31.0%	13.3%	6.6%
H17	18.2%	11.3%	21.6%	13.3%	4.8%	1.2%	7.5%	6.1%	3.6%	4.6%	5.2%	4.9%	15.0%	20.0%	19.1%	32.3%	14.2%	9.5%
H18	18.0%	11.3%	21.5%	14.3%	4.8%	1.7%	7.6%	5.7%	3.7%	2.3%	5.9%	6.2%	14.2%	13.3%	20.0%	29.0%	14.2%	9.7%
H19	17.9%	12.2%	21.3%	15.2%	4.8%	1.3%	7.5%	5.8%	3.8%	6.9%	6.0%	6.6%	15.1%	6.7%	20.8%	32.3%	13.9%	10.5%
H20	17.8%	12.4%	21.1%	16.3%	5.1%	1.7%	7.3%	5.4%	4.2%	5.7%	6.3%	6.2%	15.6%	13.3%	21.4%	32.3%	14.1%	10.7%
H21	18.1%	12.6%	21.1%	16.6%	5.1%	1.7%	7.0%	5.4%	4.3%	5.8%	6.7%	7.8%	16.8%	20.0%	21.8%	32.3%	14.2%	11.0%
H22	18.4%	13.4%	21.3%	15.7%	5.3%	3.4%	7.3%	5.8%	4.8%	5.9%	7.1%	8.5%	15.7%	20.0%	21.0%	25.8%	14.4%	11.2%
H23	18.5%	13.5%	21.3%	16.1%	5.5%	4.3%	7.7%	5.8%	4.9%	5.9%	7.2%	8.5%	17.1%	26.7%	20.9%	22.6%	14.6%	11.4%
H24	18.6%	16.5%	21.3%	14.0%	5.6%	4.3%	7.9%	5.4%	5.8%	3.5%	7.5%	7.9%	17.7%	40.0%	23.0%	22.6%	14.7%	11.5%

資料：文部科学省 学校基本調査

※ 公立のみ、兼務教員を除く



4 学校における女性教員、女性管理職の割合(平成24年度)

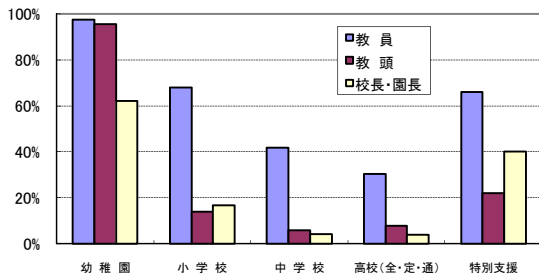
管理職の割合は、教員の女性数の割合から見ると極端に低いことが分かる。

計(国立・公立・私立)(福島県)

	教員	教頭	校長・園長	管理職計
幼稚園	97.4%	95.5%	62.1%	67.8%
小学校	68.1%	13.8%	16.7%	15.2%
中学校	41.8%	5.8%	4.3%	5.0%
高校(全・定・通)	30.4%	7.8%	3.9%	6.3%
特別支援	66.0%	21.9%	40.0%	27.7%
計	55.8%	14.8%	22.3%	18.7%
幼稚園除く	51.0%	11.0%	12.0%	11.4%

資料 文部科学統計要覧
学校統計要覧(福島県教育委員会)

計(国立・公立・私立)(福島県)

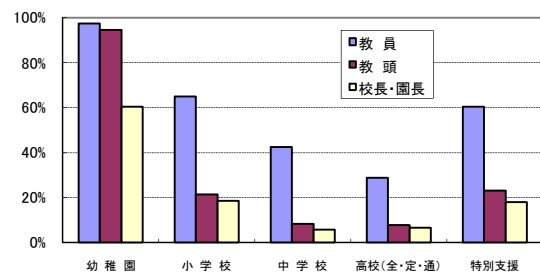


計(国立・公立・私立)(全国)

	教員	教頭	校長・園長	管理職計
幼稚園	97.4%	94.6%	60.5%	65.8%
小学校	65.1%	21.3%	18.7%	19.9%
中学校	42.6%	8.3%	5.6%	7.0%
高校(全・定・通)	28.9%	7.8%	6.6%	7.3%
特別支援	60.3%	23.2%	17.9%	21.0%
計	54.5%	19.2%	23.8%	21.7%
幼稚園除く	49.7%	15.5%	13.5%	14.5%

資料 文部科学統計要覧
学校統計要覧(福島県教育委員会)

計(国立・公立・私立)(全国)

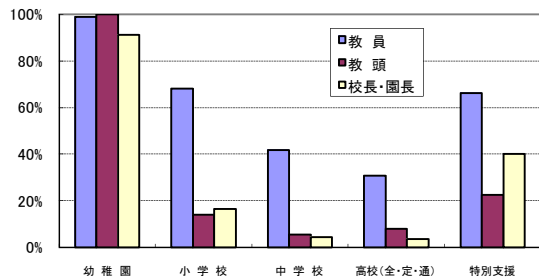


公立のみ(福島県)

	教員	教頭	校長・園長	管理職計
幼稚園	99.0%	100.0%	91.3%	92.9%
小学校	68.2%	14.0%	16.5%	15.2%
中学校	41.9%	5.4%	4.3%	4.8%
高校(全・定・通)	30.8%	7.9%	3.5%	6.1%
特別支援	66.3%	22.6%	40.0%	28.3%
計	53.8%	13.1%	20.2%	16.6%
幼稚園除く	52.1%	11.0%	12.0%	11.5%

資料 文部科学統計要覧
学校統計要覧(福島県教育委員会)

公立のみ(福島県)

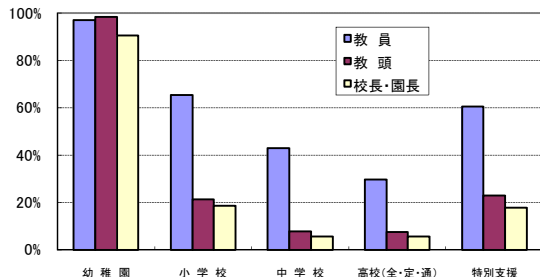


公立のみ(全国)

	教員	教頭	校長・園長	管理職計
幼稚園	97.0%	98.4%	90.5%	92.1%
小学校	65.4%	21.3%	18.6%	19.9%
中学校	43.1%	7.9%	5.6%	6.7%
高校(全・定・通)	29.8%	7.5%	5.8%	6.8%
特別支援	60.6%	23.0%	17.7%	20.9%
計	52.6%	17.5%	19.8%	18.7%
幼稚園除く	51.7%	15.8%	13.7%	14.7%

資料 文部科学統計要覧
学校統計要覧(福島県教育委員会)

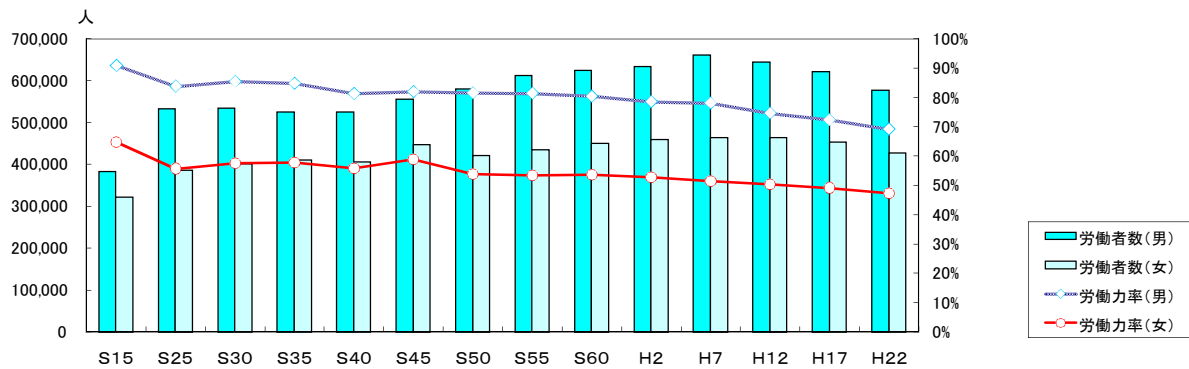
公立のみ(全国)



IV 労働

1 男女別労働力率の推移

高齢社会の影響からか、労働力率は、男女とも下降傾向だが、男女の労働力率の開きは、ほぼ変わらないレベルで推移している。



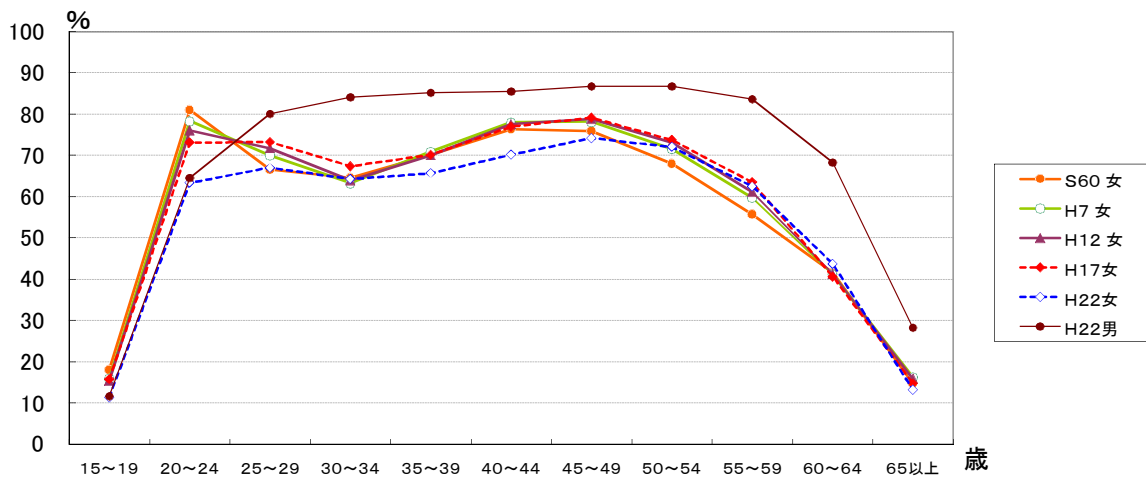
単位: 人

		S15	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
総数	労働力状態別15歳以上人口	919,063	1,331,414	1,323,889	1,330,416	1,374,795	1,437,905	1,496,517	1,568,305	1,619,503	1,679,409	1,751,780	1,785,297	1,782,594	1,740,909
	労働力	705,235	920,474	936,904	936,952	931,896	1,003,178	1,002,413	1,048,947	1,076,860	1,094,438	1,126,170	1,108,459	1,075,110	1,006,246
男性	労働力状態別15歳以上人口	421,306	636,326	624,865	620,084	646,287	677,410	711,337	752,425	777,292	806,784	846,601	862,795	858,433	835,901
	労働力	383,081	533,628	534,184	526,269	525,722	555,681	580,402	612,858	625,289	633,819	661,345	644,344	621,415	578,367
女性	労働力状態別15歳以上人口	497,757	695,088	699,024	710,332	728,508	760,495	785,180	815,880	842,211	872,625	905,179	922,502	924,161	905,008
	労働力	322,154	386,846	402,720	410,683	406,174	447,497	422,011	436,089	451,571	460,619	464,825	464,115	453,695	427,879
労働力率(総数)		76.7%	69.1%	70.8%	70.4%	67.8%	69.8%	67.0%	66.9%	66.5%	65.2%	64.3%	62.1%	60.3%	57.8%
労働力率(男)		90.9%	83.9%	85.5%	84.9%	81.3%	82.0%	81.6%	81.5%	80.4%	78.6%	78.1%	74.7%	72.4%	69.2%
労働力率(女)		64.7%	55.7%	57.6%	57.8%	55.8%	58.8%	53.7%	53.5%	53.6%	52.8%	51.4%	50.3%	49.1%	47.3%

資料: 国勢調査報告

2 男女別年齢階級別労働力率(福島県)

労働力率をみると、女性の20代後半から30代にかけて労働力率が低下している、いわゆるM字型カーブの現象がみられる。



単位: %

	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65以上
S60 女	18.0	81.0	66.6	64.6	70.2	76.3	75.9	68.0	55.7	41.5	14.7
H7 女	15.8	78.3	70.0	63.2	70.8	78.0	78.1	71.5	59.7	41.1	16.2
H12 女	15.3	76.1	71.8	64.0	70.1	77.6	78.9	73.1	61.2	41.2	15.8
H17 女	15.8	73.1	73.2	67.3	70.1	76.9	79.1	73.7	63.5	40.6	14.8
H22 女	11.3	63.4	67.0	64.3	65.7	70.2	74.2	72.1	62.5	43.7	13.2
H22 男	11.6	64.5	80.0	84.1	85.2	85.5	86.7	86.7	83.6	68.2	28.2

資料: 国勢調査報告

3 男女別有業率の推移

有業率は、男性は全国平均より低く、対して女性は全国平均より高いが、その差は縮まっている。

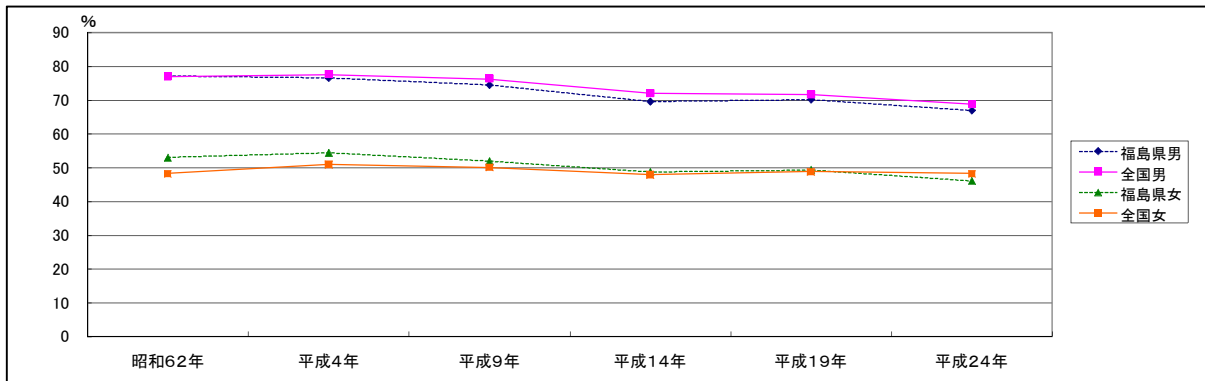
単位:千人、%

区分	男女計				男				女			
	福島県		全国		福島県		全国		福島県		全国	
	15歳以上人口	有業者	有業率	有業率	15歳以上人口	有業者	有業率	有業率	15歳以上人口	有業者	有業率	有業率
昭和43年	1,400	947	67.6	64.0	662	541	81.7	81.7	738	406	55.0	47.5
昭和46年	1,432	955	66.7	63.8	671	534	79.6	82.2	761	421	55.3	46.5
昭和49年	1,452	954	65.7	62.0	686	548	79.9	81.3	766	406	53.0	44.0
昭和52年	1,527	1,004	65.7	62.3	728	574	78.8	80.3	799	430	53.8	45.3
昭和54年	1,564	1,035	66.2	62.0	748	597	79.8	79.4	816	439	53.8	45.6
昭和57年	1,577	1,057	67.0	63.4	756	602	79.6	79.3	821	455	55.4	48.5
昭和62年	1,640	1,059	64.6	62.2	786	606	77.1	77.0	854	453	53.0	48.2
平成4年	1,713	1,114	65.0	63.9	824	630	76.5	77.6	890	484	54.4	51.0
平成9年	1,770	1,112	62.8	62.8	855	637	74.5	76.3	915	475	51.9	50.1
平成14年	1,792	1,053	58.8	59.5	865	601	69.5	72.0	928	452	48.7	47.9
平成19年	1,770	1,051	59.4	59.8	851	597	70.2	71.6	919	454	49.4	48.8
平成24年	1,708	958	56.1	58.1	824	551	66.9	68.8	885	408	46.1	48.2

就業構造基本調査(H24) 総務省統計局

有業者： 普段収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(10月1日)以降も仕事をしていくことになっている者、および仕事を持っているが現在は休んでいる者。

なお、家族の人が自家営業(個人経営の商店、工場や農家など)に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。



■年齢階級別有業率(福島県)

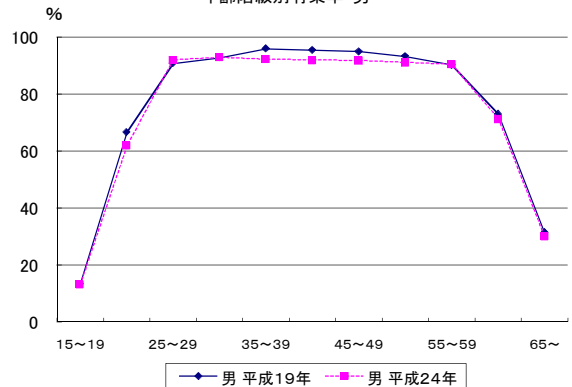
有業率は、男女とも低下しているが、女性の「55～59歳」、「60～64歳」で増加している。

単位 %

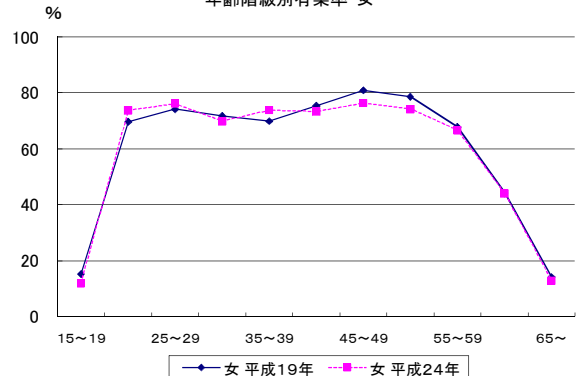
	男			女		
	H19	H24	増減	H19	H24	増減
総数	70.2	66.9	△ 3.3	49.4	46.1	△ 3.3
15～19	13.4	13.2	△ 0.2	15.3	12.0	△ 3.3
20～24	66.7	61.9	△ 4.8	69.6	73.7	4.1
25～29	90.8	92.0	1.2	74.1	76.1	2.0
30～34	92.9	92.9	0.0	71.7	69.8	△ 1.9
35～39	96.0	92.3	△ 3.7	69.8	73.8	4.0
40～44	95.5	91.9	△ 3.6	75.3	73.3	△ 2.0
45～49	95.0	91.7	△ 3.3	80.8	76.3	△ 4.5
50～54	93.4	91.0	△ 2.4	78.6	74.2	△ 4.4
55～59	90.3	90.5	0.2	67.7	66.7	△ 1.0
60～64	73.0	71.3	△ 1.7	44.2	44.0	△ 0.2
65～	31.5	30.0	△ 1.5	14.2	13.0	△ 1.2

就業構造基本調査(H24) 総務省統計局

年齢階級別有業率 男

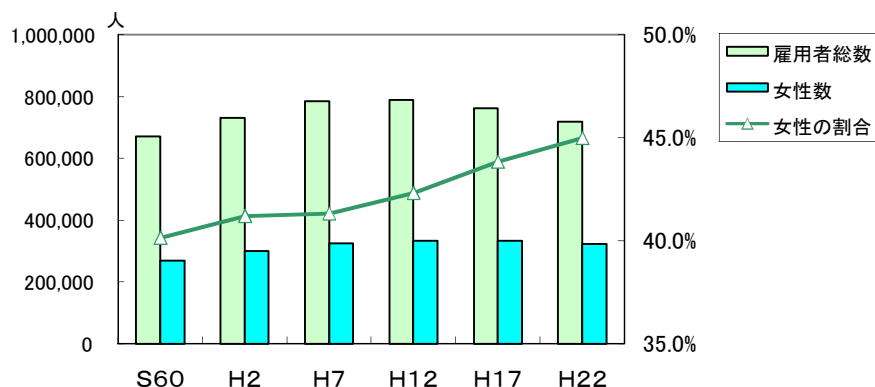


年齢階級別有業率 女



4 雇用者数の推移(福島県)

雇用者総数及び雇用者の割合は増加していたが、平成17年度には減少に転じた。また、雇用者に占める女性の割合は、増加している。



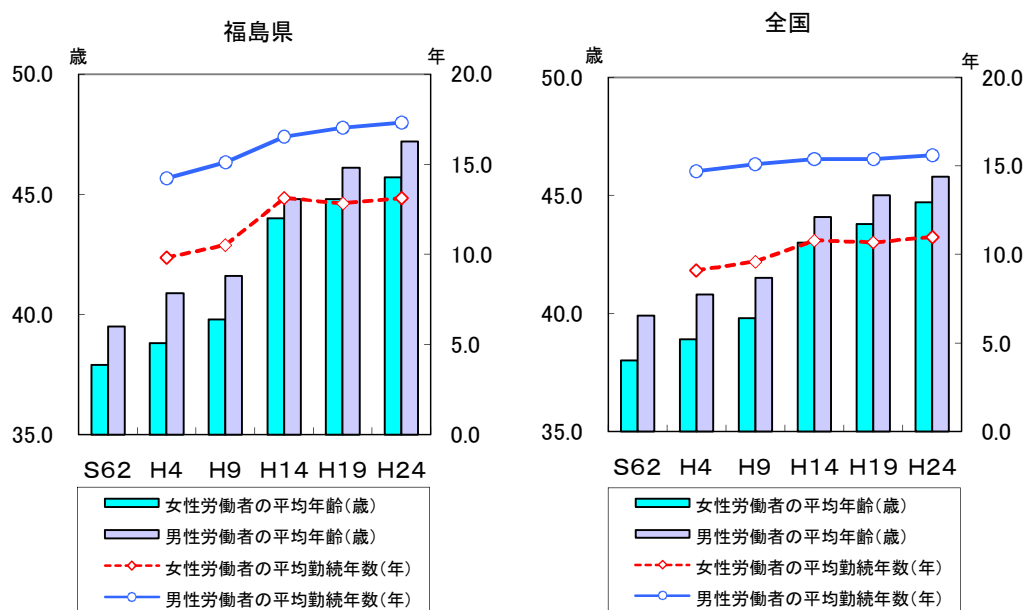
単位:人

年度	S60	H2	H7	H12	H17	H22
雇用者総数	670,151	730,560	785,538	788,009	762,337	719,269
女性数	268,983	301,037	324,642	333,468	334,099	323,469
女性の割合	40.1%	41.2%	41.3%	42.3%	43.8%	45.0%

資料: 国勢調査報告より作成

5 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数

女性労働者の平均年齢は延びてきている。また、本県の女性労働者の平均年数は全国と比べ約2年長い傾向がある。



		S62	H4	H9	H14	H19	H24
福島県	女性労働者の平均年齢(歳)	37.9	38.8	39.8	44.0	44.8	45.7
	男性労働者の平均年齢(歳)	39.5	40.9	41.6	44.8	46.1	47.2
	女性労働者の平均勤続年数(年)		9.8	10.5	13.1	12.8	13.1
	男性労働者の平均勤続年数(年)		14.2	15.1	16.5	17.0	17.3
		S62	H4	H9	H14	H19	H24
全国	女性労働者の平均年齢(歳)	38.0	38.9	39.8	43.0	43.8	44.7
	男性労働者の平均年齢(歳)	39.9	40.8	41.5	44.1	45.0	45.8
	女性労働者の平均勤続年数(年)		9.1	9.6	10.8	10.7	11.0
	男性労働者の平均勤続年数(年)		14.7	15.1	15.4	15.4	15.6

資料: 就業構造基本調査(H24) 総務省統計局

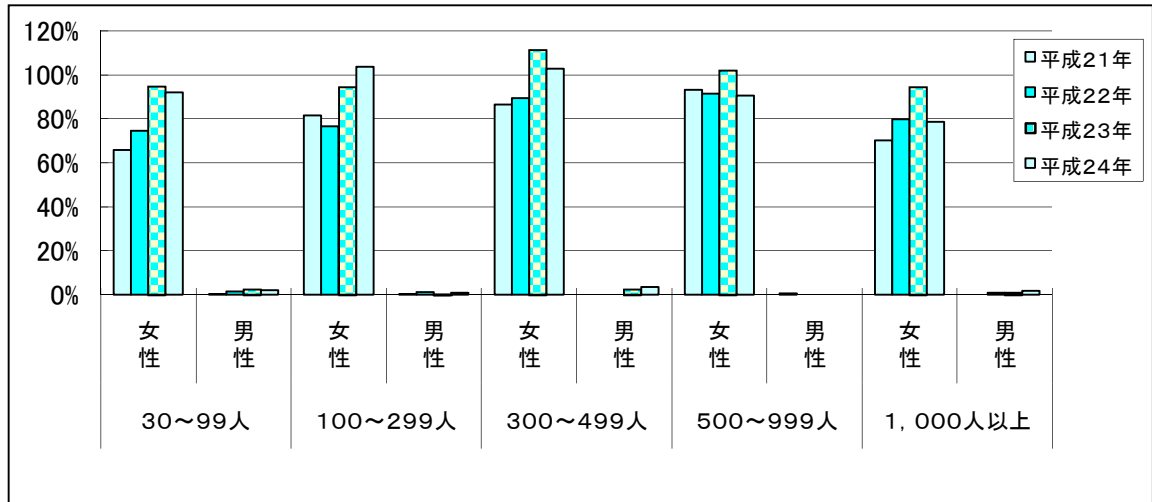
6 育児休業の取得状況(福島県)

平成24年における福島県の女性の育児休業取得率は、全体で94.1%となっており、従業員規模別にみると、従業員規模「500人～999人」が100.0%と最も高い。

男性の育児休業取得率は、前年比0.4ポイント増加となり、ここ3年で漸増しているが、それでも1.6%に留まっている。

なお、育児休業取得日数は、女性が「9～12ヶ月未満」が最も多く、全体の54.4%(331人/608人)となっている。

■従業員規模別育児休業取得状況



福島県

単位 %

全国(平成24年)

単位 %

従業員規模	男女別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
30～99人	女性	65.8	74.7	94.7	92.1
	男性	0.3	1.4	2.4	2.0
100～299人	女性	81.5	76.7	94.5	103.7
	男性	0.3	1.2	0.4	0.9
300～499人	女性	86.5	89.4	111.3	102.8
	男性	-	-	2.4	3.5
500～999人	女性	93.3	91.5	102.0	90.6
	男性	0.5	-	-	-
1,000人以上	女性	70.2	79.8	94.6	78.6
	男性	-	0.8	1.0	1.7
全体	女性	77.7	80.4	97.3	94.1
	男性	0.2	0.8	1.2	1.6

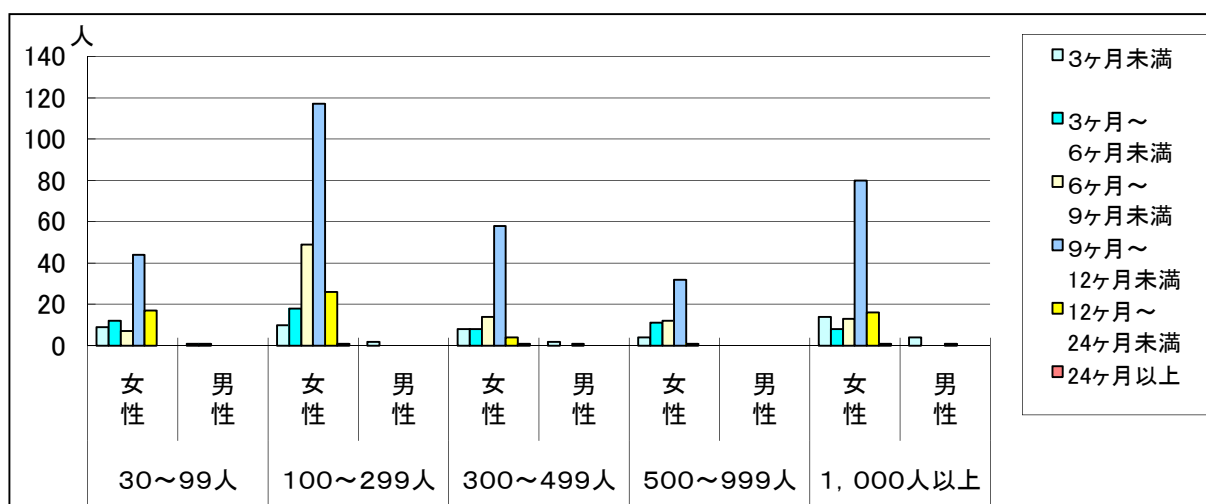
事業所規模	男女別	全国
5～29人	女性	73.4
	男性	2.34
30～99人	女性	87.2
	男性	1.65
100～499人	女性	92.1
	男性	1.57
500人以上	女性	90.6
	男性	1.96
総数	女性	83.6
	男性	1.89

※育児休業取得率 出産者(配偶者が出産した男性を含む)に占める育児休業取得者の割合

資料(全国):厚生労働省「平成24年度雇用均等基本調査」

資料(福島県):労働条件等実態調査(H24)

■従業員規模別育児休業取得状況



資料:福島県 労働条件等実態調査(H24)

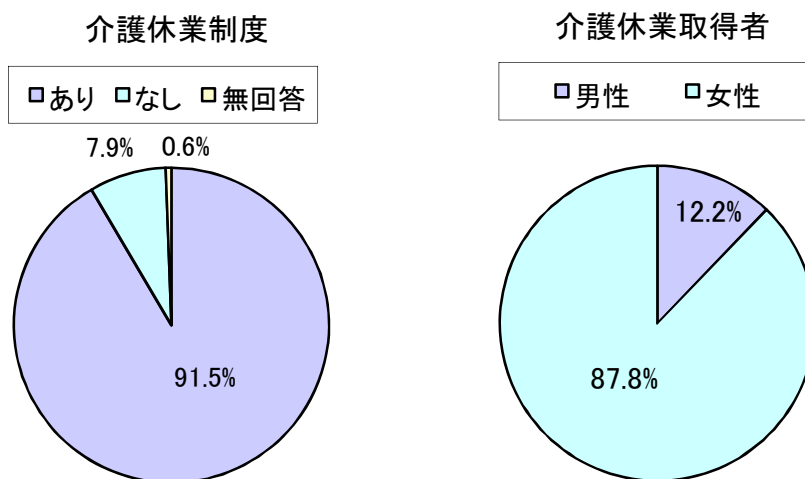
単位 件

従業員規模	男女別	3ヶ月未満	3ヶ月~6ヶ月未満	6ヶ月~9ヶ月未満	9ヶ月~12ヶ月未満	12ヶ月~24ヶ月未満	24ヶ月以上	取得日数 内訳不明
30~99人	女性	9	12	7	44	17	-	-
	男性	1	1	-	-	-	-	-
100~299人	女性	10	18	49	117	26	1	1
	男性	2	-	-	-	-	-	-
300~499人	女性	8	8	14	58	4	1	-
	男性	2	-	1	-	-	-	-
500~999人	女性	4	11	12	32	1	-	-
	男性	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	女性	14	8	13	80	16	1	-
	男性	4	-	-	1	-	-	-
全体	女性	45	57	95	331	64	3	1
	男性	9	1	1	1	-	-	-

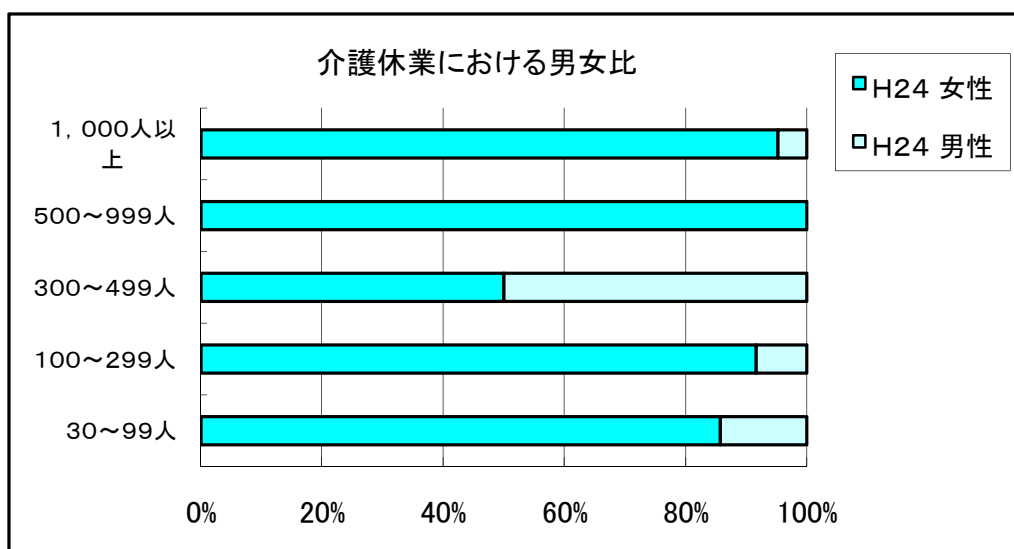
資料:福島県 労働条件等実態調査(H24)

7 介護休業の取得状況(福島県)

平成24年の介護休業制度を定めている事業所の割合は、調査事業者542中496で91.5%である。取得者の男女比についてみてみると、男性の取得者は、全体の取得者の12.2%である。



■介護休業の取得者の男女比(H24)

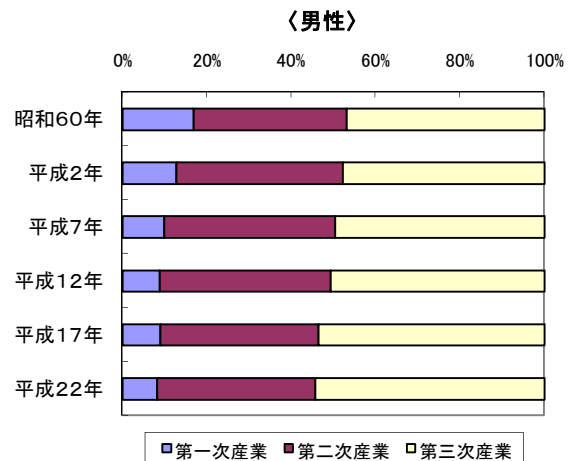
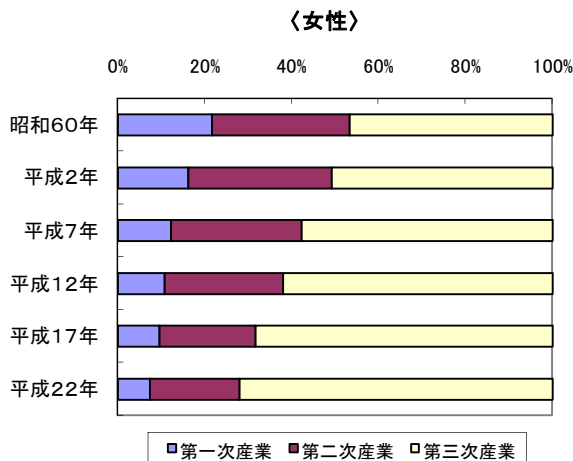
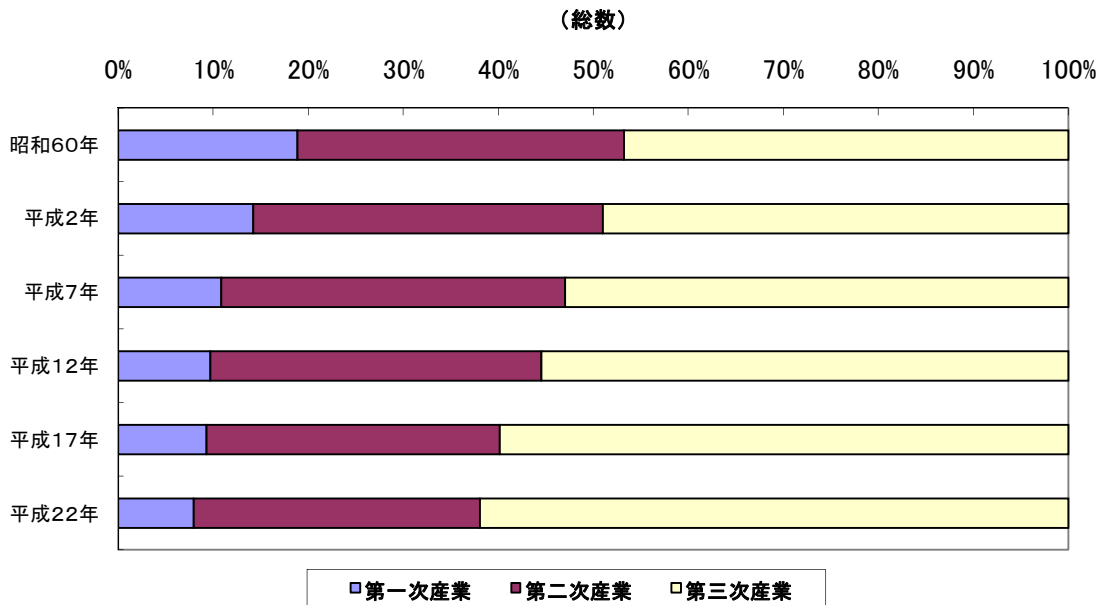


	H23			H24		
	女性	男性	計	女性	男性	計
1,000人以上	9	1	10	20	1	21
500~999人	3	1	4	3	-	3
300~499人	2	1	3	3	3	6
100~299人	5	-	5	11	1	12
30~99人	5	1	6	6	1	7
調査計	24	4	28	43	6	49

資料:福島県 労働条件等実態調査(H24)

8 産業3分類男女別就業者の割合(福島県)

産業3分類別にみると、第3次産業が男女ともに構成割合が伸び、特に女性はその構成割合が高い。
 第一次産業は男女ともに減少傾向にあり、第二次産業は、男性の構成割合が高い。



単位:人

	第一次産業			第二次産業			第三次産業		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
昭和60年	197,085	101,257	95,828	359,554	219,520	140,034	488,876	282,546	206,330
平成2年	151,443	77,983	73,460	392,124	243,189	148,935	523,179	293,597	229,582
平成7年	117,560	62,595	54,965	392,816	257,207	135,609	575,236	315,106	260,130
平成12年	102,115	54,356	47,759	368,425	247,095	121,330	585,926	309,972	275,954
平成17年	92,540	51,656	40,884	309,660	214,716	94,944	599,263	307,107	292,156
平成22年	71,428	42,363	29,065	272,417	192,189	80,228	560,520	278,779	281,741

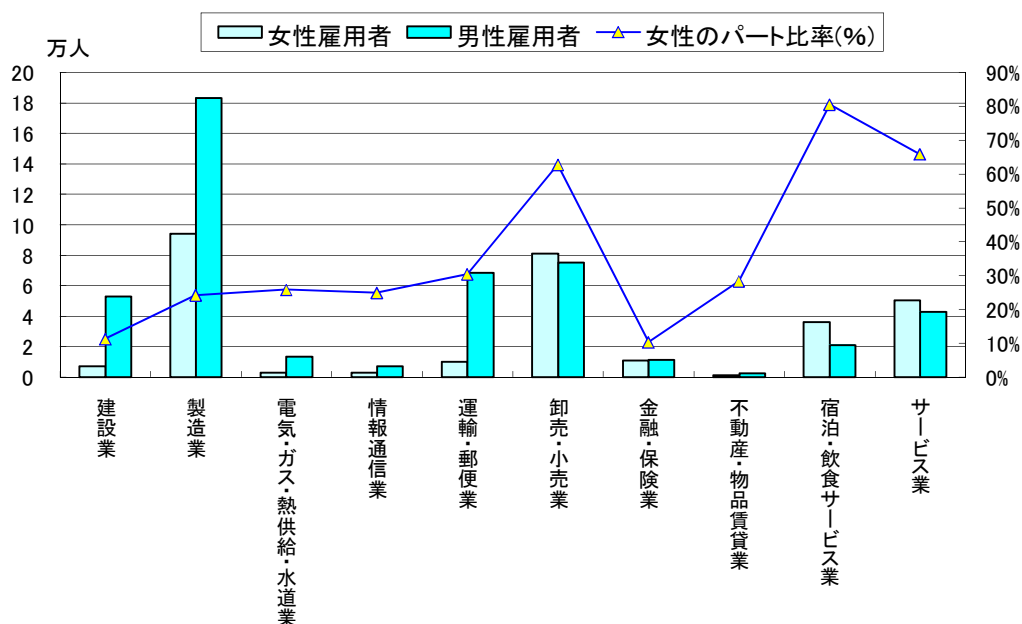
資料:国勢調査報告

9 雇用形態

■ 産業別雇用構成比(福島県)

産業別に見ると、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、サービス業では女性の比率が高いが、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・郵便業では女性の比率が低くなっている。女性のパートタイム比率は、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、サービス業で高くなっている。

産業別雇用構成比(全体)



■ 産業及び就業形態別雇用構成比

(事業所規模5人以上)

(単位 人、%)

	総数	女性雇用者	女性の比率	女性一般労働者	女性のパートタイム	パート比率 (%)
調査産業計	652,725	288,006	44.1	179,555	108,451	37.7
建設業	48,044	6,096	12.7	5,364	732	12.0
製造業	153,636	53,121	34.6	39,179	13,942	26.2
電気・ガス・熱供給・水道業	8,445	1,458	17.3	1,090	368	25.2
情報通信業	6,323	1,742	27.6	1,353	389	22.3
運輸・郵便業	49,419	5,959	12.1	4,032	1,927	32.3
卸売・小売業	110,818	54,536	49.2	21,557	32,979	60.5
金融・保険業	15,468	7,889	51.0	6,889	1,000	12.7
不動産・物品賃貸業	3,893	1,396	35.9	1,000	396	28.4
宿泊・飲食サービス業	43,459	27,704	63.7	5,027	22,677	81.9
サービス業	53,475	26,519	49.6	9,775	16,744	63.1

(事業所規模30人以上)

(単位 人、%)

	総数	女性雇用者	女性の比率	女性一般労働者	女性のパートタイム	パート比率 (%)
調査産業計	379,626	171,241	45.1	112,709	58,532	34.2
建設業	12,102	919	7.6	856	63	6.9
製造業	123,784	40,914	33.1	32,064	8,850	21.6
電気・ガス・熱供給・水道業	7,927	1,393	17.6	1,025	368	26.4
情報通信業	3,957	1,220	30.8	870	350	28.7
運輸・郵便業	29,219	4,225	14.5	3,050	1,175	27.8
卸売・小売業	45,141	26,393	58.5	8,596	17,797	67.4
金融・保険業	6,798	2,901	42.7	2,780	121	4.2
不動産・物品賃貸業	965	237	24.6	118	119	50.2
宿泊・飲食サービス業	13,738	8,505	61.9	2,042	6,463	76.0
サービス業	39,862	23,801	59.7	7,422	16,379	68.8

資料: 毎月勤労統計調査地方調査結果年報(H24)

■ 男女別雇用形態

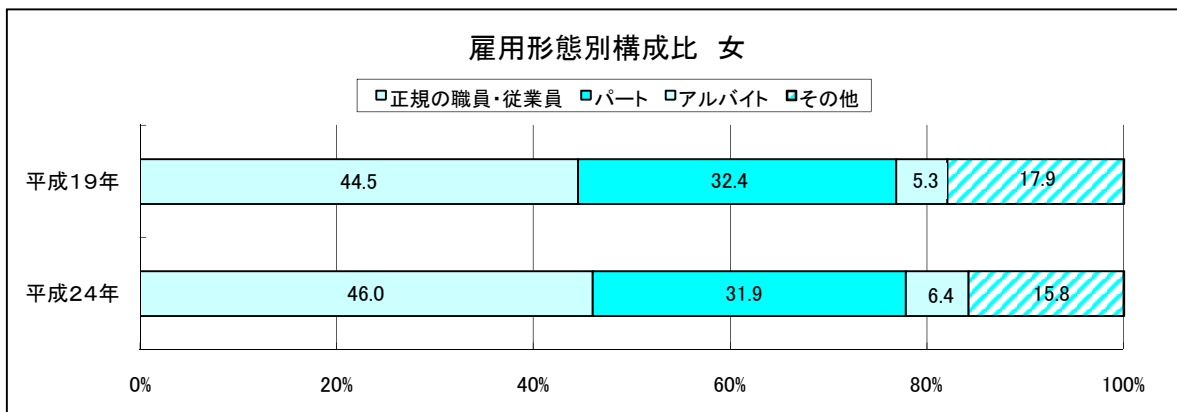
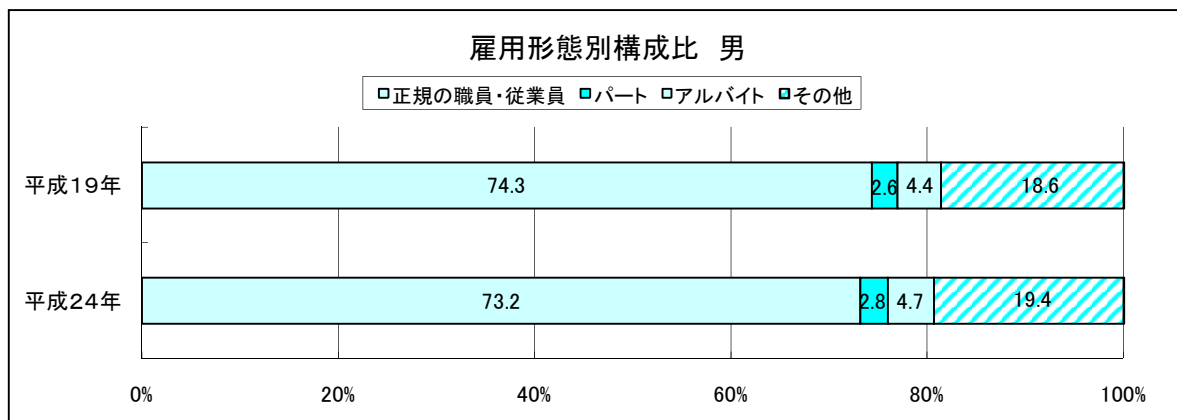
男女とも雇用者数が減少し、雇用形態別では、正規職員、パートが減少し、アルバイトが増加している。雇用形態別の構成比に大きな変化はないが、依然として女性のパート比率が高い。

(単位:千人、%)

区 分	男 女 計			男			女			
	福 島 県		全 国	福 島 県		全 国	福 島 県		全 国	
	実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比	
平成19年	総数	875	-	-	495	-	-	380	-	-
	正規の職員・従業員	537	61.4	60.0	368	74.3	72.5	169	44.5	43.0
	パート	136	15.5	15.5	13	2.6	2.8	123	32.4	32.5
	アルバイト	42	4.8	7.1	22	4.4	6.3	20	5.3	8.3
	その他	160	18.3	17.4	92	18.6	18.4	68	17.9	16.2
平成24年	総数	831	-	-	470	-	-	361	-	-
	正規の職員・従業員	510	61.4	58.1	344	73.2	71.4	166	46.0	41.1
	パート	128	15.4	16.8	13	2.8	3.2	115	31.9	34.1
	アルバイト	45	5.4	7.7	22	4.7	6.8	23	6.4	8.8
	その他	148	17.8	17.4	91	19.4	18.6	57	15.8	16.0
増減率	総数	△ 5.0	-	-	△ 5.1	-	-	△ 5.0	-	-
	正規の職員・従業員	△ 5.0	0.0	△ 1.9	△ 6.5	△ 1.2	△ 1.1	△ 1.8	1.5	△ 1.9
	パート	△ 5.9	△ 0.1	1.3	0.0	0.1	0.4	△ 6.5	△ 0.5	1.6
	アルバイト	7.1	0.6	0.6	0.0	0.2	0.5	15.0	1.1	0.5
	その他	△ 7.5	△ 0.5	0.0	△ 1.1	0.8	0.2	△ 16.2	△ 2.1	△ 0.2

就業構造基本調査(H24)総務省統計局

※その他…派遣社員、契約社員及び嘱託等



■従業上の地位別有業者数

有業者を従業上の地位別で見ると、男女とも営業主、家族従業者が減少し、雇用者割合が増加している。

なお 女性の家族従業者割合は男性の約7倍となっている

(単位:千人、%)

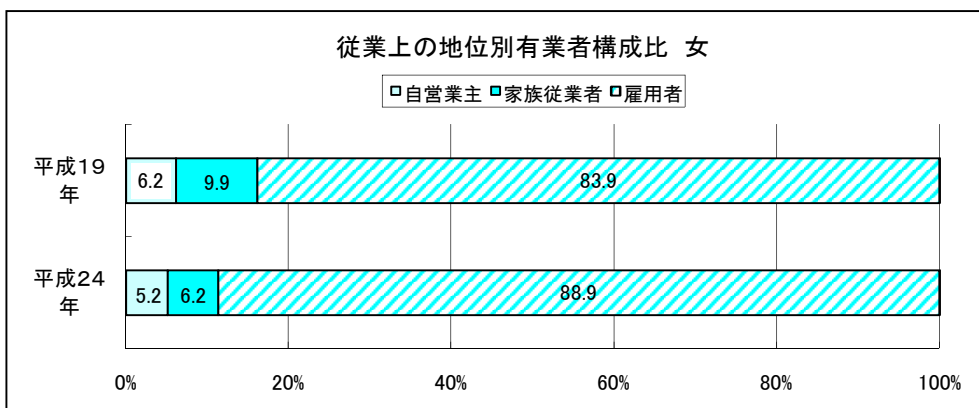
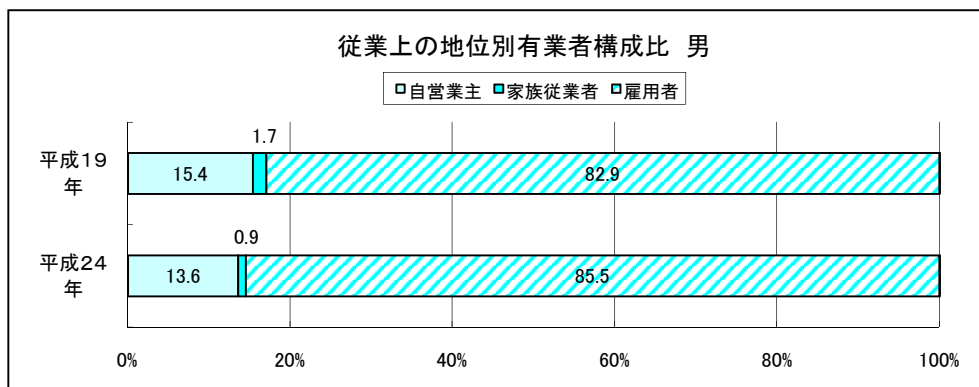
区分	男女計			男			女			
	福島		全国	福島		全国	福島		全国	
	実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比	
平成19年	総数	1,050	-	-	597	-	-	453	-	-
	自営業主	120	11.4	10.1	92	15.4	13.0	28	6.2	6.2
	家族従業者	55	5.2	2.8	10	1.7	0.8	45	9.9	5.6
	雇用者	875	83.3	86.8	495	82.9	86.0	380	83.9	88.0
平成24年	総数	956	-	-	550	-	-	406	-	-
	自営業主	96	10.0	9.2	75	13.6	12.1	21	5.2	5.3
	家族従業者	30	3.1	2.1	5	0.9	0.7	25	6.2	4.0
	雇用者	831	86.9	88.7	470	85.5	87.2	361	88.9	90.7
増減率	総数	△ 9.0	-	-	△ 7.9	-	-	△ 10.4	-	-
	自営業主	△ 20.0	△ 1.4	△ 0.9	△ 18.5	△ 1.8	△ 0.9	△ 25.0	△ 1.0	△ 0.9
	家族従業者	△ 45.5	△ 2.1	△ 0.7	△ 50.0	△ 0.8	△ 0.1	△ 44.4	△ 3.8	△ 1.6
	雇用者	△ 5.0	3.6	1.9	△ 5.1	2.5	1.2	△ 5.0	5.0	2.7

就業構造基本調査(H24)総務省統計局

自営業主 … 個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など自分で事業を営んでいる者。内職者を含む。

家族従業者 … 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。なお、原則的には無

雇用者 … 会社員、団体職員、個人商店の従業員、公務員など、会社、団体、個人商店、官公庁などに雇われている者。



10 男女別年齢階級別所定内給与額

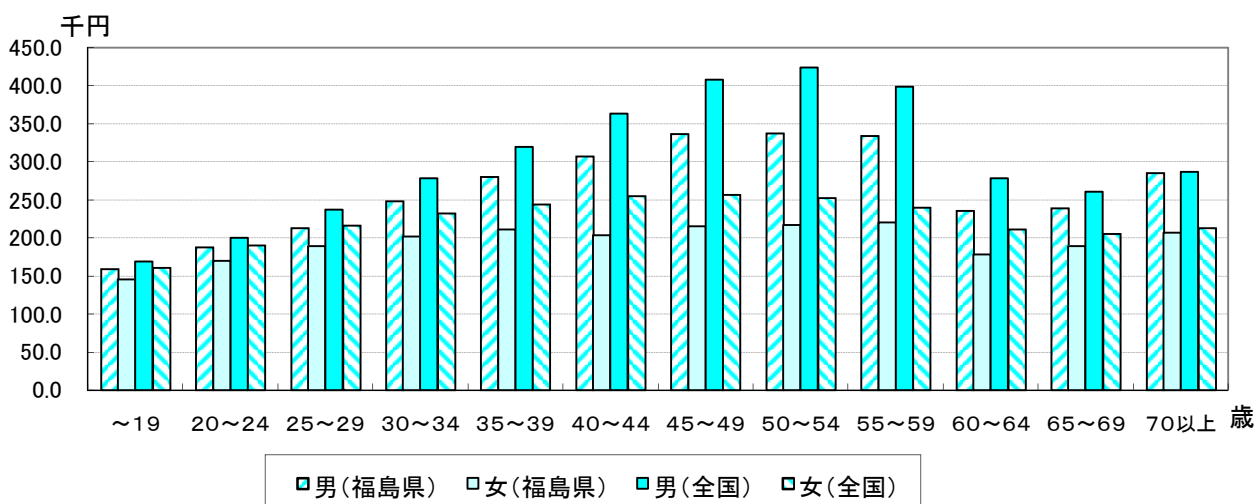
平成24年の男女の賃金格差は、全国の数値と大きく変わらず、特に、40代から50代にかけて男女の差が大きくなっている。

平成24年

単位:千円

	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70以上
男(福島県)	158.9	187.9	213.1	248.3	280.8	307.5	336.8	337.9	334.7	235.9	239.2	285.9
女(福島県)	145.6	169.7	189.0	202.0	210.9	203.7	215.5	216.8	220.0	178.4	189.4	207.0
男(全国)	169.4	200.5	237.1	278.3	319.6	363.3	408.1	423.7	398.7	278.1	260.7	286.8
女(全国)	161.3	190.5	216.7	232.7	244.2	254.9	256.6	252.7	240.4	211.3	205.6	213.1

資料:賃金構造基本統計調査(H24) 厚生労働省



11 年齢階級別所定内給与額の男女比

本県の年齢階級別所定内給与額の男女比は、全国とほぼ同様に推移している。

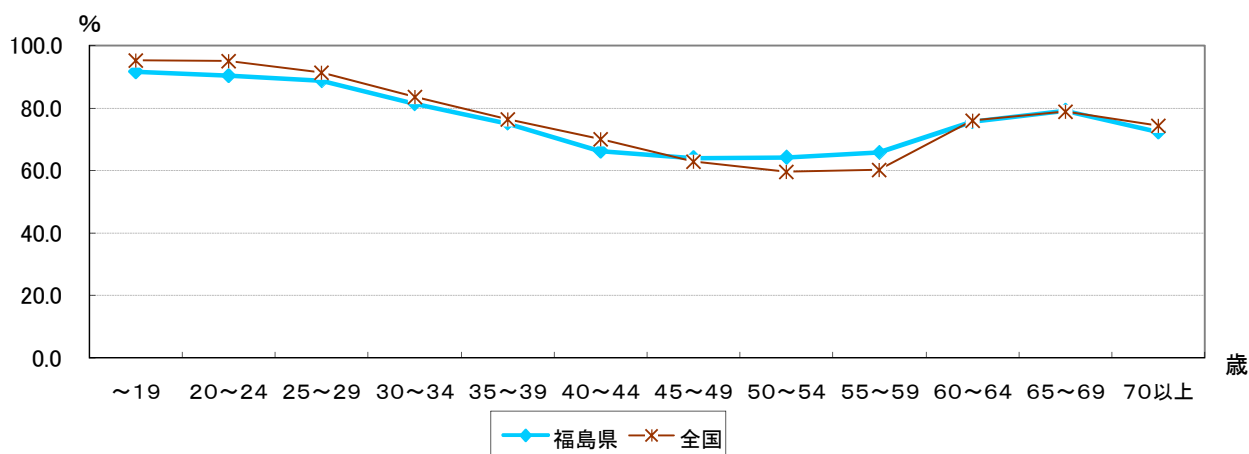
平成24年

単位:%

	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70以上
福島県	91.6	90.3	88.7	81.4	75.1	66.2	64.0	64.2	65.7	75.6	79.2	72.4
全国	95.2	95.0	91.4	83.6	76.4	70.2	62.9	59.6	60.3	76.0	78.9	74.3

※男性の給与を100とした場合の割合

資料:賃金構造基本統計調査(H24) 厚生労働省



12 家族経営協定の締結状況(福島県)

家族経営協定の締結状況は、平成23年度の1,091戸から1,121戸と着実に伸びている。
協定の内容については、農業経営の方針決定が1,082戸、農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)が994戸、労働時間・休日が939戸と続いている。

■家族経営協定の締結状況

家族経営協定文書締結数	農家戸数			
	H21	H22	H23	H24
合計	1,012	1,048	1,091	1,121

資料: 家族経営協定に関する実態調査(H24)

■取り決めている家族経営協定の内容(複数回答)

取り決めている家族経営協定の内容	農家戸数(延べ戸数)			
	H21	H22	H23	H24
農業経営の方針決定	982	1,029	1,053	1,082
労働時間・休日	833	863	909	939
労働報酬(日給、月給)	758	791	803	827
収益の配分(日給、月給以外の利益の分配)	578	593	595	651
農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)	906	931	972	994
農業面の部門分担(加工、販売等の関連事業も含む)	272	290	301	361
生活面の役割分担(家事、交際)	561	585	638	660
育児の役割分担	81	78	76	108
経営移譲(継承を含む)	465	489	488	524
資産の相続	67	68	64	106
移譲者(老後)の扶養(居住・生活・介護等)	79	80	79	111
労働衛生・健康管理	358	381	411	447
社会・地域活動への参加	286	300	312	324
その他	284	304	294	461

資料: 家族経営協定に関する実態調査(H24)

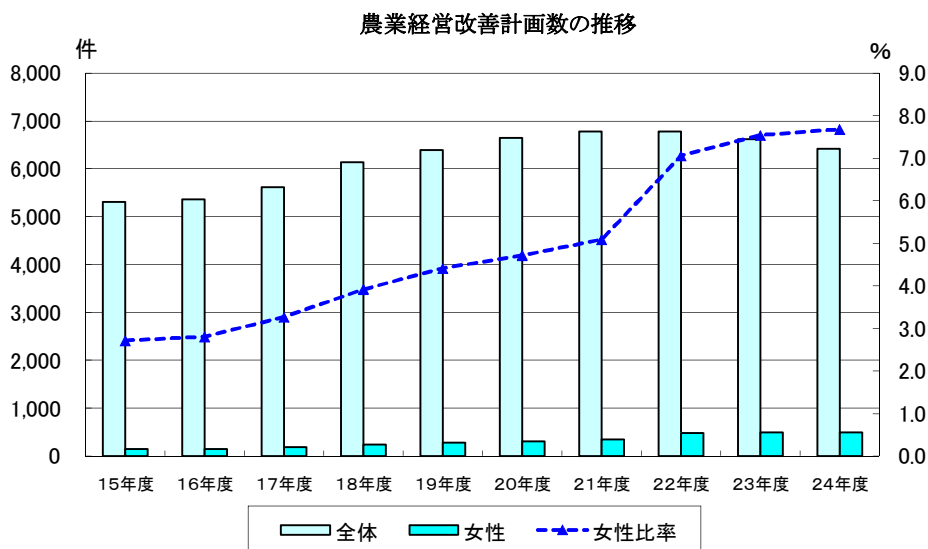
13 農業経営改善計画数の推移(福島県)

平成24年度の農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)は、6,416経営体で、そのうち女性は493経営体となり、女性割合とともに緩やかな増加が続いているが、全体からみた女性割合は依然として低い。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
全体数(件)	5,309	5,362	5,613	6,141	6,398	6,647	6,782	6,780	6,621	6,416
うち女性(人)	144	150	183	241	282	314	345	479	※ 499	493
女性の割合(%)	2.7	2.8	3.3	3.9	4.4	4.7	5.1	7.1	7.5	7.7

資料: 福島県農林水産部農業支援総室調べ

※ 相双農林事務所管内の人数は平成22年度実績を使用している。



労働条件等実態調査結果報告書(平成24年)

1 調査の目的

本調査は、県内民営事業所の労働条件のうち、労働時間、休暇制度、休業制度、定年制、退職金制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態並びにその動向を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

2 調査の方法

(1) 地域 福島県全域

(2) 産業 日本産業分類(大分類)による次の産業とした。

D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業

H 運輸業・郵便業 I 卸売・小売業 J 金融業・保険業 P 医療、福祉

Q 複合サービス事業 R サービス業

(3) 調査対象事業所

平成21年経済センサス基礎調査で把握された上記(2)に掲げる産業に属し、常用労働者30人以上を雇用する民営事業所のうち、一定の方法により抽出した1,400事業所を対象とした。

なお、本報告書は、回収された607事業所(回収率43.3%)のうち、有効回答542事業所をもって、集計した結果によるものである。

(4) 調査時点

平成24年7月31日現在

ただし、年間平均等を要する事項については、調査時点以前の1年間を原則とした。

(5) 調査実施時期

平成24年11月1日から平成24年11月22日まで

(6) 調査機関

福島県商工労働部雇用労政課、各地方振興局

(7) 調査票の記入、回収

郵送による自計式

なお、調査票は県雇用労政課から対象事業所に送付し、各地方振興局を經由して県雇用労政課で回収した。

3 集計

民間委託

4 利用上の注意

(1) 百分率の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位表示としているため、その和が100.0%にならない場合がある。

(2) 平均値の算出にあたっては、小数点以下を切り捨て表示している。

○労働条件等実態調査結果報告書(平成24年)より抜粋

1 女性の昇進・参画

(1) 昇給等の男女間格差

「大学卒業後、直ちに企業に入社し、同一企業に継続して勤務している労働者が、入社から昇給・昇格していくときに、実態として男女間で差があるか。」という設問に対し、「男性の方がはやく昇給等する」と答えた事業所は12.9%、「女性の方がはやく昇給等する」と回答した事業所は0.2%にとどまった。「男女とも変わらない」と回答した事業所は50.4%であった。

■ 昇給等での男女間の格差の有無

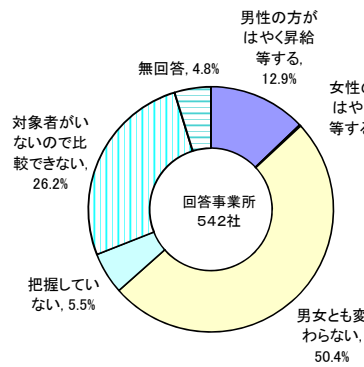
()は%

区分	総数	男性の方がはやく昇給等する	女性の方がはやく昇給等する	男女とも変わらない	把握していない	対象者がいないので比較できない	無回答
調査計	542 (100.0)	70 (12.9)	1 (0.2)	273 (50.4)	30 (5.5)	142 (26.2)	26 (4.8)

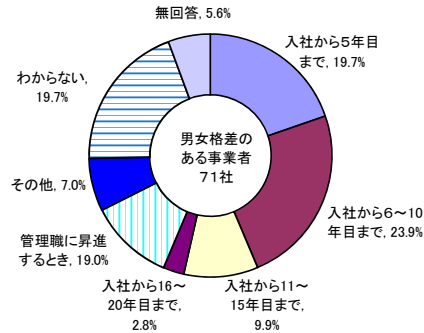
■ 昇給等での男女間の格差が生じる時期

区分	格差のある事業所	入社後の男女間格差が生じる時期							無回答
		入社から5年目まで	入社から6～10年目まで	入社から11～15年目まで	入社から16～20年目まで	管理職に昇進するとき	その他	わからない	
調査計	71 (100.0)	14 (19.7)	17 (23.9)	7 (9.9)	2 (2.8)	8 (11.3)	5 (7.0)	14 (19.7)	4 (5.6)

男女間の格差の有無



男女間の格差が生じる時期



(2) 管理職への登用状況

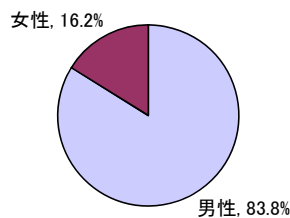
県内事業所の管理職数を男女別にみた女性の割合は、全体で16.2%にとどまっている。部長相当職は8.4%、課長相当職は13.4%とまだまだ低い。

■ 管理職人数(全体)

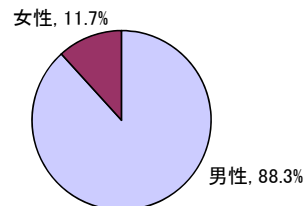
[], ()は%

区分	総数		30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
調査計	9,673 (100.0) [100.0]	8,110 (83.8)	1,563 (16.2)	105 (71.9) [1.1]	41 (28.1) [0.4]	1,315 (79.7) [13.6]	335 (20.3) [3.5]	3,137 (85.8) [32.4]	520 (14.2) [5.4]	3,134 (84.0) [32.4]	596 (16.0) [6.2]	419 (85.5) [4.3]	71 (14.5) [0.7]
部長	1,834 (100.0) [100.0]	1,680 (91.6)	154 (8.4)	3 (60.0) [0.2]	2 (40.0) [0.1]	43 (86.0) [2.3]	7 (14.0) [0.4]	391 (90.5) [21.3]	41 (9.5) [2.2]	972 (92.8) [53.0]	75 (7.2) [4.1]	271 (90.3) [14.8]	29 (9.7) [1.6]
課長	3,642 (100.0) [100.0]	3,153 (86.6)	489 (13.4)	18 (94.7) [0.5]	1 (5.3) [0.0]	348 (85.5) [9.6]	59 (14.5) [1.6]	1,377 (90.0) [37.8]	153 (10.0) [4.2]	1,326 (84.2) [36.4]	249 (15.8) [6.8]	84 (75.7) [2.3]	27 (24.3) [0.7]
係長	4,197 (100.0) [100.0]	3,277 (78.1)	920 (21.9)	84 (68.9) [2.0]	38 (31.1) [0.9]	924 (77.5) [22.0]	269 (22.5) [6.4]	1,369 (80.8) [32.6]	326 (19.2) [7.8]	836 (75.5) [19.9]	272 (24.5) [6.5]	64 (81.0) [1.5]	15 (19.0) [0.4]

管理職への登用状況(全体)



管理職への登用状況(課長相当職以上)



(3) 女性活用の問題点

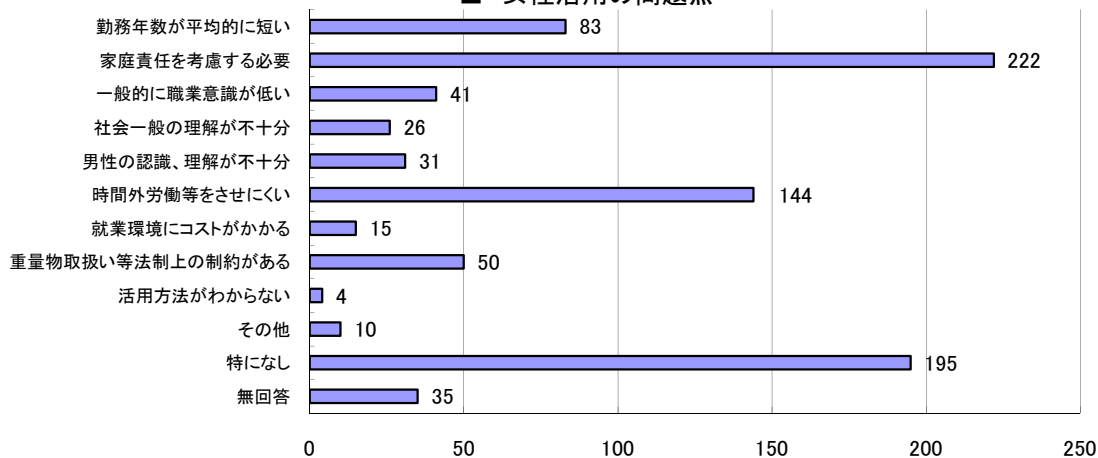
女性を活用するに当たって問題点と考えられるものを複数選択で回答してもらったところ、最も多かったのが「家庭責任を考慮する必要がある(41.0%)」、次いで、「時間外労働、深夜労働させにくい(26.6%)」であった。

■ 女性活用の問題点

()は%

区分	総計	勤務年数が平均的に短い	家庭責任を考慮する必要がある	一般的に職業意識が低い	社会一般の理解が不十分	男性の認識、理解が不十分	時間外労働等をさせにくい	就業環境にコストがかかる	重量物取扱い等法制上の制約がある	活用方法がわからない	その他	特になし	無回答
調査計	542 (100.0)	83 (15.3)	222 (41.0)	41 (7.6)	26 (4.8)	31 (5.7)	144 (26.6)	15 (2.8)	50 (9.2)	4 (0.7)	10 (1.8)	195 (36.0)	35 (6.5)
23年調査計	514 (100.0)	82 (16.0)	212 (41.2)	33 (6.4)	26 (5.1)	35 (6.8)	126 (24.5)	15 (2.9)	48 (9.3)	1 (0.2)	10 (1.9)	204 (39.7)	28 (5.4)

■ 女性活用の問題点



(4) 教育研修実施状況

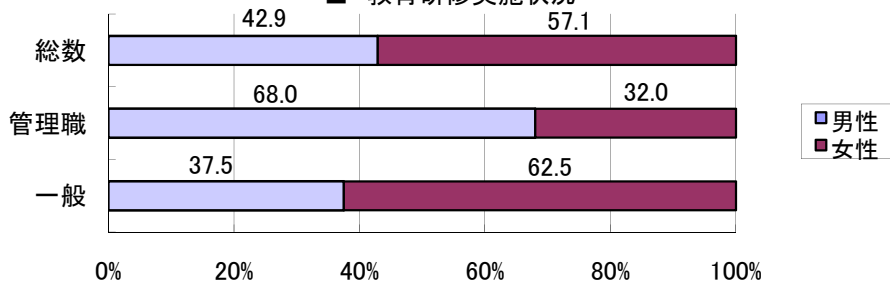
平成23年8月から1年の間で、職務能力向上のための教育研修の参加延べ人数を調査した結果、一般職対象の研修に占める女性の割合は62.5%と男性を上回った。また、管理職対象では、女性が32.0%で昨年より12.6ポイント減少し、男性を大きく下回った。

■ 教育研修実施状況

[], ()は%

区分	総数			管理職		一般	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	44,124 (100.0) [100.0]	18,931 (42.9)	25,193 (57.1)	5,311 (68.0) [12.0]	2,497 (32.0) [5.7]	13,620 (37.5) [30.9]	22,696 (62.5) [51.4]
23年調査計	40,612 (100.0) [100.0]	18,811 (46.3)	21,801 (53.7)	4,638 (55.4) [11.4]	3,735 (44.6) [9.2]	14,173 (44.0) [34.9]	18,066 (56.0) [44.5]

■ 教育研修実施状況



(5) ポジティブ・アクションの措置

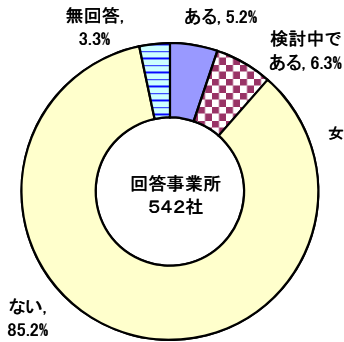
ポジティブ・アクションについて、「ある」と回答した事業所はわずか5.2%、「検討中である」(6.3%)と合わせても全体の11.5%であり、非常に少ない。

ポジティブ・アクション措置の内容(複数回答)は、ほとんどが「女性がいない職務(役職)で積極的採用(登用)」となっており、教育訓練(16.3%)や具体的な数値目標等(16.3%)を大きく上回った。

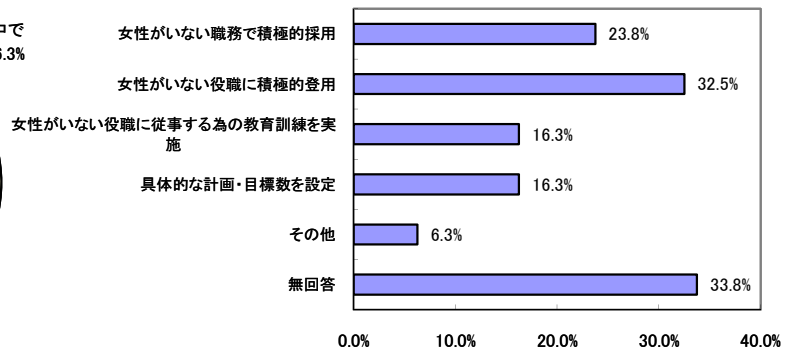
■ ポジティブ・アクション措置

区分	ポジティブ・アクション措置の有無					ポジティブ・アクション措置の内容(複数回答)						
	総数	ある	検討中である	ない	無回答	あるまたは検討中	女性がいない職務で積極的採用	女性がいない役職に積極的登用	女性がいない役職に従事する為の教育訓練を実施	具体的な計画・目標数を設定	その他	無回答
調査計	542 (100.0)	28 (5.2)	34 (6.3)	462 (85.2)	18 (3.3)	80 (100.0)	19 (23.8)	26 (32.5)	13 (16.3)	13 (16.3)	5 (6.3)	27 (33.8)
23年調査計	514 (100.0)	20 (3.9)	27 (5.3)	451 (87.7)	16 (3.1)	46 (100.0)	14 (30.4)	21 (45.7)	14 (30.4)	11 (23.9)	4 (8.7)	3 (6.5)

■ ポジティブ・アクションの有無



■ ポジティブ・アクションの措置(複数回答)



2 育児等による退職者の再雇用制度

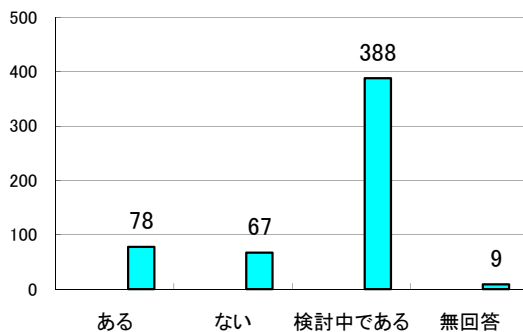
結婚、出産、育児等による退職者を再雇用する制度について、「制度がある」と回答した事業所は14.4%で、「検討中である」が71.6%となっている。

なお、再雇用制度利用者16人のうち女性は13人であった。

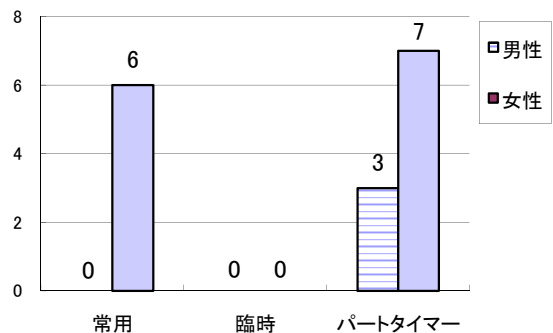
■ 育児等による退職者の再雇用制度

区分	総数 (事業所)	再雇用 制度が ある (事業所)	再雇用制度の利用人数							ない (事業所)	検討中 である (事業所)	無回答 (事業所)
			総数 (人)	常用		臨時		パートタイマー				
				男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)			
調査計	542 (100.0)	78 (14.4)	16 [100.0]	-	6 [37.5]	-	-	3 [18.8]	7 [43.8]	67 (12.4)	388 (71.6)	9 (1.7)
23年調査計	514 (100.0)	69 (13.4)	13 [100.0]	-	7 [53.8]	-	2 -	1 -	3 [23.1]	391 (76.1)	45 (8.8)	9 (1.8)

■ 再雇用制度の有無



■ 再雇用任用制度の利用人数



3 職場環境

(1) セクシャル・ハラスメントの防止

「セクシャル・ハラスメントの防止を周知しているか」の問いに対し、全体の8割以上が「周知している」と回答している。

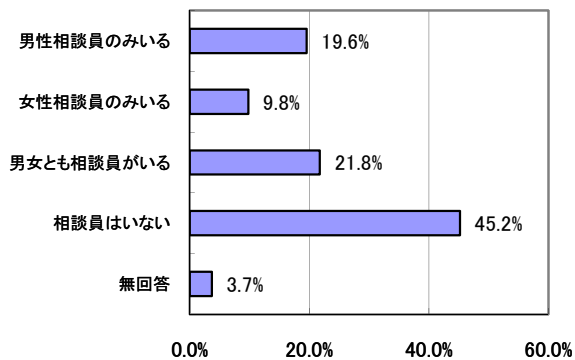
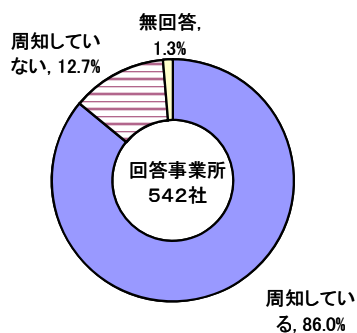
■ セクシャル・ハラスメントの防止

()は%

区分	セクシャル・ハラスメント防止周知の有無				セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況						
	総数	周知している	周知していない	無回答	総数	男性相談員のみいる	女性相談員のみいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調査計	542 (100.0)	466 (86.0)	69 (12.7)	7 (1.3)	542 (100.0)	106 (19.6)	53 (9.8)	118 (21.8)	20	245 (45.2)	20 (3.7)
23年調査計	514 (100.0)	424 (82.5)	82 (16.0)	8 (1.6)	514 (100.0)	109 (21.2)	53 (10.3)	112 (21.8)	21	224 (43.6)	16 (3.1)

■ セクシャル・ハラスメントの周知の有無

■ セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況



(2) 女性のみ適用される職場制度や慣行(複数回答)

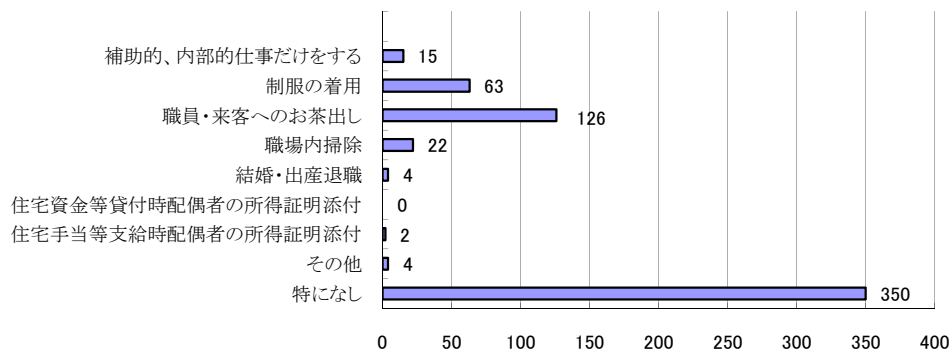
女性のみ適用される職場制度・慣行を複数選択で回答してもらったところ、「特になし」の回答が64.6%と半数以上を占め最も多く、次いで「職員・来客へのお茶だし」23.2%、「制服の着用」11.6%と続いており、年々、女性のみ適用される職場制度・慣行は減少している。

■ 女性のみ適用される職場制度や慣行(複数回答)

()は%

区分	総数	補助的、内部的仕事だけをする	制服の着用	職員・来客へのお茶出し	職場内掃除	結婚・出産退職	住宅資金等貸付時配偶者の所得証明添付	住宅手当等支給時配偶者の所得証明添付	その他	特になし	無回答
調査計	542 (100.0)	15 (2.8)	63 (11.6)	126 (23.2)	22 (4.1)	4 (0.7)	-	2 (0.4)	4 (0.7)	350 (64.6)	26 (4.8)
23年調査計	514 (100.0)	11 (2.1)	58 (11.3)	126 (24.5)	25 (4.9)	7 (1.4)	-	4 (0.8)	5 (1.0)	329 (64.0)	22 (4.3)

■ 女性のみ適用される職場制度や慣行



4 労働者の状況等

(1) 常用労働者の職種別内訳

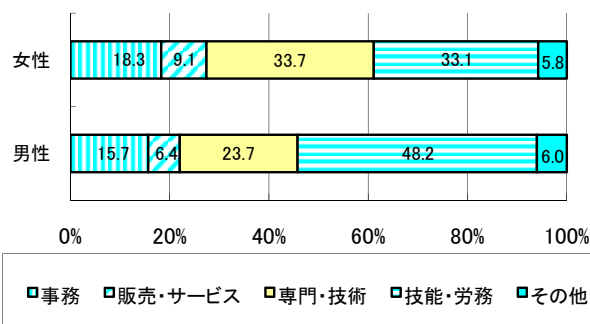
常用労働者の男女別職種内訳では、常用労働者に占める女性割合が低いこともあるが、業種によって偏りが生じていることが分かる。

常用労働者の職種別内訳

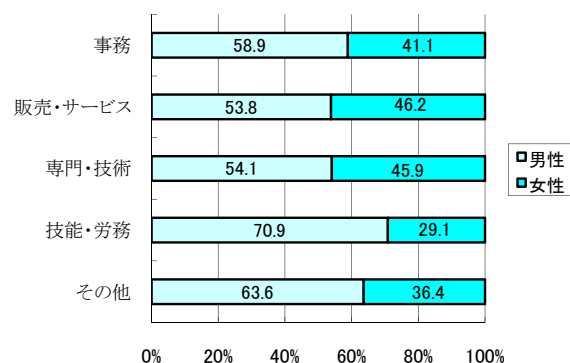
[], () は%

区分	総数			事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	62,728 (100.0) [100.0]	39,246 (62.6)	23,482 (37.4)	6,144 (58.9) [15.7]	4,290 (41.1) [18.3]	2,498 (53.8) [6.4]	2,143 (46.2) [9.1]	9,318 (54.1) [23.7]	7,914 (45.9) [33.7]	18,922 (70.9) [48.2]	7,784 (29.1) [33.1]	2,364 (63.6) [6.0]	1,351 (36.4) [5.8]
23年調査計	59,698 (100.0) [100.0]	38,429 (64.4)	21,269 (35.6)	6,466 (61.2) [16.8]	4,101 (38.8) [19.3]	1,920 (59.4) [5.0]	1,310 (40.6) [6.2]	10,305 (56.6) [26.8]	7,899 (43.4) [37.1]	18,154 (72.5) [47.2]	6,870 (27.5) [32.3]	1,584 (59.3) [4.1]	1,089 (40.7) [5.1]

■ 男女別業種内訳



■ 業種別男女比



(2) パートタイマーの状況

正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる事業所は29.2%であり、そのうち賃金等の面で均等待遇をしている事業所は44.9%である。

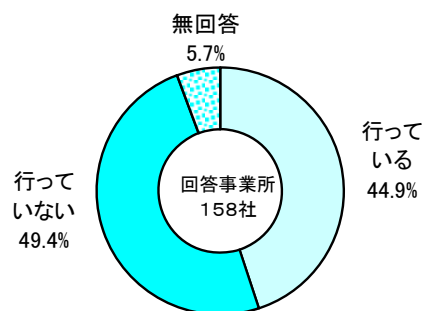
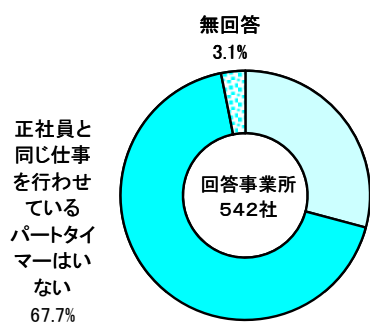
パートタイマーの状況

[], () は%

区分	総数	正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる			賃金等の面で均等待遇を行っているか			正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいない	無回答
		いる	いない	無回答	いる	いない	無回答		
調査計	542 (100.0) [100.0]	158 (29.2) [29.2]	71 (44.9) [44.9]	78 (49.4) [49.4]	9 (5.7) [5.7]	367 (67.7) [67.7]	17 (3.1) [3.1]		

■ パートタイマーの状況

■ 正社員と同じ仕事をしているパートタイマーに賃金等の面で均等待遇を行っているか

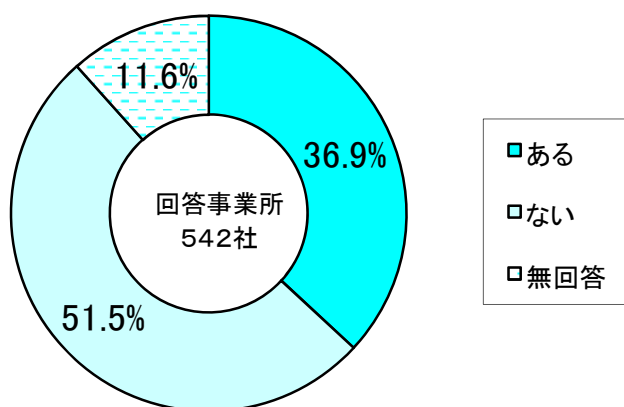


(3) パートタイマーとフルタイムの相互転換制度の有無

[], ()は%

区分	総数	相互転換制度がある	相互転換制度がない	検討状況			無回答
				検討している	検討していない	無回答	
調査計	542 [100.0]	200 [36.9]	279 [51.5]	50 (17.9)	181 (64.9)	48 (17.2)	63 [11.6]
30人～99人	262 [100.0]	74 [28.2]	153 [58.4]	25 (25.0)	100 (65.4)	28 (18.3)	35 [13.4]
100人～299人	160 [100.0]	67 [41.9]	77 [48.1]	21 (27.3)	45 (58.4)	11 (14.3)	16 [10.0]
300人～499人	40 [100.0]	19 [47.5]	18 [45.0]	1 (5.6)	12 (66.7)	5 (27.8)	3 [7.5]
500人～999人	26 [100.0]	12 [46.2]	10 [38.5]	3 (30.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	4 [15.4]
1,000人以上	54 [100.0]	28 [51.9]	21 [38.9]	-	19 (90.5)	2 (9.5)	5 [9.3]

■ 相互互換制度の有無



V 政策決定過程における女性の参画状況

1 地方議会に占める女性議員の割合の推移

地方議会に占める女性議員の割合は、緩やかに増加しているものの、全国平均と比べて低いものになっている。

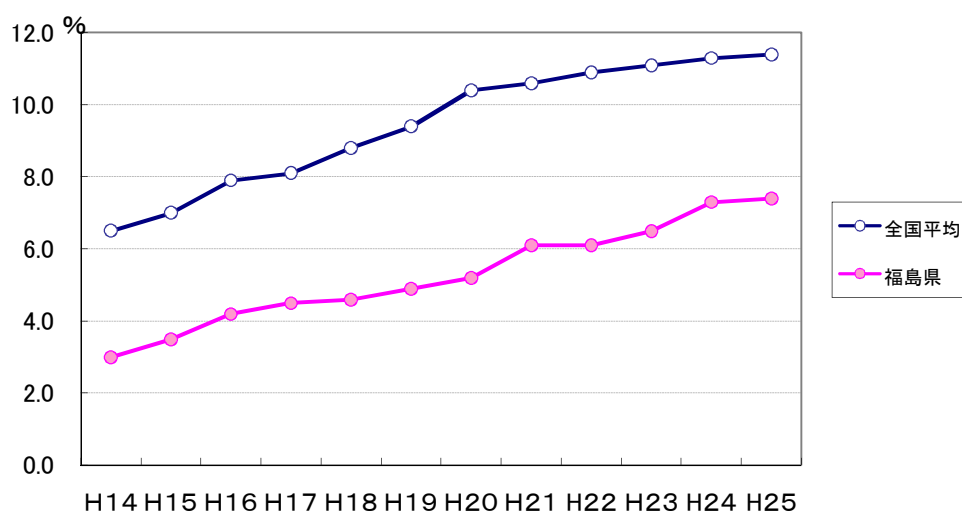
単位：%

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国平均	6.5	7.0	7.9	8.1	8.8	9.4	10.4	10.6	10.9	11.1	11.3	11.4
福島県	3.0	3.5	4.2	4.5	4.6	4.9	5.2	6.1	6.1	6.5	7.3	7.4

資料：女性の政策決定参画状況調べ 内閣府

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(H15～)

(福島県)15年度以降 福島県青少年・男女共生課調べ



	平成23年4月1日			平成24年4月1日			平成25年4月1日		
	総員総数	女性議員	%	総員総数	女性議員	%	総員総数	女性議員	%
県議	53	6	11.3%	58	8	13.8%	58	8	13.8%
市町村計	889	55	6.2%	935	64	6.8%	931	65	7.0%
市議	342	25	7.3%	359	32	8.9%	363	33	9.1%
町村議	547	30	5.5%	576	32	5.6%	568	32	5.6%
県+市町村	942	61	6.5%	993	72	7.3%	989	73	7.4%

資料：福島県青少年・男女共生課調べ

2 審議会等における女性委員の登用状況

県の審議会等における女性委員比率は、増加傾向にあるものの、「ふくしま男女共同参画プラン」の目標値(いずれの性も40%を下回らない)には達していない。市町村も比率を伸ばしているが、国や県と比較すると低い状況となっている。

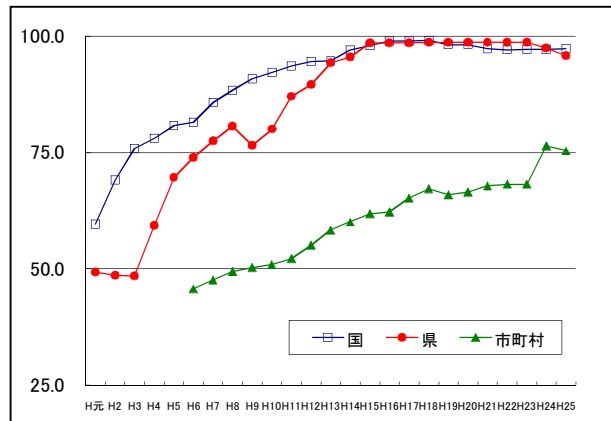
H25.4.1現在

	審議会等の数				審議会等の委員数				
	総数	うち女性委員を含む組織数	比率(%)	前年比	総数	うち女性委員数	比率(%)	前年比	
各種委員(会)	9	8	88.9	0.0	67	19	28.4	3.0	
附属機関	総務部	10	9	90.0	△ 10.0	68	28	41.2	△ 4.0
	企画調整部	5	5	100.0	0.0	74	29	39.2	△ 6.7
	生活環境部	12	11	91.7	0.0	287	74	25.8	△ 1.9
	保健福祉部	11	11	100.0	0.0	191	80	41.9	0.4
	商工労働部	4	4	100.0	0.0	43	19	44.2	3.3
	農林水産部	3	3	100.0	0.0	47	21	44.7	0.4
	土木部	8	8	100.0	0.0	88	35	39.8	0.0
	教育庁	6	6	100.0	0.0	77	34	44.2	2.5
	警察本部	1	1	100.0	0.0	5	2	40.0	0.0
	小計	60	58	96.7	△ 1.7	880	322	36.6	△ 1.3
総計	69	66	95.7	△ 1.6	947	341	36.0	△ 1.1	

注 各種委員(会)は、地方自治法第180条の5による設置の執行機関としての委員(会)等(教育委員会、人事委員会及び公安委員会など)
各部の審議会等は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例による設置の附属機関(総合計画審議会、社会福祉審議会、医療審議会など)

■ 国・県・市町村における女性委員を含む審議会等の割合の推移

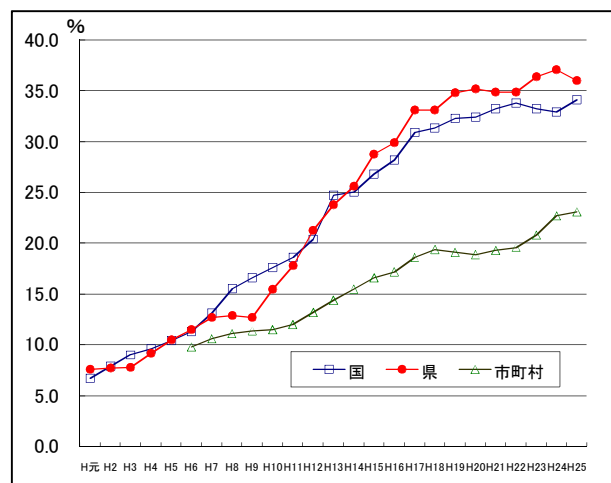
	国	県	市町村
H元	59.6	49.3	
H2	69.1	48.6	
H3	75.9	48.5	
H4	78.0	59.4	
H5	80.8	69.6	
H6	81.5	73.9	45.7
H7	85.7	77.5	47.6
H8	88.3	80.6	49.4
H9	90.9	76.5	50.3
H10	92.2	80.0	50.9
H11	93.6	87.0	52.2
H12	94.5	89.6	55.1
H13	94.7	94.2	58.3
H14	97.0	95.4	60.1
H15	98.0	98.5	61.8
H16	99.0	98.5	62.2
H17	99.0	98.5	65.2
H18	99.1	98.6	67.2
H19	98.2	98.6	65.9
H20	98.2	98.6	66.5
H21	97.3	98.6	67.8
H22	97.1	98.6	68.2
H23	97.2	98.6	68.2
H24	97.2	97.3	76.4
H25	97.3	95.7	75.4



資料：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府) 福島県青少年・男女共生課調べ

■ 国・県・市町村における審議会等の女性委員比率の推移

	国	県	市町村
H元	6.7	7.6	
H2	7.9	7.7	
H3	9.0	7.8	
H4	9.6	9.2	
H5	10.4	10.5	
H6	11.3	11.5	9.8
H7	13.1	12.7	10.6
H8	15.5	12.9	11.1
H9	16.6	12.7	11.4
H10	17.6	15.5	11.5
H11	18.6	17.8	12.0
H12	20.4	21.3	13.2
H13	24.7	23.8	14.4
H14	25.0	25.6	15.5
H15	26.8	28.8	16.6
H16	28.2	29.9	17.2
H17	30.9	33.1	18.6
H18	31.3	33.1	19.4
H19	32.3	34.8	19.1
H20	32.4	35.2	18.9
H21	33.2	34.9	19.3
H22	33.8	34.9	19.6
H23	33.2	36.4	20.8
H24	32.9	37.1	22.7
H25	34.1	36.0	23.1



資料：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府) 福島県青少年・男女共生課調べ

調査時点：国は各年3/31、H14以降は9/30

※市町村数値は、東日本大震災の影響により、H23：8市町村、H24：5町村、H25：1町が含まれていない。

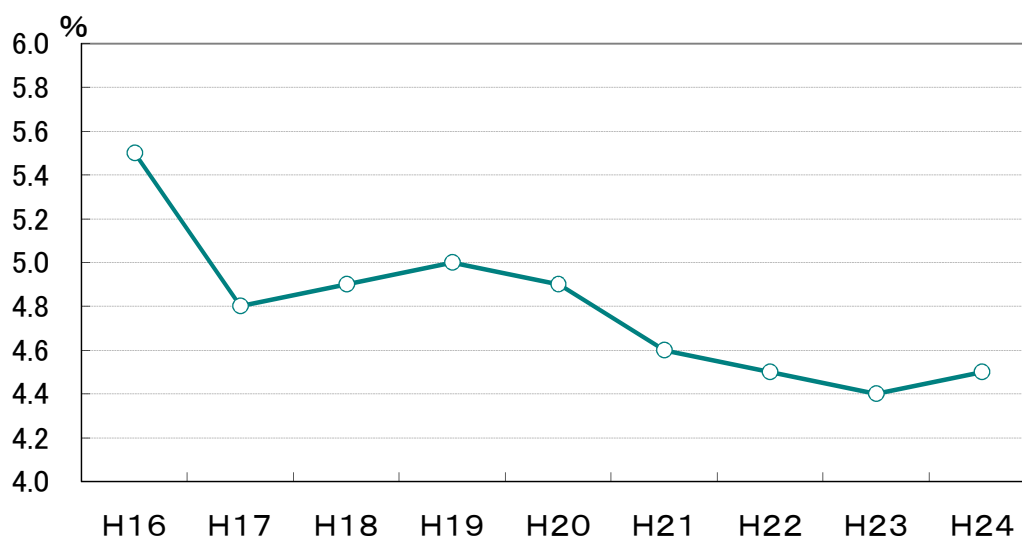
3 女性農業委員の割合の推移(福島県)

女性農業委員の割合は、平成17年度に市町村合併の影響があり、低下した。その後微増したが、平成19年度をピークにやや減少傾向にある。

単位：%

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
女性農業委員の割合	5.5	4.8	4.9	5.0	4.9	4.6	4.5	4.4	4.5

資料：福島県農業支援総室資料



4 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移(福島県)

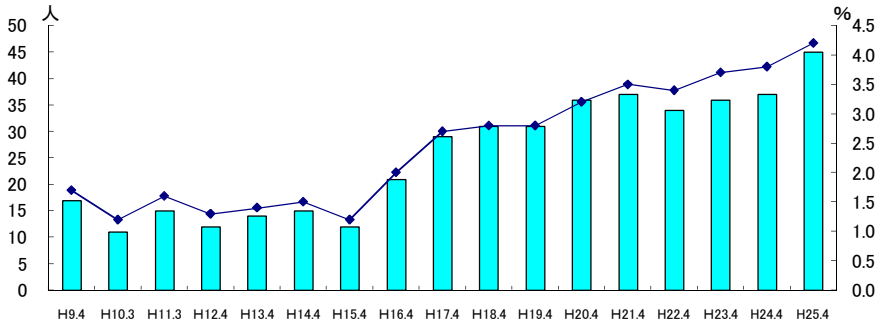
福島県職員における管理職の女性数は、増加傾向にあるが、全国平均と比較すると低率になっている。

※管理職とは、課長相当職以上(本庁・出先を含む。警察本部・教育庁含む。校長・教頭を除く。)

区分	管理職総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)	全国平均(%)
H9.4	1,014	17	1.7	4.0
H10.3	887	11	1.2	3.8
H11.3	939	15	1.6	3.9
H12.4	937	12	1.3	4.1
H13.4	970	14	1.4	4.3
H14.4	1,015	15	1.5	4.9
H15.4	1,010	12	1.2	4.8
H16.4	1,037	21	2.0	4.9
H17.4	1,087	29	2.7	4.8
H18.4	1,115	31	2.8	5.0
H19.4	1,109	31	2.8	5.1
H20.4	1,111	36	3.2	5.4
H21.4	1,052	37	3.5	5.7
H22.4	1,014	34	3.4	6.0
H23.4	984	36	3.7	6.4
H24.4	972	37	3.8	6.4
H25.4	1,072	45	4.2	6.8

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県青少年・男女共生課

■県の女性管理職数及び女性管理職割合の推移



5 管理職の在職状況(福島県)

(25年4月1日現在)

		管理職総数(人)			女性管理職の内訳		
		(A)	うち女性管理職数(人) (B)=(C+D+E)	女性の割合(%) (B/A)	部長クラス(人) (C)	次長クラス(人) (D)	課長クラス(人) (E)
本庁	計	572	23	4.0%	1	3	19
	(うち一般行政職)	(488)	(23)	(4.7%)	(1)	(3)	(19)
	知事部局	453	21	4.6%	1	3	17
	教育庁	35	1	2.9%	0	0	1
支庁・地方事務所	計	500	22	4.4%	0	0	22
	(うち一般行政職)	(385)	(18)	(4.7%)	(0)	(0)	(18)
	知事部局	315	12	3.8%	0	0	12
	教育庁	134	8	6.0%	0	0	8
	警察本部	51	2	4%	0	0	2

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県青少年・男女共生課

6 女性公務員の採用状況(福島県)

(24年4月1日～25年3月31日採用)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	534	153	28.7%
うち知事部局	309	103	33.3%
うち教育庁	21	13	61.9%
うち警察本部	204	37	18.1%
うち上級	326	73	22.4%
うち知事部局	203	52	25.6%
うち教育庁	8	3	37.5%
うち警察本部	115	18	15.7%

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県青少年・男女共生課

※平成25年度調査から、上級・中級・初級区分から全体(うち上級)区分に改正

VI 人権

1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数(福島県)

本県における配偶者暴力相談支援センターでの相談受付は、前年度と比較すると、6.1%増であった。

■相談件数

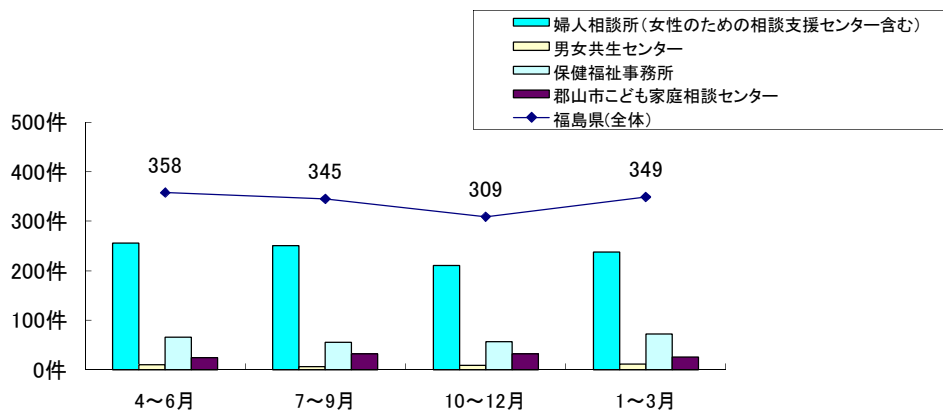
単位:件

		総数	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
23年度	福島県	1,361	358	345	309	349
	婦人相談所(女性のための相談支援センター含む)	957	257	251	211	238
	うち男女共生センター	38	11	6	9	12
	うち保健福祉事務所	252	66	56	57	73
	うち郡山市こども家庭相談センター	114	24	32	32	26
24年度	福島県	1,444	417	320	354	353
	婦人相談所(女性のための相談支援センター含む)	940	294	194	209	243
	うち男女共生センター	55	14	15	10	16
	うち保健福祉事務所	327	74	85	98	70
	うち郡山市こども家庭相談センター	122	35	26	37	24

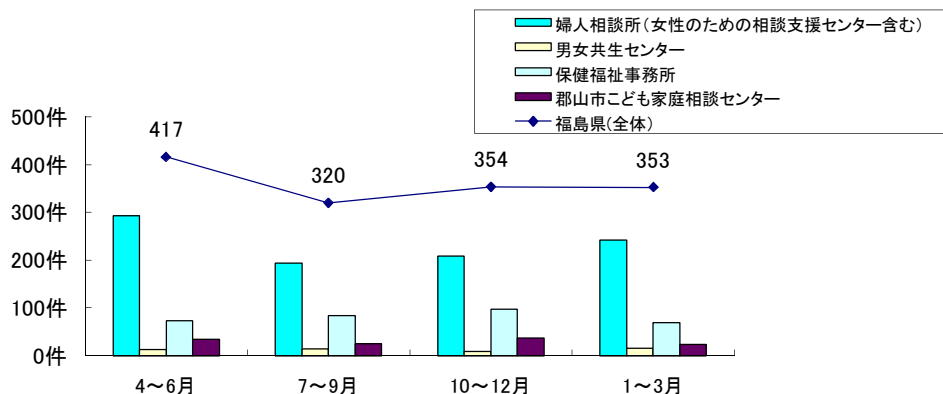
資料:福島県保健福祉部児童家庭課資料

※平成22年度から新たに郡山市こども家庭相談センターが配偶者暴力相談支援センターとして指定された。

平成23年度

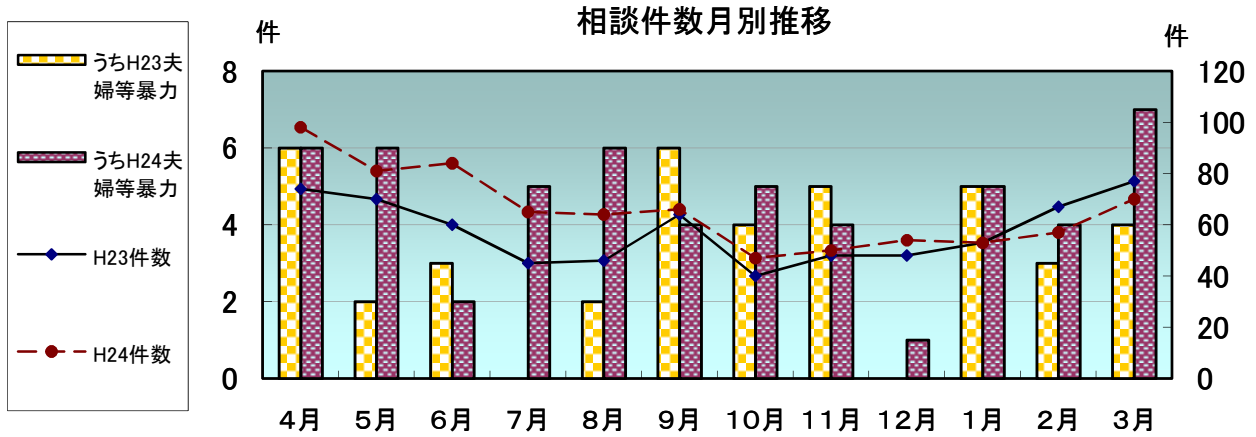


平成24年度

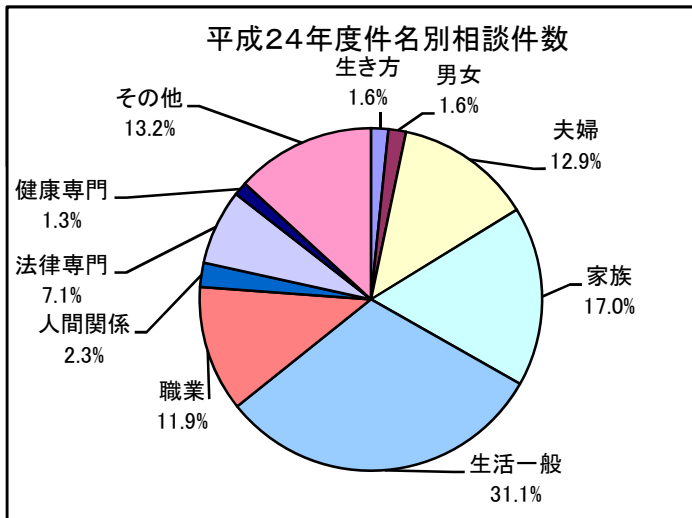


2 男女共生センター相談件数について（福島県）

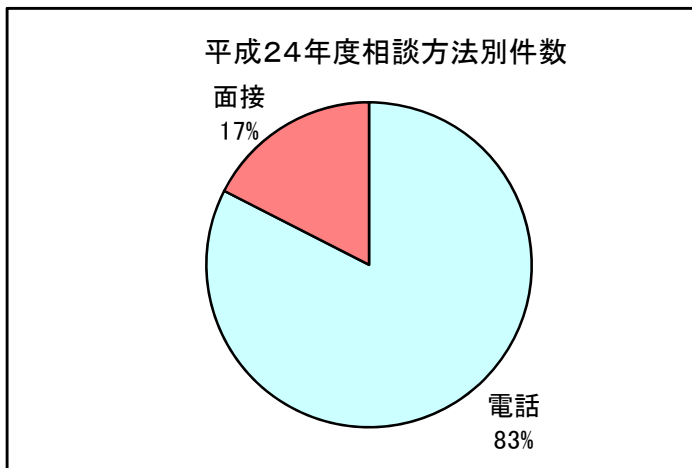
男女共生センターでの相談受付は、前年度と比較すると、97件の増であった。
相談内容は、「生活一般」の相談が依然として多く、次いで、「家族」の相談が多く、この2つの相談で、ほぼ半数となった。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成23年度月別相談件数	74	70	60	45	46	64	40	48	48	53	67	77	692
うち夫婦等暴力	6	2	3	0	2	6	4	5	0	5	3	4	40
平成24年度月別相談件数	98	81	84	65	64	66	47	50	54	53	57	70	789
うち夫婦等暴力	6	6	2	5	6	4	5	4	1	5	4	7	55

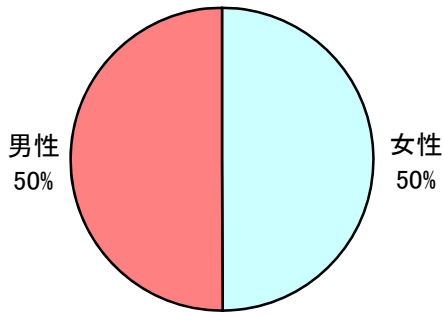


	22年度	23年度	24年度
生き方	10	17	13
男女	22	16	13
夫婦	83	82	102
家族	99	90	134
生活一般	174	194	245
職業	91	64	94
人間関係	10	16	18
法律専門	75	79	56
健康専門	2	12	10
その他	110	122	104
合計	676	692	789



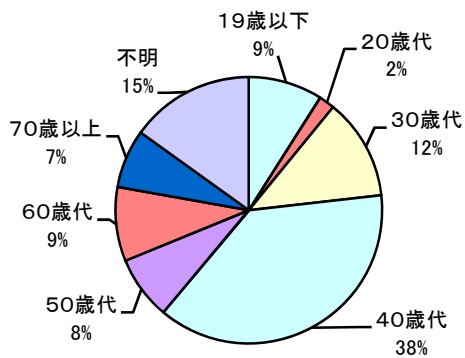
	22年度	23年度	24年度
電話	509	533	651
面接	167	159	138
合計	676	692	789

平成24年度性別相談件数



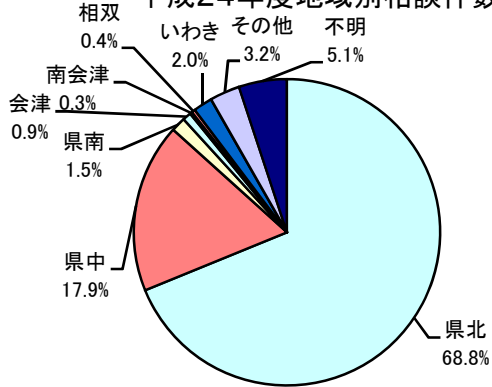
	22年度	23年度	24年度
女性	360	365	394
男性	316	327	395
合計	676	692	789

平成24年度年齢別相談件数



	22年度	23年度	24年度
19歳以下	5	8	71
20歳代	39	24	15
30歳代	87	110	97
40歳代	199	214	299
50歳代	78	62	61
60歳代	67	55	71
70歳以上	46	57	56
不明	155	162	119
合計	676	692	789

平成24年度地域別相談件数



	22年度	23年度	24年度
県北	498	492	543
県中	71	92	141
県南	14	13	12
会津	18	8	7
南会津	0	0	2
相双	3	4	3
いわき	11	5	16
その他	9	9	25
不明	52	69	40
合計	676	692	789

※男女共生センターは県北地域に設置されている。

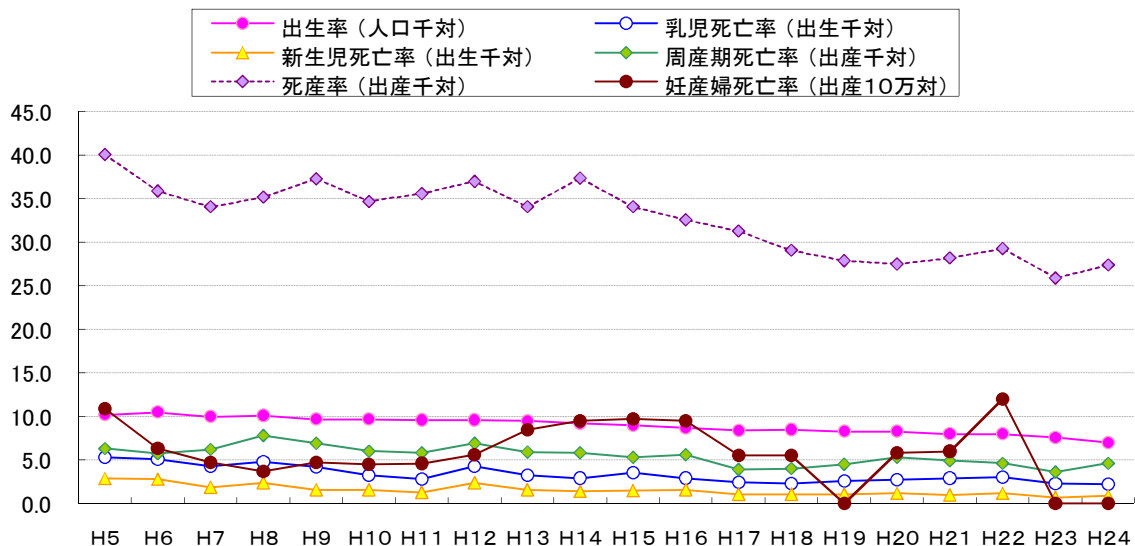
3 出生率・乳児死亡率等の推移(福島県)

出生率は年々減ってきており、少子化を反映している。

	出生率 (人口千対)	乳児死亡率 (出生千対)	新生児死亡率 (出生千対)	周産期死亡率 (出産千対)	死産率 (出産千対)	妊産婦死亡率 (出産10万対)
H5	10.2	5.3	2.9	6.3	40.1	10.9
H6	10.5	5.1	2.8	5.7	35.9	6.3
H7	10.0	4.3	1.9	6.2	34.1	4.7
H8	10.1	4.8	2.4	7.8	35.2	3.7
H9	9.7	4.2	1.6	6.9	37.3	4.7
H10	9.7	3.2	1.6	6.0	34.7	4.5
H11	9.6	2.8	1.3	5.8	35.6	4.6
H12	9.6	4.3	2.4	6.9	37.0	5.6
H13	9.5	3.2	1.6	5.9	34.1	8.5
H14	9.2	2.9	1.4	5.8	37.4	9.5
H15	9.0	3.5	1.5	5.3	34.1	9.7
H16	8.7	2.9	1.6	5.6	32.6	9.5
H17	8.4	2.4	1.1	3.9	31.3	5.5
H18	8.5	2.3	1.1	4.0	29.1	5.5
H19	8.3	2.6	1.1	4.5	27.9	—
H20	8.3	2.7	1.2	5.3	27.5	5.8
H21	8.0	2.9	1.0	4.9	28.2	6.0
H22	8.0	3.0	1.2	4.6	29.3	12.0
H23	7.6	2.3	0.7	3.6	25.9	—
H24	7.0	2.2	0.9	4.6	27.4	—
(H24全国)	8.2	2.2	1.0	4.0	23.4	4.0

資料 人口動態統計 厚生労働省

- ※ 乳児死亡 : 生後1年未満の死亡
- ※ 新生児死亡 : 生後4週未満の死亡
- ※ 周産期死亡 : 妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡
(平成6年以前は妊娠28週以降の死産+早期新生児死亡)
- ※ 周産期死亡率 : 出産千対の周産期死亡数
(平成6年以前は出生千対の周産期死亡数)
- ※ 早期新生児死亡 : 生後1週未満の死亡
- ※ 死産 : 妊娠満12週以後の死児の出産
- ※ 妊産婦死亡率 : 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性で、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるもの。



4 人工妊娠中絶件数の推移

本県における20歳未満の人工妊娠中絶実施率は、近年、減少傾向にあったが、平成24年は若干増加した。このため、全国平均との開きが若干大きくなった。

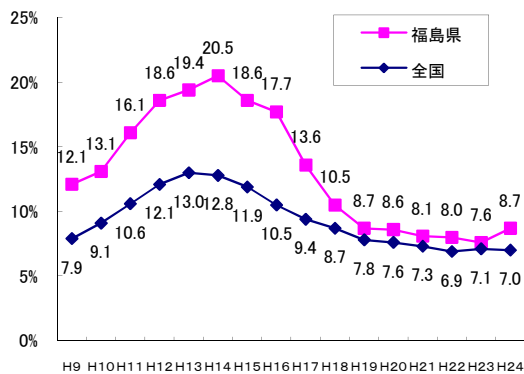
区分	全国			福島県		
	総数 (件)	20歳未満 (件)	実施率人口千対	総数 (件)	20歳未満 (件)	実施率人口千対
H9	337,799	30,984	7.9	8,428	861	12.1
H10	333,220	34,752	9.1	8,016	920	13.1
H11	337,314	39,637	10.6	8,150	1,110	16.1
H12	341,146	44,477	12.1	7,980	1,190	18.6
H13	341,588	46,511	13.0	8,238	1,262	19.4
H14	329,326	44,987	12.8	7,781	1,335	20.5
H15	319,831	40,475	11.9	7,159	1,172	18.6
H16	301,673	34,745	10.5	6,906	1,078	17.7
H17	289,127	30,119	9.4	6,243	765	13.6
H18	276,352	27,367	8.7	5,948	601	10.5
H19	256,672	23,985	7.8	5,447	488	8.7
H20	242,326	22,837	7.6	4,934	465	8.6
H21	226,878	21,535	7.3	4,686	440	8.1
H22	212,694	20,357	6.9	3,739	358	8.0
H23	202,106	20,903	7.1	3,761	378	7.6
H24	196,639	20,659	7.0	3,656	434	8.7

資料:H13までは「母体保護統計報告」、H14からは「衛生行政報告例」厚生労働省

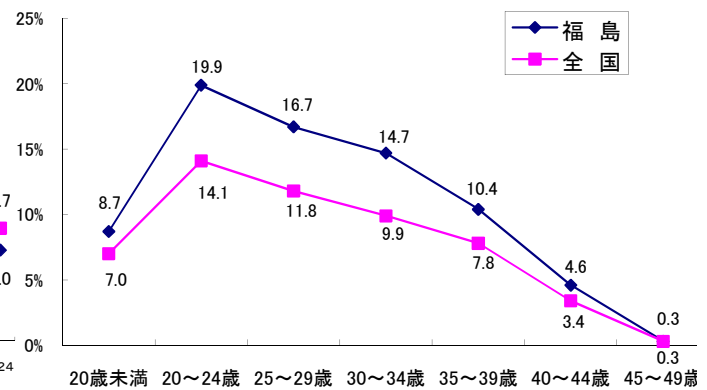
※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

※「実施率」は15～19歳の女子人口千対

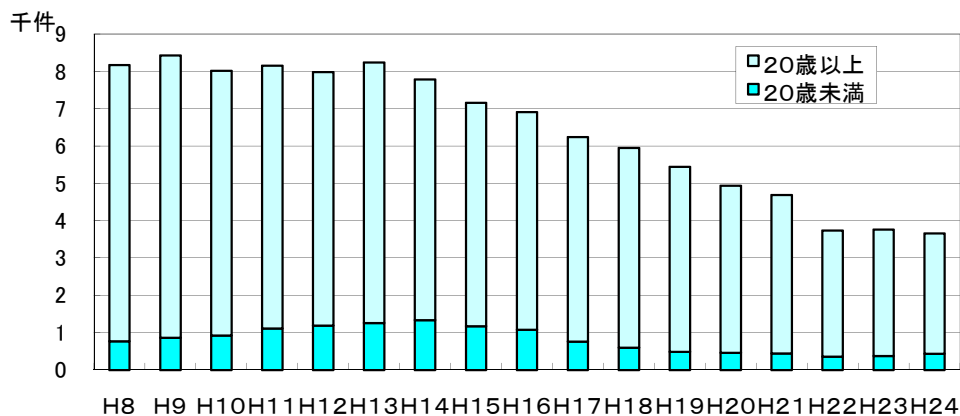
■20歳未満の人工妊娠中絶実施率の推移(人口千人対)



■年齢階級別の人工妊娠中絶実施率の推移(人口千人対)(H24)



■人工妊娠中絶件数の推移(福島県)



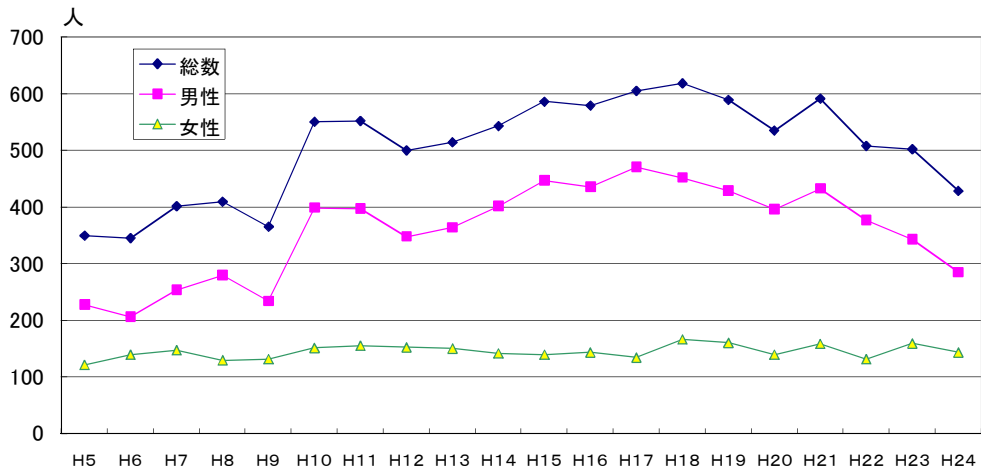
5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移(福島県)

自殺が死因となる死亡数は、いずれの年も男性が女性より多く、平成24年は、男性が女性の約2倍になっている。

単位:件

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	349	345	401	409	365	550	552	500	514	543	586	579	605	618	589	535	591	508	502	428
男性	228	206	254	280	234	399	397	348	364	402	447	436	471	452	429	396	433	377	343	285
女性	121	139	147	129	131	151	155	152	150	141	139	143	134	166	160	139	158	131	159	143

資料:人口動態統計 厚生労働省



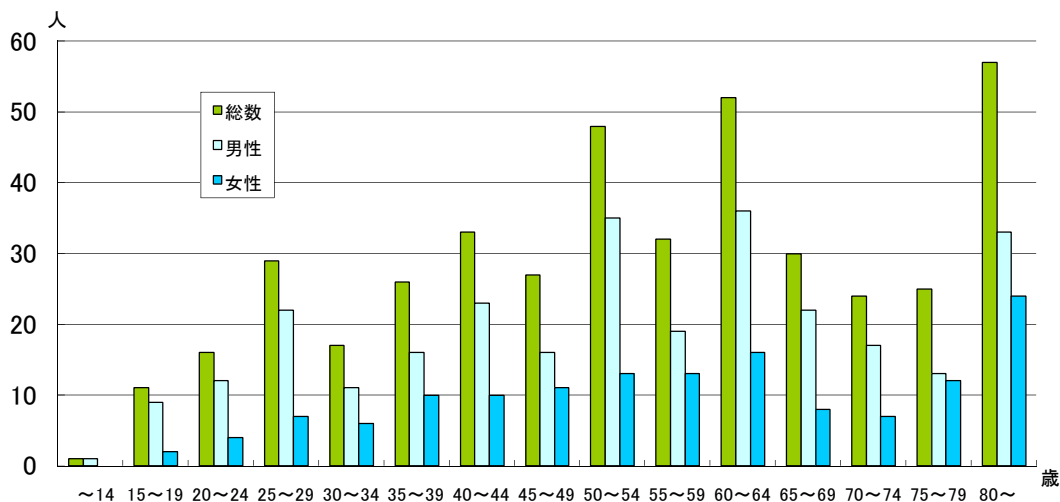
6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳(H24 福島県)

自殺を死因とする死亡数は、50代~60代前半の男性が多く、全体の約30%を占めている。

単位:件

	~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~	計
総数	1	11	16	29	17	26	33	27	48	32	52	30	24	25	57	428
男性	1	9	12	22	11	16	23	16	35	19	36	22	17	13	33	285
女性	0	2	4	7	6	10	10	11	13	13	16	8	7	12	24	143

資料:人口動態統計 厚生労働省



第3章

県内市町村データ

I 主な市町村データのまとめ

1 市町村における男女共同参画行政推進状況(条例・計画)

(1) 男女共同参画に関する条例の制定状況

(平成25年4月1日現在)

	市町村名	条例の名称	公布年月日	施行年月日
1	福島市	福島市男女共同参画推進条例	H14.12.27	H14.12.27
2	二本松市	二本松市男女共同参画推進条例	H17.12.1	H17.12.1
3	本宮市	本宮市男女共同参画推進条例	H19.1.1	H19.1.1
4	川俣町	川俣町男女共同参画推進条例	H15.3.20	H15.4.1
5	大玉村	大玉村男女共同参画推進条例	H17.3.22	H17.4.1
6	郡山市	郡山市男女共同参画推進条例	H15.3.25	H15.4.1
7	須賀川市	須賀川市男女共同参画推進条例	H14.12.27	H15.1.1
8	石川町	石川町男女共同参画推進条例	H16.3.31	H16.4.1
9	会津若松市	会津若松市男女共同参画推進条例	H15.12.19	H16.4.1
10	喜多方市	喜多方市男女共同参画推進条例	H18.1.4	H18.1.4
11	会津美里町	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	H17.10.1	H17.10.1
12	檜葉町	檜葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例	H16.12.17	H17.4.1
13	富岡町	富岡町男女共同参画推進条例	H16.6.24	H16.7.1
14	いわき市	いわき市男女共同参画推進条例	H23.3.31	H23.4.1

《検討中の市町村》

伊達市	H26年度以降の制定を目途に検討中
桑折町	H26年度以降の制定を目途に検討中
田村市	H26年度以降の制定を目途に検討中
小野町	H26年度以降の制定を目途に検討中
矢吹町	H26年度以降の制定を目途に検討中

※ 14市町村(8市5町1村)で制定 / 5市町で制定に向け検討中

(2) 男女共同参画計画の策定状況

(平成25年4月1日現在)

	市町村名	計画の名称	推進期間	策定年月
1	福島市	男女共同参画ふくしまプラン	H23.4～H33.3	H23.4.1
2	二本松市	二本松市男女共同参画基本計画	H24.4～H29.3	H24.2.6
3	伊達市	伊達男女共同参画プラン	H23.4～H28.3	H23.2
4	本宮市	本宮市男女共同参画基本計画	H21.12～H26.3	H21.12.1
5	桑折町	こおり男女共同参画プラン(平成24年度改定)	H25.4～H35.3	H25.3
6	川俣町	第2次川俣町男女共同参画推進計画 元気いっぱい 笑顔いっぱい かわまた男女共同参画プラン	H24.4～H34.3	H24.3.26
7	大玉村	大玉村男女共同参画推進計画	H25.4～H32.3	H25.4.1
8	郡山市	第二次こおりやま男女共同参画プラン	H22.4～H30.3	H22.3.8
9	須賀川市	すかがわ男女共同参画プラン21 第二次計画	H16.4～H26.3	H16.2.27
10	田村市	田村市男女共同参画計画	H23.4～H28.3	H23.3
11	石川町	いしかわ男女共同参画プラン ……男女共同参画社会の実現をめざして……	H16.4～H26.3	H16.3
12	白河市	白河市男女共同参画計画	H20.4～H30.3	H20.3
13	矢吹町	矢吹町男女共同参画プラン	H22.4～H28.3	H22.3.29
14	棚倉町	棚倉町男女共同参画計画	H20.3～H27.3	H20.3.1
15	会津若松市	第3次会津若松市男女共同参画推進プラン改訂版	H21.4～H26.3	H21.3
16	喜多方市	第2次喜多方市男女共同参画推進基本計画	H25.4～H29.3	H25.1.15
17	会津坂下町	あいづばんげ男女共同参画プラン (あいづばんげ なのはな プラン)	H21.4～H26.3	H21.4.2
18	金山町	金山町男女共同参画社会基本計画	H15.6～H25.5	H15.6.1
19	会津美里町	会津美里町第2次男女共同参画推進まちづくり行動計画	H24.4～H29.3	H24.3
20	下郷町	下郷町男女共同参画プラン	H23.3～H32.3	H23.3.15
21	相馬市	相馬市男女共同参画プラン「そうま男女共生プラン21」	H25.4～H29.3	H25.4.1
22	広野町	広野町男女共同参画プラン	H16.4～H26.3	H16.2.26
23	富岡町	富岡町男女共同参画まちづくり基本計画 ～共に生きるまち とみおか～	H18.4～H28.3	H19.6.1
24	大熊町	おおくま男女共同参画プラン	H19.9～H29.3	H19.9.6
25	浪江町	男女共同参画プランなみえ	H20.3～H27.3	H20.3
26	新地町	新地町男女共同参画プラン	H16.4～H26.3	H16.3.25
27	いわき市	第2次いわき市男女共同参画プラン	H23.1～H28.3	H22.11

《策定に向け検討中の市町村》

南相馬市	三春町
------	-----

27市町村(12市14町1村)で策定/2市町で計画策定(改定)予定

(3)男女共同参画行政に関する審議会等

平成25年4月1日現在

	市町村名	会議の名称
1	福島市	福島市男女共同参画審議会
2	二本松市	二本松市男女共同参画審議会
3	本宮市	本宮市男女共同参画審議会
4	桑折町	桑折町男女共同参画プラン推進懇談会
5	川俣町	川俣町男女共同参画審議会
6	大玉村	大玉村男女共同参画推進審議会
7	郡山市	郡山市男女共同参画審議会
8	須賀川市	須賀川市男女共同参画審議会
9	白河市	白河市男女共同参画推進懇話会
10	会津若松市	会津若松市男女共同参画審議会
11	喜多方市	喜多方市男女共同参画審議会
12	会津坂下町	会津坂下町男女共同参画推進会議
13	会津美里町	会津美里町男女共同参画推進審議会
14	下郷町	下郷町男女共同参画社会推進協議会
15	相馬市	相馬市男女共同参画プラン推進会議
16	南相馬市	南相馬市男女共同参画計画推進委員会
17	檜葉町	檜葉町男女共同参画推進審議会
18	富岡町	富岡町男女共同参画審議会
19	新地町	新地町男女共同参画プラン推進会議
20	いわき市	いわき市男女共同参画審議会

20市町村(11市8町1村)設置

2. 市町村における審議会等の女性委員の割合

(1) 集計結果

平成25年4月1日現在

	附属機関・委員会の数			対前年
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	
総数	1,273	861	67.6	-1.3

附属機関・委員会の委員数			
委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	対前年
14,556	3,075	21.1	+0.2

	附属機関・委員会の数			前年比
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	
市部	477	375	78.6	-0.9
町村部	796	486	61.1	-1.0

附属機関・委員会の委員数			
委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	前年比
6,606	1,676	25.4	+0.3
7,950	1,399	17.6	+0.3

地域別	附属機関・委員会の数			前年比
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	
県北	223	174	78.0	-0.1
県中	279	195	69.9	-0.2
県南	150	92	61.3	+2.6
会津	299	187	62.5	-3.5
南会津	54	23	42.6	-9.9
相双	210	140	66.7	-2.0
いわき	58	50	86.2	-1.3

附属機関・委員会の委員数			
委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	前年比
2,959	673	22.7	+0.2
3,619	776	21.4	+0.7
1,577	318	20.2	+0.5
3,044	554	18.2	-0.1
446	46	10.3	-1.4
1,872	411	22.0	-1.1
1,039	297	28.6	+0.9

※ 単位は(人)、前年比は増減ポイント

(2) 上位10市町村

(組織数)

市町村名	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A
三春町	27	24	88.9
須賀川市	35	31	88.6
いわき市	58	50	86.2
福島市	55	47	85.5
川俣町	27	23	85.2
平田村	12	10	83.3
喜多方市	29	24	82.8
白河市	34	28	82.4
相馬市	22	18	81.8
新地町	16	13	81.3

(委員数)

市町村名	委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a
玉川村	136	64	47.1
平田村	104	33	31.7
郡山市	859	250	29.1
双葉町	55	16	29.1
いわき市	1,039	297	28.6
福島市	913	252	27.6
白河市	411	111	27.0
新地町	165	44	26.7
須賀川市	562	147	26.2
矢吹町	183	48	26.2

※平成23年度は下郷町、南相馬市、榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村の8市町村が回答なし。

※平成24年度は、川内村、大熊町、葛尾村、飯舘村の4町村が回答なし。

※広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

3 市町村議会における女性議員の状況

平成25年4月1日現在

(1) 集計結果

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
総数	931	65	7.0	+0.2

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
市部	363	33	9.1	+0.2

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
町村部	568	32	5.6	±0.0

地域別	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
県北	167	10	6.0	±0.0
県中	199	12	6.0	-0.1
県南	127	7	5.5	±0.0
会津	187	15	8.0	±0.0
南会津	50	2	4.0	±0.0
相双	164	13	7.9	+0.3
いわき	37	6	16.2	+1.5

※ 議員数は(人)、前年比は増減ポイント

(2) 女性議員のいる市町村

市町村名	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年
1 福島市	38	3	7.9	7.9
2 二本松市	26	1	3.8	3.8
3 伊達市	26	1	3.8	3.8
4 本宮市	23	1	4.3	4.3
5 桑折町	14	2	14.3	14.3
6 川俣町	16	1	6.3	6.3
7 大玉村	12	1	8.3	8.3
8 郡山市	40	6	15.0	15.0
9 須賀川市	28	2	7.1	7.4
10 天栄村	10	1	10.0	10.0
11 石川町	14	1	7.1	7.1
12 平田村	12	1	8.3	8.3
13 三春町	16	1	6.3	6.3
14 白河市	26	2	7.7	7.7
15 西郷村	18	1	5.6	5.6
16 泉崎村	10	1	10.0	10.0
17 矢祭町	10	1	10.0	10.0
18 塙町	14	2	14.3	14.3

市町村名	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年
19 会津若松市	30	4	13.3	13.3
20 喜多方市	26	1	3.8	3.8
21 北塩原村	12	1	8.3	8.3
22 西会津町	13	1	7.7	7.7
23 猪苗代町	16	2	12.5	12.5
24 会津坂下町	16	4	25.0	25.0
25 湯川村	10	1	10.0	—
26 会津美里町	16	1	6.3	5.9
27 只見町	12	2	16.7	16.7
28 相馬市	20	3	15.0	15.0
29 南相馬市	24	3	12.5	12.5
30 広野町	12	3	25.0	16.7
31 楡葉町	13	1	7.7	7.7
32 双葉町	8	1	12.5	12.5
33 浪江町	16	1	6.3	5.0
34 飯館村	12	1	8.3	8.3
35 いわき市	37	6	16.2	14.7

※平成23年度の南相馬市、楡葉町、双葉町は回答なし。

4 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

平成25年4月1日現在

(1) 管理職(課長相当職以上)

①集計結果

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	対前年
総数	2,429	218	9.0	+1.6

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
市部	1,788	153	8.6	+1.5

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
町村部	641	65	10.1	+2.7

地域別	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
県北	515	48	9.3	+6.0
県中	725	93	12.8	+0.7
県南	225	30	13.3	+5.7
会津	277	12	4.3	±0.0
南会津	79	9	11.4	+9.5
相双	249	7	2.8	-1.9
いわき	359	19	5.3	+0.9

※ 単位は(人)、前年比は増減ポイント

② 上位10市町村

市町村名	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A
鮫川村	6	2	33.3
大玉村	28	9	32.1
平田村	18	5	27.8
玉川村	19	5	26.3
矢祭町	8	2	25.0
泉崎村	14	3	21.4
本宮市	83	16	19.3
矢吹町	27	5	18.5
中島村	11	2	18.2
下郷町	17	3	17.7

(2) 二役・教育長・議長

役職	市町村名
二役	なし
教育長	本宮市□玉川村、泉崎村、檜葉町
議長	なし

II 市町村ごとのデータ一覧

1 市町村における男女共同参画行政窓口

平成25年4月1日現在

市町村名	男女共同参画行政窓口	郵便番号	住 所	TEL(内線)	FAX	Eメールアドレス
福島市	男女共同参画センター	960-8035	福島市本町2番6号	024-525-3784	024-522-1528	danzo@mail.city.fukushima.fukushima.jp
二本松市	企画財政課企画調整係	964-8601	二本松市金色403番地1	0243-55-5090	0243-22-7023	kikakuchosei@city.nihonmatsu.lg.jp
伊達市	市民協働課協働推進係	960-0692	伊達市保原町字舟橋180番地	024-575-1177	024-576-7199	kyodou@city.date.fukushima.jp
本宮市	生活環境課地域交流係	969-1192	本宮市本宮字万世212番地	0243-33-1111(112)	0243-34-2724	kouryuu@city.motomiya.lg.jp
桑折町	まちづくり課住民自治係	969-1692	伊達郡桑折町字東大隅18番地	024-582-2115	024-582-2479	machizukuri@town.koori.fukushima.jp
国見町	住民生活課住民防災係	969-1792	伊達郡国見町大字藤田字観月台15(仮庁舎)	024-585-2116	024-585-2181	iyumin@town.kunimi.fukushima.jp
川俣町	企画財政課企画調整係	960-1492	伊達郡川俣町字樋ノ口11番地(仮庁舎)	024-566-2111(1202)	024-566-5154	kizai@town.kawamata.lg.jp
大玉村	健康福祉課社会福祉係	969-1392	安達郡大玉村玉井字星内70番地	0243-24-8115	0243-68-2789	kenkofukushika@vil.otama.fukushima.jp
郡山市	男女共同参画課	963-8601	郡山市朝日一丁目23番7号	024-924-3351	024-921-1340	danjokyoudou@city.koriyama.fukushima.jp
	郡山市男女共同参画センター	963-8876	郡山市麓山二丁目9番1号	024-924-0900	024-924-0904	sankaku@bunka-manabi.or.jp
須賀川市	生活課	962-0054	須賀川市牛袋町12番地 須賀川市役所仮設庁舎内	0248-88-9131	0248-73-4160	seikatu@city.sukagawa.fukushima.jp
田村市	社会福祉課	963-4312	田村市船引町船引字馬場川原20番地	0247-81-2273	0247-82-4555	fukushi@city.tamura.lg.jp
鏡石町	税務市民課	969-0492	岩瀬郡鏡石町不時沼345番地	0248-62-2112	0248-62-2144	zeimuchomin@town.kagamiishi.lg.jp
天栄村	総務課	962-0592	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地	0248-82-2111	0248-82-2718	soumuka@vill.tenei.fukushima.jp
石川町	保健福祉課	963-7893	石川郡石川町字下泉153の2	0247-26-9123	0247-26-0360	sato423@town.ishikawa.fukushima.jp
玉川村	教・玉川村公民館	963-6312	石川郡玉川村大字小高字大谷地71	0247-57-4632	0247-57-4686	kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp
平田村	総務課政策情報係	963-8292	石川郡平田村大字永田字広町34番地	0247-55-3111(213)	0247-55-2452	soumu@vill.hirata.fukushima.jp
浅川町	保健福祉課	963-6204	石川郡浅川町大字浅川字青戸谷地144番地7	0247-36-4123	0247-36-2895	hokenhukushi@town.asakawa.fukushima.jp
古殿町	生活福祉課	963-8304	石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地	0247-53-4616	0247-53-3154	ma-suzuki@town.furudono.fukushima.jp
三春町	教・生涯学習課	963-7759	田村郡三春町字大町191番地	0247-62-3837	0247-62-4727	gakusyu@town.miharu.fukushima.jp
小野町	町民生活課	963-3492	田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地	0247-72-6933	0247-72-3121	chouminseikatuka@town.ono.fukushima.jp
白河市	地域支援課	961-8602	白河市八幡小路7番地1	0248-22-1111(2257)	0248-24-1844	chiiki@city.shirakawa.fukushima.jp
西郷村	生涯学習課	961-8501	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原76-1	0248-25-2755	0248-25-2756	shougai@vill.nishigo.fukushima.jp
泉崎村	住民生活課	969-0101	西白河郡泉崎村大字泉崎字新宿2	0248-53-2112(140)	0248-53-2958	jumin@vill.izumizaki.fukushima.jp
中島村	生涯学習課	961-0102	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山28-10	0248-52-2503(750)	0248-52-3005	kouminkan@vill-nakajima.jp
矢吹町	総務課	969-0296	西白河郡矢吹町一本木101	0248-42-2111(253)	0248-42-2587	soumu@town.yabuki.fukushima.jp
棚倉町	総務課	963-6192	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地	0247-33-2111	0247-33-3715	soumu@town.tanagura.fukushima.jp
矢祭町	教育課	963-5118	東白川郡矢祭町大字東館字石田25	0247-46-2202	0247-46-2202	syougaigakusyu@town.yamatsuri.fukushima.jp
塙町	健康福祉課	963-5492	東白川郡塙町大字塙字大町三丁目21番地	0247-43-2115(175)	0247-43-2116	kyoiku@town.hanawa.fukushima.jp
鮫川村	住民福祉課	963-8407	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5	0247-49-3113(230)	0247-49-2651	jumin@vill.samegawa.fukushima.jp
会津若松市	企画政策部企画調整課 協働・男女参画室	965-8601	会津若松市東栄町3番46号	0242-39-1405	0242-39-1400	kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
喜多方市	企画政策課	966-8601	喜多方市字御清水東7244番地2	0241-24-5208	0241-25-7073	seisaku@city.kitakata.fukushima.jp
北塩原村	住民課	966-0485	耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地	0241-23-3113	0241-25-7358	seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp
西会津町	健康福祉課	969-4495	耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3261	0241-45-2214	0241-45-4199	fukushi@town.nishiaizu.fukushima.jp
磐梯町	町民課生活環境グループ	969-3392	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855番地	0242-74-1215	0242-73-2115	bandai-seikatukankyou@town.bandai.fukushim
猪苗代町	保健福祉課	969-3123	耶麻郡猪苗代町字城南100	0242-62-2115	0242-62-2123	fukushi@town.inawashiro.fukushima.jp
会津坂下町	教・生涯学習課	969-6545	河沼郡会津坂下町字五反田1310-3	0242-83-3010	0242-83-4498	cyuuto@town.aizubange.fukushima.jp
湯川村	住民福祉課	969-3593	河沼郡湯川村大字笈川字長瀬甲875番地5	0241-27-8810	0241-27-3760	jumin@vill.yugawa.fukushima.jp
柳津町	総務課	969-7201	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234	0241-42-2112	0241-42-3470	soumu@town.yanaizu.fukushima.jp
三島町	生涯学習課	969-7511	大沼郡三島町大字宮下字宮下350	0241-48-5599	0241-48-5544	kyoiku@town.mishima.fukushima.jp
金山町	教育委員会	968-0011	大沼郡金山町大字川口字谷地393	0241-54-5333	0241-54-5377	kyoiku@town.kaneyama.fukushima.jp
昭和村	保健福祉課	968-0103	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏1836 昭和村保健医療福祉総合センター	0241-57-2645	0241-57-2649	Showa-hohuku07446@mist.ocn.ne.jp
会津美里町	まちづくり政策課	969-6292	大沼郡会津美里町字宮北3163番地	0242-55-1171	0242-55-1199	seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp
下郷町	教・事務局	969-5345	福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地	0241-69-1168(221)	0241-69-1167	shakai_kyoiku01@town.shimogo.fukushima.jp
檜枝岐村	住民課	967-0525	福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原980番地	0241-75-2502(112)	0241-75-2511	welfare@vill.hinoemata.lg.jp
只見町	総務企画課	968-0498	福島県只見町只見字雨堤1039番地	0241-82-5220(221)	0241-82-2117	kikaku@town.tadami.lg.jp
南会津町	教・生涯学習課	967-0004	福島県南会津郡南会津町田島字宮本東22番地	0241-62-5511(421)	0241-62-6307	nemoto-mai@town.minamiaizu.lg.jp
相馬市	教・生涯学習課	976-8601	福島県相馬市中村字大手先13番地	0244-37-2187	0244-37-2617	sy-syogai@city.soma.fukushima.jp
南相馬市	男女共同子ども課	975-8686	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地	0244-24-5215	0244-24-5740	danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp
広野町	総務課 総務グループ	979-0402	福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111(202)	0240-27-4167	
楡葉町	総務課	970-8044	福島県いわき市中央台飯野三丁目3-1	0246-46-2551	0246-29-2344	soumu-n@town.naraha.lg.jp
富岡町	教・教育総務課	963-8025	福島県郡山市桑野2丁目1-1	024-953-6266	024-953-6304	
川内村	教・教育課	979-1201	福島県双葉郡川内村大字上川内字小山平15	0240-38-3806	0240-38-3807	koyama15@joy.ocn.ne.jp
大熊町	教・教育総務課	965-0873	福島県会津若松市追手町2-41	0242-26-3844(516)	0242-26-3786	shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp
双葉町	住民生活課	347-0105	埼玉県加須市騎西598-1	0480-73-6880(10)	0480-73-6926	saitama@town.futaba.fukushima.jp
浪江町	教・事務局	964-0984	福島県二本松市北口573 浪江町役場二本松事務所内	0243-62-0304(206)	0243-22-4223	namie420@town.namie.lg.jp
葛尾村	住民生活課	963-7719	福島県双葉郡葛尾村大字貝山字井堀田287-1	0247-61-2850	0247-62-0282	iwaya-kazunori-01@vill.katsurao.lg.jp
新地町	教・生涯学習課	979-2702	福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1	0244-62-2085	0244-62-2172	s-koumin@shinchi-town.jp
飯館村	教・教育課	960-1301	福島県福島市飯野町字後川10-2	024-562-4240(102)	024-562-2466	kouminkan@vill.iitate.fukushima.jp
いわき市	市民協働部男女共同参画センター ※ 教 は教育委員会所管	973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田191番地	0246-27-8694	0246-27-8641	danjokodosankaku@city.iwaki.fukushima.jp

2 男女共同参画に関する庁内連絡会議、懇話会等の状況

平成25年4月1日現在

市町村名	庁内連絡会議	男女共同参画行政に関する懇話会	男女共同参画に関する条例		男女共同参画計画等		男女共同参画推進のための総合的施設	男女共同参画宣言
			名称または検討状況	施行年月日	名称または検討状況	推進期間		
福島市	福島市男女共同参画推進本部	福島市男女共同参画審議会	福島市男女共同参画推進条例	H14.12.27	男女共同参画ふくしまプラン	H23.4～H33.3	福島市男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」	
二本松市	二本松市男女共同参画社会推進庁内連絡会	二本松市男女共同参画審議会	二本松市男女共同参画推進条例	H17.12.1	二本松市男女共同参画基本計画	H24.4～H29.3		
伊達市			2		伊達男女共同参画プラン	H23.4～H28.3		
本宮市	本宮市男女共同参画推進本部	本宮市男女共同参画審議会	本宮市男女共同参画推進条例	H19.1.1	本宮市男女共同参画基本計画	H21.12～H26.3		
桑折町	桑折町男女共同参画プラン推進委員会	桑折町男女共同参画プラン推進懇話会	2		こおり男女共同参画プラン(平成24年度改定)	H25.4～H35.3		
国見町								
川俣町	川俣町男女共同参画推進庁内連絡会	川俣町男女共同参画審議会	川俣町男女共同参画推進条例	H15.4.1	第2次川俣町男女共同参画推進計画	H24.4～H34.3		
大玉村		大玉村男女共同参画推進審議会	大玉村男女共同参画推進条例	H17.4.1	大玉村男女共同参画推進計画	H25.4～H32.3		
郡山市	郡山市男女共同参画庁内推進会議	郡山市男女共同参画審議会	郡山市男女共同参画推進条例	H15.4.1	第二次こおりやま男女共同参画プラン	H22.4～H30.3	郡山市男女共同参画センター「さんかくプラザ」	郡山市男女共同参画都市宣言(H14.12.17)
須賀川市	政策グループ会議	須賀川市男女共同参画審議会	須賀川市男女共同参画推進条例	H15.1.1	すかがわ男女共同参画プラン21 第二次計画	H16.4～H26.3		
田村市			2		田村市男女共同参画計画	H23.4～H28.3		
鏡石町								
天栄村								
石川町			石川町男女共同参画推進条例	H16.4.1	いしかわ男女共同参画プラン	H16.4～H26.3		
玉川村								
平田村								
浅川町								
古殿町								
三春町					1			
小野町			2					
白河市	白河市男女共同参画推進本部	白河市男女共同参画推進懇話会			白河市男女共同参画計画	H20.4～H30.3		
西郷村								
泉崎村								
中島村								
矢吹町			2		矢吹町男女共同参画プラン	H22.4～H28.3		
棚倉町					棚倉町男女共同参画計画	H20.3～H27.3		
矢祭町								
塙町								
鮫川村								
会津若松市	会津若松市男女共同参画行政連絡会議	会津若松市男女共同参画審議会	会津若松市男女共同参画推進条例	H16.4.1	第3次会津若松市男女共同参画推進プラン改訂版	H21.4～H26.3		男女共同参画都市宣言(H12.2.27)
喜多方市	喜多方市男女共同参画推進会議	喜多方市男女共同参画審議会	喜多方市男女共同参画推進条例	H18.1.4	第2次喜多方市男女共同参画推進基本計画	H25.4～H29.3		
北塩原村								
西会津町								
磐梯町								
猪苗代町								
会津坂下町	庁議	会津坂下町男女共同参画推進会議			あいづばんげ男女共同参画プラン(なのはなぶらん)	H21.4～H26.3		
湯川村								
柳津町								
三島町								
金山町					金山町男女共同参画社会基本計画	H15.6～H25.5		
昭和村								
会津美里町		会津美里町男女共同参画推進審議会	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	H17.10.1	会津美里町第2次男女共同参画推進まちづくり行動計画	H24.4～H29.3		

市町村名	庁内連絡会議	男女共同参画行政に関する懇話会	男女共同参画に関する条例		男女共同参画計画等		男女共同参画推進のための総合的施設	男女共同参画宣言
			名称または検討状況	施行年月日	名称または検討状況	推進期間		
下郷町		下郷町男女共同参画社会推進協議会			下郷町男女共同参画プラン	H23.3～H32.3		
檜枝岐村								
只見町								
南会津町								
相馬市	相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議	相馬市男女共同参画プラン推進会議			相馬市男女共同参画プラン「そうま男女共生プラン21」	H25.4～H29.3		
南相馬市		南相馬市男女共同参画計画推進委員会			1			
広野町					広野町男女共同参画プラン	H16.4～H26.3		
檜葉町		檜葉町男女共同参画推進審議会	檜葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例	H17.4.1				
富岡町		富岡町男女共同参画審議会	富岡町男女共同参画推進条例	H16.7.1	富岡町男女共同参画まちづくり基本計画～共に生きるまちとみおか～	H18.4～H28.3		
川内村								
大熊町	おおくま男女共同参画プラン推進会議				おおくま男女共同参画プラン	H19.9～H29.3		
双葉町								
浪江町					男女共同参画プランなみえ	H20.3～H27.3		
葛尾村								
新地町	新地町男女共同参画プラン推進連絡会議	新地町男女共同参画プラン推進会議			新地町男女共同参画プラン	H16.4～H26.3		
飯館村								
いわき市	いわき市男女共同参画推進庁内連絡会議	いわき市男女共同参画審議会	いわき市男女共同参画推進条例	H23.4.1	第2次いわき市男女共同参画プラン	H23.1～H28.3	いわき市男女共同参画センター	

【条例】

14市町村(8市5町1村)で制定

- 1 (平成26年3月末までの制定を目的に検討中)
- 2 (平成26年度以降の制定を目的に検討中) 5市町村(2市3町)
- 3 (その他) 40市町村(3市23町14村)
- (検討していない)

【プラン】

27市町村(12市14町1村)で策定

- 1 (策定予定有) 2市町(1市1町)
- 2 (策定予定無) 30町村(16町14村)

3 平成25年度の主な事業計画

市町村名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
福島市	男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」募集事業	4月～7月		小学生以上を対象にメッセージを募集し、表彰を行う。入賞作品はHP上に掲載し、応募作品は啓発に活用する	376
	人材育成講座	6月～11月	各回30名	男女共同参画社会を実現できる人材の育成を行う	108
	人権と平和展	7月	2,000名	パネル展示・人権相談	500
	男女共生セミナー	8月	400名	男女共同参画についての講演会を開催する	1,000
	男女共生講座	9月～		多方面からの男女共同参画についての学習機会を提供する	53
	男女共同参画トップセミナー	11月	200名	事業主を対象とした男女共同参画啓発セミナーを開催する	366
	男女共同参画情報紙「しのぶぴあ」発行	3月	市政だより折込	男女共同参画の啓発を図るため、男女共同参画情報紙の発行を行う	1,091
	出前講座	通年		地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する	37
	人材リスト登録事業	通年		あらゆる分野で専門知識を持ち、男女共同参画に理解関心がある人材を登録し、審議会等の委員や講師等として情報を提供を行う	
	男女共同参画推進アドバイザー設置事業	通年		庁内各所属における男女共同参画推進の中心的役割を担うアドバイザーの選任を行い年に1回研修会を開催する	
センターだより「ウイズぴあ」発行	通年		男女共同参画センターの事業案内等を目的とした広報紙を発行する		
二本松市	なし				
伊達市	なし				
本宮市	男女共同参画審議会開催	年2回	延べ24名	男女共同参画の推進のための会議	168
	男女共生のつどい参加支援	未定	40名	参加費の助成及び送迎	57
	男女共同参画講演会開催	3月	未定	男女共同参画の意識啓発のための講演会	64
桑折町	なし				
国見町	なし				
川俣町	男女共同参画カレッジ事業	平成25年5月～平成26年2月(毎月1回)	延べ200名程度	男性の料理教室	67
大玉村	なし				
郡山市	男女共同参画推進事業者表彰事業	9～3月		男女が共に働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰することにより、地域・職場における男女共同参画の気運の醸成を図る。	116
	男女共同参画学習サポート事業	通年		市民等が自主的に開催する講座等へ講師を派遣し、男女共同参画に関する学習機会を提供する。	559
	男女共同参画情報紙「シンフォニー」の発行	年2回		男女共同参画社会の実現を目指し、正しい理解と認識を深めるための情報を提供する。市内全戸配布。	2,822
	女性人材リスト整備事業	通年		各種審議会・委員会等への女性登用促進のため、女性の人材リストを作成、活用を図る。	29
	人権・男女共同参画研修会	3月	約150名	市職員及び市民を対象に研修会を開催し、人権・男女共同参画に対する正しい理解と意識の高揚を図る。	119
	第10回男女共同参画フェスティバル実行委員会負担金	2月	約2,000名	地域における男女共同参画意識の醸成を図るための市民交流事業を開催する実行委員会に対し、負担金を交付する。	1,900
	男女共同参画川柳コンクール	4～6月		身近な「川柳」を通して、男女共同参画についての意識の醸成を図る。	221
	男女共同参画推進週間事業	6月23～29日		市民の男女共同参画への理解を深めるため、「記念講演会」の開催をはじめ、「市民自主企画」、看板設置等により啓発を図る。	619
	福島県男女共生のつどいのバス運行	未定		男女共同参画の推進を図るため、「福島県男女共生のつどい」への市の関係団体等の参加を支援する。(バス借上げ)	63
	市民意識調査	6月～12月		市民の意識や実態を把握し、課題や問題点を明確にすることで、男女共同のまちづくりを推進するための基礎資料とする。	1,852
	(男女共同参画センター:指定管理者)				
	男性の家事参加フォトコンテスト	4月～6月		男女共同参画の視点で意識改革を目的として、フォトコンテストを実施する。	指定 管理 料
	男女共同参画サポーター事業	(第6期) H23～H25	32名	ボランティアとしてのサポーター活動を通して、男女共同参画プランの理念を市民に浸透させる。	

3 平成25年度の主な事業計画

市町村名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
郡山市	国内研修参加支援事業	8月	約50名	国立女性教育会館研修への参加を支援する。(バス借上げ)	指定管理料による
	未来館フェスティバル参加支援事業	9月	約25名	県男女共生センター主催事業等への参加を支援する。(バス借上げ)	
	各種講座の開催	随時		男性向け講座、女性の人材育成、市民参画による講座の企画運営など、各種講座を開催する。	
	第11回男女共同参画フェスティバル	2月	約2,000名	男女共同参画の視点に立ったイベントの開催により、啓発促進、また、参加者のネットワーク化を図る。	
	情報事業	通年		パンフレット・チラシ等による情報提供や、関連図書、ビデオ等の貸出、男女共同参画関連の情報掲示等を行う。	
	相談事業	通年		電話や面接により男女平等、人権に関する相談を行う。	
須賀川市	男女共同参画審議会	3回	36	基本計画「すかがわ男女共同参画プラン21」の第三次計画の審議等	210
	男女共同参画セミナー	2回	50	一般市民等を対象とした男女共同参画に関するセミナー	40
	未来館ネットワークフォーラムへの参加等	2回	76	交流会参加等	76
田村市	なし				
鏡石町	なし				
天栄村	なし				
石川町	なし				
玉川村	なし				
平田村	なし				
浅川町	なし				
古殿町	なし				
三春町	なし				
小野町	なし				
白河市	白河市男女共同参画推進懇話会の開催	年4回	8名	男女共同参画を推進するための協議	160
	女性のキャリア形成支援事業	未定	未定	女性のキャリア形成事業推進のため	151
	男女共同参画推進のための講座	未定	未定	男女共同参画推進のための講座	100
西郷村	なし				
泉崎村	なし				
中島村	なし				
矢吹町	なし				
棚倉町	なし				
矢祭町	なし				
塙町	なし				
鮫川村	なし				
会津若松市	第3次男女共同参画推進プラン改訂版に基づく事業	通年		34の重点事業に基づく事業を展開していく。(情報紙等の作成、推進活動支援補助など)	1,111
	男女共同参画推進条例に基づく事業	通年		審議会及び苦情処理委員会の中で、重要な調査審議を行う。	273
	男女共同参画推進条例に基づく事業	平成25年度		新たな男女共同参画推進計画の策定を行う。	479
喜多方市	男女共同参画啓発事業	通年		市広報誌やホームページを活用した広報啓発	0
	男女共同参画関連事業に関する支援	通年		各種団体、個人が行う男女共同参画推進に関する事業費の補助	500
	男女共同参画審議会	年2回	18名	実施計画の進捗状況を確認し、提言・助言を行い、また、重要事項を協議する。	277
	男女共同参画事例紹介事業	通年		男女共同参画基本計画に資する活動を行う個人や団体を取材し、広報誌やホームページで紹介する。	5
北塩原村	なし				
西会津町	なし				
磐梯町	なし				
猪苗代町	なし				
会津坂下町	男女共同参画推進事業	4～3月		女性スキルアップ講座 川柳コンクールの実施等	27
湯川村	なし				
柳津町	なし				
三島町	なし				

3 平成25年度の主な事業計画

市町村名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
金山町	なし				
昭和村	なし				
会津美里町	男女共同参画作文コンクール	8月	200名	町内の中学生を対象に男女共同参画啓発のための作文を募集し、優秀作品を表彰	69
	男女共同参画啓発講演会	9月	30名	町民向けの講演会の開催	100
	女性相談会	11月～12月		女性を対象としたDV等の相談会を開催 町内3会場で各1回開催	0
下郷町	男女共同参画推進協議会	6月	24人	事業報告、事業計画、男女共同参画プラン概要版検討	38
	男女共同参画推進協議会	7月	24人	男女共同参画プラン概要版検討	38
	男女共同参画プラン概要版印刷・配布	9月		男女共同参画プラン概要版の全戸配布 (行政区長を通して)	131
檜枝岐村	なし				
只見町	なし				
南会津町	なし				
相馬市	なし				
南相馬市	家庭と仕事の両立支援(講座)	8月以降		家庭と仕事を両立できる環境づくり・きっかけづくりの講座を開催	100
	女性人材育成講座	12月以降		女性の人材育成支援に関する講座を開催	30
	女性人材育成事業	年間通して	5人程度	研修会参加支援	20
	情報紙発行	年1回		男女共同参画について理解を高めるために市民との協働により情報紙を発行する。	308
広野町	なし				
檜葉町	なし				
富岡町	なし				
川内村	なし				
大熊町	なし				
双葉町	なし				
浪江町	なし				
葛尾村	なし				
新地町	第12回新地町男女共生のつどい	2月	80名	講演 他	400
	男の料理教室	2月	20名	男性を対象とした料理実習	20
飯館村	なし				
いわき市	3.11トークカフェ	5月16日 12月17日	約40人 約100人	東日本大震災の発生から、自らも被災しながら支援活動を行ってきた女性を多く含む団体等の活動報告会を開催し、交流を図る。	予算措置 なし
	男女共同参画基礎講座 「働き盛り編」 「団塊の世代編」 「親子編」 「働きたい女性編」 「教職員編」	5月25日 7月3日 9月頃 9月6日 9月28日	約130人 約40人 約30人 約30人 約30人	男女共同参画に関する基礎的な知識を学習する機会を設け、受講者の意識醸成を行うもの。	184
	「男女共同参画の日」事業 (講演会)	11月10日	約250人	男女共同参画についての関心と理解を深め、社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画する意欲を高めることを目的に、講演会を事業の中心に据え、市民との協働により、趣旨にふさわしい事業を実施する。	748
	男女共同参画トップセミナー	2月13日	約200人	市内の事業主及び人事・労務担当者等を対象としたセミナー。一般にも公開する。	255
	男女共同参画情報紙の発行	10月と3月		市民から公募した編集委員によって編集された情報紙を年2回発行。	1,045
	男女共同参画オープンセミナー	6月29日	約100人	国の「男女共同参画週間」に合わせ、講演会や、研修・活動報告会を開催する。	予算措置 なし

4 市町村における審議会等の女性委員の割合

平成25年4月1日現在

市町村名	附属機関・委員会の数				附属機関・委員会の委員数			
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	前年値	委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	前年値
福島市	55	47	85.5	90.7	913	252	27.6	28.0
二本松市	31	22	71.0	65.5	353	81	22.9	20.6
伊達市	25	20	80.0	84.6	432	110	25.5	24.5
本宮市	19	14	73.7	75.0	227	38	16.7	17.3
桑折町	17	13	76.5	77.8	216	35	16.2	21.7
国見町	24	17	70.8	56.5	222	39	17.6	16.0
川俣町	27	23	85.2	80.8	302	69	22.8	19.2
大玉村	25	18	72.0	78.3	294	49	16.7	17.7
県北計	223	174	78.0	78.1	2,959	673	22.7	22.5
郡山市	62	50	80.6	85.2	859	250	29.1	28.1
須賀川市	35	31	88.6	88.9	562	147	26.2	26.3
田村市	26	17	65.4	60.0	451	69	15.3	16.1
鏡石町	13	6	46.2	45.5	125	16	12.8	12.7
天栄村	23	11	47.8	47.8	292	26	8.9	6.8
石川町	18	11	61.1	63.2	325	67	20.6	20.8
玉川村	13	9	69.2	69.2	136	64	47.1	46.0
平田村	12	10	83.3	80.0	104	33	31.7	22.2
浅川町	24	13	54.2	54.2	226	24	10.6	10.6
古殿町	13	7	53.8	61.5	120	14	11.7	12.6
三春町	27	24	88.9	88.5	272	51	18.8	17.5
小野町	13	6	46.2	57.1	147	15	10.2	16.1
県中計	279	195	69.9	70.1	3,619	776	21.4	20.7
白河市	34	28	82.4	76.3	411	111	27.0	25.0
西郷村	10	5	50.0	50.0	91	11	12.1	11.2
泉崎村	11	5	45.5	54.5	73	8	11.0	12.5
中島村	13	5	38.5	30.8	108	12	11.1	9.3
矢吹町	19	15	78.9	78.9	183	48	26.2	26.8
棚倉町	17	12	70.6	64.7	168	35	20.8	20.7
矢祭町	15	8	53.3	40.0	240	32	13.3	9.7
埴町	18	9	50.0	47.1	161	28	17.4	16.3
鮫川村	13	5	38.5	40.0	142	33	23.2	23.8
県南計	150	92	61.3	58.7	1,577	318	20.2	19.7
会津若松市	37	30	81.1	80.6	389	91	23.4	20.8
喜多方市	29	24	86.2	86.2	350	86	24.6	25.7
北塩原村	13	4	41.7	41.7	127	18	14.2	14.7
西会津町	16	10	62.5	62.5	159	25	15.7	17.1
磐梯町	20	11	52.6	52.6	225	41	18.2	17.3
猪苗代町	16	10	70.0	70.0	148	22	14.9	17.9
会津坂下町	30	23	79.3	79.3	313	73	23.3	22.4
湯川村	21	14	71.4	71.4	195	29	14.9	15.0
柳津町	14	7	72.7	72.7	120	11	9.2	9.6
三島町	16	8	66.7	66.7	158	20	12.7	25.4
金山町	38	14	34.2	34.2	386	46	11.9	11.7
昭和村	22	12	57.9	57.9	180	27	15.0	14.5
会津美里町	27	20	73.1	73.1	294	65	22.1	20.9
会津計	299	187	62.5	66.0	3,044	554	18.2	18.3

4 市町村における審議会等の女性委員の割合

平成25年4月1日現在

市町村名	附属機関・委員会の数				附属機関・委員会の委員数			
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	前年値	委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	前年値
下郷町	14	6	42.9	42.9	169	12	7.1	4.8
檜枝岐村	9	3	33.3	66.7	43	4	9.3	18.6
只見町	19	9	47.4	50.0	112	17	15.2	16.7
南会津町	12	5	41.7	56.3	122	13	10.7	12.8
南会津計	54	23	42.6	52.5	446	46	10.3	11.7
相馬市	22	18	81.8	86.4	223	54	24.2	23.6
南相馬市	44	24	54.5	52.3	397	90	22.7	26.2
広野町	12	8	66.7	66.7	125	13	10.4	10.3
檜葉町	19	14	73.7	75.0	168	39	23.2	21.2
富岡町	22	15	68.2	68.2	270	66	24.4	24.4
川内村	17	7	41.2	(回答不能)	100	10	10.0	(回答不能)
大熊町	17	13	76.5	(回答不能)	125	31	24.8	(回答不能)
双葉町	9	6	66.7	77.8	55	16	29.1	28.1
浪江町	5	3	60.0	60.0	37	4	10.8	13.5
葛尾村	11	6	54.5	(回答不能)	59	9	15.3	(回答不能)
新地町	16	13	81.3	81.3	165	44	26.7	26.7
飯館村	16	13	81.3	(回答不能)	148	35	23.6	(回答不能)
相双計	210	140	66.7	68.7	1,872	411	22.0	23.1
いわき市	58	50	86.2	87.5	1,039	297	28.6	27.7
合計	1,273	861	67.6	68.9	14,556	3,075	21.1	20.9

※ 広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

5 市町村議会における女性議員の状況

平成25年4月1日現在

市町村名	議員総数 (人)	うち女性議 員(人)	氏 名	女性議員 の割合(%)	前年 (%)
福島市	38	3	村山国子、佐藤真知子、小野京子	7.9	7.9
二本松市	26	1	平敏子	3.9	3.8
伊達市	26	1	丹治千代子	3.9	3.8
本宮市	23	1	川名順子	4.4	4.3
桑折町	14	2	川名静子、羽根田八千代	14.3	14.3
国見町	12	0		0.0	0.0
川俣町	16	1	菅野意美子	6.3	6.3
大玉村	12	1	武田悦子	8.3	8.3
県北計	167	10		6.0	6.0
郡山市	40	6	駒崎ゆき子、滝田春奈、安斎真知子、蛇石郁子、岩崎真理子、小島寛子	15.0	15.0
須賀川市	28	2	川田伍子、丸本由美子	7.1	7.4
田村市	19	0		0.0	0.0
鏡石町	12	0		0.0	0.0
天栄村	10	1	大浦トキ子	10.0	10.0
石川町	14	1	瀬谷京子	7.1	7.1
玉川村	12	0		0.0	0.0
平田村	12	1	高橋七重	8.3	8.3
浅川町	12	0		0.0	0.0
古殿町	12	0		0.0	0.0
三春町	16	1	日下部三枝	6.3	6.3
小野町	12	0		0.0	0.0
県中計	199	12		6.0	6.1
白河市	26	2	玉川里子、佐川京子	7.7	7.7
西郷村	18	1	南館かつえ	5.6	5.6
泉崎村	10	1	飛知和良子	10.0	10.0
中島村	8	0		0.0	0.0
矢吹町	16	0		0.0	0.0
棚倉町	13	0		0.0	0.0
矢祭町	10	1	郡司浩子	10.0	10.0
塙町	14	2	鈴木幸江、小貫初枝	14.3	14.3
鮫川村	12	0		0.0	0.0
県南計	127	7		5.5	5.5
会津若松市	30	4	伊東くに、佐野和枝、本田礼子、丸山さよ子	13.3	13.3
喜多方市	26	1	五十嵐三重子	3.9	3.8
北塩原村	12	1	若林幸子	8.3	8.3
西会津町	13	1	鈴木満子	7.7	7.7
磐梯町	10	0		0.0	0.0
猪苗代町	16	2	五十嵐ミエ子、金本久美子	12.5	12.5
会津坂下町	16	4	渡部順子、酒井育子、千葉親子、青木美貴子	25.0	25.0
湯川村	10	1	山口啓子	10.0	0.0
柳津町	10	0		0.0	0.0
三島町	8	0		0.0	12.5
金山町	10	0		0.0	0.0
昭和村	10	0		0.0	0.0
会津美里町	16	1	石川栄子	6.3	5.9
会津計	187	15		8.0	8.0

5 市町村議会における女性議員の状況

平成25年4月1日現在

市町村名	議員総数 (人)	うち女性議 員(人)	氏 名	女性議員 の割合(%)	前年 (%)
下 郷 町	12	0		0.0	0.0
檜 枝 岐 村	8	0		0.0	0.0
只 見 町	12	2	山岸フミ子、石橋明日香	16.7	16.7
南 会 津 町	18	0		0.0	0.0
南 会 津 計	50	2		4.0	4.0
相 馬 市	20	3	村松恵美子、新妻香織、門馬優子	15.0	15.0
南 相 馬 市	24	3	田中京子、荒木千恵子、土田美恵子	12.5	12.5
広 野 町	12	3	門馬まりえ、塩 史子、畑中大子	25.0	16.7
檜 葉 町	13	1	松本清恵	7.7	7.7
富 岡 町	14	0		0.0	0.0
川 内 村	10	0		0.0	8.3
大 熊 町	14	0		0.0	0.0
双 葉 町	8	1	羽山君子	12.5	12.5
浪 江 町	16	1	佐藤文子	6.3	5.0
葛 尾 村	8	0		0.0	0.0
新 地 町	13	0		0.0	0.0
飯 館 村	12	1	北山文子	8.3	8.3
相 双 計	164	13		7.9	7.6
い わ き 市	37	6	柴野美佳、永山宏恵、福島あずさ、塩田美枝子、 溝口民子、高橋明子	16.2	14.7
合 計	931	65		7.0	6.8

6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

平成25年4月1日現在

市町村名	女性管理職(課長相当職以上)				女性の市町村長、副市町村長、教育長、市町村議会議員		
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性割合 (%)	前年値	役職	氏名	在任期間
福島市	200	7	3.5	4.0			
二本松市	68	3	4.4	1.5			
伊達市	98	12	12.2	3.1			
本宮市	83	16	19.3	14.0	教育長	原瀬 久美子	H23.4.1~H27.3.31
桑折町	13	1	7.7	7.7			
国見町	14	0	0.0	0.0			
川俣町	11	0	0.0	0.0			
大玉村	28	9	32.1	0.0			
県北計	515	48	9.3	3.3			
郡山市	458	70	15.3	9.4			
須賀川市	77	3	3.9	1.2			
田村市	52	1	1.9	28.0			
鏡石町	23	3	13.0	6.5			
天栄村	19	3	15.8	11.8			
石川町	11	0	0.0	0.0			
玉川村	19	5	26.3	26.3	教育長	富岡 ケイ子	H25.4.1~H29.3.31
平田村	18	5	27.8	26.3			
浅川町	9	0	0.0	14.3			
古殿町	16	2	12.5	10.0			
三春町	13	1	7.7	8.3			
小野町	10	0	0.0	0.0			
県中計	725	93	12.8	12.1			
白河市	107	10	9.3	9.3			
西郷村	26	4	15.4	15.4			
泉崎村	14	3	21.4	0.0	教育長	穂積 貞子	H25.3.17~H29.3.16
中島村	11	2	18.2	18.2			
矢吹町	27	5	18.5	4.0			
棚倉町	12	0	0.0	0.0			
矢祭町	8	2	25.0	0.0			
塙町	14	2	14.3	14.3			
鮫川村	6	2	33.3	16.7			
県南計	225	30	13.3	7.6			
会津若松市	103	4	3.9	3.8			
喜多方市	54	3	5.6	5.4			
北塩原村	10	0	0.0	0.0			
西会津町	16	1	6.3	6.7			
磐梯町	12	2	16.7	16.7			
猪苗代町	18	1	5.6	5.3			
会津坂下町	14	0	0.0	6.7			
湯川村	7	0	0.0	0.0			
柳津町	8	1	12.5	12.5			
三島町	8	0	0.0	0.0			
金山町	7	0	0.0	0.0			
昭和村	6	0	0.0	14.3			
会津美里町	14	0	0.0	0.0			
会津計	277	12	4.3	4.3			

6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

平成25年4月1日現在

市町村名	女性管理職(課長相当職以上)				女性の市町村長、副市町村長、教育長、市町村議会議長		
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性割合 (%)	前年値	役職	氏名	在任期間
下郷町	17	3	17.6	12.5			
檜枝岐村	11	1	9.1	11.1			
只見町	26	3	11.5	11.1			
南会津町	25	2	8.0	0.0			
南会津計	79	9	11.4	1.9			
相馬市	51	0	0.0	0.0			
南相馬市	78	5	6.4	6.3			
広野町	13	0	0.0	0.0			
檜葉町	14	0	0.0	0.0	教育長	高橋 尚子	H22.1.30~H26.1.29
富岡町	14	0	0.0	0.0			
川内村	9	0	0.0	(回答不能)			
大熊町	13	1	7.7	0.0			
双葉町	10	1	10.0	10.0			
浪江町	19	0	0.0	0.0			
葛尾村	5	0	0.0	(回答不能)			
新地町	11	0	0.0	8.3			
飯舘村	12	0	0.0	(回答不能)			
相双計	249	7	2.8	4.7			
いわき市	359	19	5.3	4.4			
合計	2,429	218	9.0	7.4			

7 町内会長等に占める女性の割合

平成25年4月1日現在

市町村名	名 称	総数 A	うち女性 の数 B	女性割合 (%)B/A	前年値
福島市	町内会長	872	26	3.0	3.1
二本松市	区長、町内会長	373	9	2.4	1.3
伊達市	行政推進員、自治会長	401	11	2.7	1.3
本宮市	自治会長	116	1	0.9	2.6
桑折町	行政連絡員	51	1	2.0	0.0
国見町	町内会長	64	0	0.0	1.6
川俣町	自治会長	14	0	0.0	0.0
大玉村	区長	17	0	0.0	0.0
県北計		1,908	48	2.5	2.2
郡山市	町内会長等	658	28	4.3	5.2
須賀川市	町内会長	116	2	1.7	0.0
田村市	行政区長	101	0	0.0	0.0
鏡石町	行政区長	13	0	0.0	0.0
天栄村	駐在員	21	0	0.0	0.0
石川町	行政区長	39	0	0.0	0.0
玉川村	行政区長	11	0	0.0	0.0
平田村	行政区長	18	0	0.0	0.0
浅川町	行政区長	26	0	0.0	0.0
古殿町	行政区長	12	0	0.0	0.0
三春町	区長	48	0	0.0	0.0
小野町	行政区長	27	0	0.0	0.0
県中計		1,090	30	2.8	3.1
白河市	町内会長	167	3	1.8	1.2
西郷村	行政区長	46	1	2.2	6.5
泉崎村	自治組合長	103	8	7.8	1.9
中島村	行政区長	11	0	0.0	0.0
矢吹町	区長	91	2	2.2	3.3
棚倉町	行政区長	53	0	0.0	0.0
矢祭町	行政区長	21	0	0.0	0.0
塙町	行政区長	43	0	0.0	0.0
鮫川村	行政区長	7	0	0.0	0.0
県南計		542	14	2.6	1.8
会津若松市	区長	505	5	1.0	1.0
喜多方市	行政区長	272	5	1.8	3.3
北塩原村	行政区長	20	1	5.0	5.0
西会津町	自治区長	90	2	2.2	0.0
磐梯町	行政区長	26	0	0.0	0.0
猪苗代町	行政区長	110	5	4.5	3.6
会津坂下町	区長・自治会長	82	1	1.2	1.2
湯川村	区長	30	2	6.7	0.0
柳津町	区長	47	0	0.0	0.0
三島町	区長	18	0	0.0	0.0
金山町	区長	30	1	3.3	3.3
昭和村	区長	10	0	0.0	0.0
会津美里町	自治区長	157	3	1.9	0.0
会津計		1,397	25	1.8	1.5

7 町内会長等に占める女性の割合

平成25年4月1日現在

市町村名	名 称	総数 A	うち女性 の数 B	女性割合 (%)B/A	前年値
下 郷 町	駐在員(行政区長)	38	0	0.0	0.0
檜 枝 岐 村	組会長	9	0	0.0	0.0
只 見 町	区長	27	0	0.0	0.0
南 会 津 町	行政連絡員	109	11	10.1	0.0
南会津計		183	11	6.0	0.0
相 馬 市	区長	74	0	0.0	0.0
南相馬市	行政区長	180	1	0.6	1.1
広 野 町	行政区長	26	1	3.8	0.0
檜 葉 町	(回答不能)			0.0	(回答不能)
富 岡 町	行政区長	27	0	0.0	0.0
川 内 村	行政区長	8	0	0.0	(回答不能)
大 熊 町	行政区長	21	0	0.0	0.0
双 葉 町	行政区長	17	0	0.0	0.0
浪 江 町	行政区長	49	0	0.0	0.0
葛 尾 村	行政区長	21	0	0.0	(回答不能)
新 地 町	行政区長	15	0	0.0	0.0
飯 館 村	行政区長	16	0	0.0	(回答不能)
相 双 計		454	2	0.4	0.5
い わ き 市	行政嘱託員	653	21	3.2	2.6
合 計		6,227	151	2.4	2.0

8 PTA会長に占める女性の割合

<市町村立>

平成25年4月1日現在

市町村名	幼稚園			小学校			中学校			全体		
	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合
福島市	22	18	81.8	51	4	7.8	21	4	19.0	94	26	27.7
二本松市	12	4	33.3	16	0	0.0	7	0	0.0	35	4	11.4
伊達市	11	7	63.6	21	1	4.8	6	1	16.7	38	9	23.7
本宮市	5	2	40.0	7	0	0.0	3	0	0.0	15	2	13.3
桑折町	4	3	75.0	4	0	0.0	1	0	0.0	9	3	33.3
国見町	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	1	33.3
川俣町	5	1	20.0	5	0	0.0	2	0	0.0	12	1	8.3
大玉村	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
県北計	62	36	58.1	107	5	4.7	42	5	11.9	211	46	21.8
郡山市	0	0	0.0	57	3	5.3	28	1	3.6	85	4	4.7
須賀川市	8	2	25.0	16	0	0.0	10	1	10.0	34	3	8.8
田村市	5	1	20.0	16	0	0.0	7	0	0.0	28	1	3.6
鏡石町	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
天栄村	1	1	100.0	4	1	25.0	2	0	0.0	7	2	28.6
石川町	1	0	0.0	8	0	0.0	2	0	0.0	11	0	0.0
玉川村	2	1	50.0	3	0	0.0	2	0	0.0	7	1	14.3
平田村	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	6	0	0.0
浅川町	1	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
古殿町	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0	3	1	33.3
三春町	2	0	0.0	6	1	16.7	2	0	0.0	10	1	10.0
小野町	1	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0	7	0	0.0
県中計	25	5	20.0	122	5	4.1	60	3	5.0	207	13	6.3
白河市	8	2	25.0	15	0	0.0	8	0	0.0	31	2	6.5
西郷村	1	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0	9	0	0.0
泉崎村	1	1	100.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	1	25.0
中島村	1	0	0.0	2	1	50.0	1	0	0.0	4	1	25.0
矢吹町	4	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
棚倉町	4	0	0.0	5	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
矢祭町	1	0	0.0	5	0	0.0	1	1	100.0	7	1	14.3
塙町	3	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
鮫川村	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
県南計	24	3	12.5	42	1	2.4	18	1	5.6	84	5	6.0
会津若松市	3	1	33.3	19	1	5.3	11	1	9.1	33	3	9.1
喜多方市	10	0	0.0	17	3	17.6	7	0	0.0	34	3	8.8
北塩原村	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	6	0	0.0
西会津町	-	-	-	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
磐梯町	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
猪苗代町	5	3	60.0	6	1	16.7	3	0	0.0	14	4	28.6
会津坂下町	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
湯川村	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
柳津町	-	-	-	2	0	0.0	2	0	0.0	4	0	0.0
三島町	-	-	-	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
金山町	-	-	-	2	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
昭和村	-	-	-	1	0	0.0	1	1	100.0	2	1	50.0
会津美里町	2	0	0.0	4	2	50.0	3	0	0.0	9	2	22.2
会津計	26	4	15.4	61	7	11.5	35	2	5.7	122	13	10.7

8 PTA会長に占める女性の割合

＜市町村立＞

平成25年4月1日現在

市町村名	幼稚園			小学校			中学校			全体		
	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合
下郷町	-	-	-	3	0	0.0	1	1	100.0	4	1	25.0
檜枝岐村	-	-	-	1	0	0.0	※小中合同1校で小へ			1	0	0.0
只見町	-	-	-	3	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
南会津町	2	2	100.0	7	0	0.0	5	0	0.0	14	2	14.3
南会津計	2	2	100.0	14	0	0.0	7	1	14.3	23	3	13.0
相馬市	0	0	0.0	10	1	10.0	4	2	50.0	14	3	21.4
南相馬市	0	0	0.0	16	1	6.3	6	1	16.7	22	2	9.1
広野町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
檜葉町	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0
富岡町	(組織なし)											
川内村	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0	3	1	33.3
大熊町	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
双葉町	(回答不能)											
浪江町	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0
葛尾村	(回答不能)											
新地町	0	0	0.0	3	1	33.3	1	0	0.0	4	1	25.0
飯館村	(回答不能)											
相 双 計	3	0	0.0	33	3	9.1	13	4	30.8	49	7	14.3
いわき市	18	16	88.9	74	4	5.4	36	2	5.6	128	22	17.2
合 計	160	66	41.3	453	25	5.5	211	18	8.5	824	109	13.2

9 男女共同参画・女性に関する民間団体のネットワークの状況

平成25年4月1日現在

市町村名	名称	加入団体数	結成年月
福島市	ふくしま市女性団体連絡協議会	16	H3.12
二本松市	なし	-	-
伊達市	なし	-	-
本宮市	なし	-	-
桑折町	桑折町女性団体連絡協議会	9	H9.10
国見町	なし	-	-
川俣町	川俣町女性団体連絡協議会	7	S52.4
大玉村	なし	-	-
郡山市	郡山市女性グループ連絡会	13	S57.6
須賀川市	須賀川市女性団体連絡協議会	14	H10.4
田村市	なし		
鏡石町	鏡石町女性団体連絡協議会	5	S59.9
天栄村	天栄村女性団体連絡協議会	6	S59.10
石川町	なし		
玉川村	なし		
平田村	なし		
浅川町	なし		
古殿町	なし		
三春町	三春町女性団体連絡協議会	6	S61.7
小野町	なし		
白河市	なし		
西郷村	なし		
泉崎村	なし		
中島村	なし		
矢吹町	矢吹町女性団体連絡協議会	10	S61.6
棚倉町	なし		
矢祭町	なし		
塙町	塙町女性団体連絡協議会	17	H6.6
鮫川村	なし		
会津若松市	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議	17	H16.4
喜多方市	なし		
北塩原村	なし		
西会津町	なし		
磐梯町	なし		
猪苗代町	なし		
会津坂下町	なし		
湯川村	なし		
柳津町	なし		
三島町	なし		
金山町	なし		
昭和村	なし		
会津美里町	なし		
下郷町	なし		
檜枝岐村	なし		
只見町	なし		
南会津町	なし		
相馬市	なし		
南相馬市	南相馬市女性団体連絡協議会	31	H19.6.7
広野町	広野町女性団体連絡協議会	8	H6.3.20
檜葉町	なし		
富岡町	なし		
川内村	なし		
大熊町	なし		
双葉町	なし		
浪江町	浪江町女性団体連絡協議会	9	S63.4.16
葛尾村	なし		
新地町	なし		
飯館村	なし		
いわき市	いわき市女性団体連絡会	12	S45.11
	いわき女性交流ネットワーク	13	H11.10

10 農業委員数

平成24年9月1日現在

市町村名	農業委員 実数(人)	男性(人)	女性(人)	女性の割 合(%)	市町村名	農業委員 実数(人)	男性(人)	女性(人)	女性の割 合(%)
福島市	42	39	3	7.1	会津若松市	37	37	0	0.0
二本松市	35	34	1	2.9	喜多方市	30	28	2	6.7
伊達市	37	35	2	5.4	北塩原村	14	14	0	0.0
本宮市	17	17	0	0.0	西会津町	21	21	0	0.0
桑折町	17	16	1	5.9	磐梯町	16	16	0	0.0
国見町	13	13	0	0.0	猪苗代町	17	16	1	5.9
川俣町	16	15	1	6.3	会津坂下町	18	16	2	11.1
大玉村	15	14	1	6.7	湯川村	15	13	2	13.3
郡山市	40	38	2	5.0	柳津町	10	10	0	0.0
須賀川市	36	34	2	5.6	三島町	8	8	0	0.0
田村市	37	34	3	8.1	金山町	15	15	0	0.0
鏡石町	13	13	0	0.0	昭和村	14	14	0	0.0
天栄村	13	13	0	0.0	会津美里町	22	22	0	0.0
石川町	21	21	0	0.0	下郷町	21	21	0	0.0
玉川村	13	13	0	0.0	檜枝岐村	6	5	1	16.7
平田村	18	18	0	0.0	只見町	18	15	3	16.7
浅川町	19	19	0	0.0	南会津町	31	30	1	3.2
古殿町	16	16	0	0.0	相馬市	21	19	2	9.5
三春町	20	18	2	10.0	南相馬市	37	33	4	10.8
小野町	14	14	0	0.0	広野町	12	12	0	0.0
白河市	37	37	0	0.0	檜葉町	16	14	2	12.5
西郷村	21	21	0	0.0	富岡町	18	16	2	11.1
泉崎村	11	11	0	0.0	川内村	11	11	0	0.0
中島村	9	9	0	0.0	大熊町	16	14	2	12.5
矢吹町	18	15	3	16.7	双葉町	13	13	0	0.0
棚倉町	17	15	2	11.8	浪江町	22	20	2	9.1
矢祭町	16	16	0	0.0	葛尾村	10	9	1	10.0
塙町	17	17	0	0.0	新地町	18	18	0	0.0
鮫川村	13	13	0	0.0	飯舘村	18	17	1	5.6
					いわき市	40	38	2	5.0
					合計	1,176	1,123	53	4.5

資料 福島県農業担い手課(福島県農業会議調べ)

参 考 资 料

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成する
ための男女共同参画の推進に関する条例

平成14年3月26日公布
福島県条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条－第20条）

第3章 福島県男女共同参画審議会（第21条－第23条）

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の
処理（第24条・第25条）

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる21世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いとため、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民

及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮して行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮することを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。

3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為（精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。）を行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害するこ

とをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

第11条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

第13条 県は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

第14条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人材育成)

第15条 県は、女性の人材育成のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第16条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう県民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第17条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を發揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第18条 県は、第7条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとする。

(報告の徴収等)

第19条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第21条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち5名以内を公募するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

第24条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当該意見を知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。
- 3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。
 - 一 第1項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。
 - 二 第1項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会 を形成するための男女共同参画の推進に関する条例の体系



○福島県男女共同参画審議会規則

平成十四年三月二十九日

福島県規則第六十八号

福島県男女共同参画審議会規則をここに公布する。

福島県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例(平成十四年福島県条例第十七号。以下「条例」という。)第二十三条の規定に基づき、福島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見陳述等)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。
- 7 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、生活環境部生活環境総室青少年・男女共生課において処理する。

(平一五規則五四・平二〇規則六四・平二四規則二〇・一部改正)

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第五四号)抄

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第六四号)抄

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第二〇号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福島県男女共同参画審議会委員名簿（平成25年9月11日現在）

（五十音順）

No.	分野	氏名	所属
1	国際	井手 伶	福島県国際交流協会多文化共生サポーター
2	市町村	遠藤 栄作	福島県町村会副会長 （鏡石町長）
3	公募	小倉 久美子	
4	農業	長田 信夫	福島県農業協同組合青年連盟委員長
5	労働 （行政）	加藤 孝子	福島労働局雇用均等室長
6	NPO等 （男女共同参画）	苺米 照子	NPO法人ウィメンズスペースふくしま代表理事
7	法曹	倉持 恵	弁護士
8	女性団体	鈴木 二三子	福島県女性団体連絡協議会長
9	教育 （学校）	関 博之	会津若松ザベリオ学園中学・高校校長
10	学識経験者	丹波 史紀	福島大学行政政策学類准教授
11	公募	遠野 馨	
12	学識経験者	二瓶 由美子	桜の聖母短期大学教授
13	医療・保健	野口 まゆみ	西口クリニック院長
14	労働 （経営者）	羽田 幸弘	福島県商工会議所連合会理事
15	労働 （経営者）	林 克重	タカラ印刷株式会社代表取締役
16	福祉 （被災者支援）	古川 雅之	社会福祉法人福島県社会福祉協議常勤副会長
17	福祉 （介護）	目黒 正一	福島県介護支援専門員協会理事
18	労働 （労働者）	横山まゆみ	日本労働組合連合会福島県連合会 男女平等推進委員会副委員長
19	福祉 （子育て）	渡部 栄子	NPO法人こころの森理事長

(設 置)

第1条 男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会の形成を目的として、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、福島県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合企画及び調整に関する事。
- 二 「ふくしま男女共同参画プラン」の推進及び進行管理に関する事。
- 三 その他、男女共同参画に関する施策の計画的かつ体系的な推進に関する事。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職 務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議に、必要に応じて助言者を招へいすることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整・検討を行う。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、生活環境部政策監の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、青少年・男女共生課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月21日から施行する。
- 2 福島県男女共同参画行政連絡会議設置要綱（昭和58年10月11日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1

警察本部長、教育長、直轄理事、総務部長、企画調整部長、生活環境部長、保健福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、土木部長、会計管理者兼出納局長、企業局長、病院局長、総合安全管理担当理事、文化スポーツ局長、観光交流局長、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

別表第2

知事直轄	広報課長
総務部	総務課長、職員研修課長、人事課長
企画調整部	企画調整課長
文化スポーツ局	文化振興課長
生活環境部	生活環境総務課長、青少年・男女共生課長、国際課長
保健福祉部	保健福祉総務課長、子育て支援課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、児童家庭課長、健康増進課長、地域医療課長
商工労働部	商工総務課長、雇用労政課長、産業人材育成課長
観光交流局	観光交流課長
農林水産部	農林企画課長、農業振興課長
土木部	土木企画課長
出納局	出納総務課長
企業局	経営企画課長
病院局	病院総務課長
議会事務局	総務課長
教育庁	教育総務課長、社会教育課長、義務教育課庁、高校教育課庁課長、健康教育課庁
警察本部	警務課長、生活安全企画課長
監査委員事務局	監査総務課長
人事委員会事務局	総務審査課長
労働委員会事務局	審査調整課長

国際婦人年以降の男女共同参画施策等の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1975年 (昭50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(於 メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭51年)	国連婦人の十年	民法の一部改正 (婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行	
1977年 (昭52年)		「国内行動計画」策定	
1978年 (昭53年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979年 (昭54年)	九七 国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年 (昭55年)	六年から一 国連婦人の十年中間年世界会議 (於 コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)	
1981年 (昭56年)	九八 「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会設置
1982年 (昭57年)			
1983年 (昭58年)	昭和五		「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984年 (昭59年)	一から	国籍法の改正(父母両系主義)	
1985年 (昭60年)	昭和六 国連婦人の十年世界会議 (於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 (婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議会結成 (24 団体加入)
1986年 (昭61年)	〇	婦人問題企画推進有識者会議開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施
1987年 (昭62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 (高等学校家庭科男女必修(平成6年))	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988年 (昭63年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1989年 (平元年)			
1990年 (平2年)	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991年 (平3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) 目標年度:平成12年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題企画推進会議と名称変更

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1992年 (平4年)		育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993年 (平5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター(仮称)整備検討 福島県女性史の編纂着手 婦人団体連絡協議会 32 団体となる 「ふくしま新世紀女性プラン」 策定 目標年度:平成 12 年
1994年 (平6年)	国際人口・開発会議(カイロ)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 女性問題企画推進会議と名称変更
1995年 (平7年)	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正 (介護休業) ILO156 号条約批准 (家族的責任を有する労働者の機会等の均等)	女性総合センター(仮称)基本構想策定
1996年 (平8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 (男女共同参画審議会) 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	女性総合センター(仮称) 基本計画策定
1997年 (平9年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998年 (平10年)		「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	女性総合センター(仮称)着工
1999年 (平11年)		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000年 (平12年)	国連特別総会 「女性 2000 年会議」開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性 に対する暴力に関する基本的方 策について」答申 「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー行為の規則等に関す る法律公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミット 2000 開催(於 会津大学) 男女共生センター竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定
2001年 (平13年)		内閣府「男女共同参画会議」 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 公布・一部施行	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連携会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重 される社会を形成するための男女共同参画の推進に 関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止
2002年 (平14年)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重され る社会を形成するための男女共同参画の推進に 関する条例」施行 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進員設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (於 男女共生センター)
2003年 (平15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部決定 「男 女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・ 5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2004年 (平16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催 (於 男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005年 (平17年)	第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催 (於ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「男女共同参画、社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 (於ビッグ・プレイツふくしま) 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006年 (平18年)		男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業 「めざせ、理工系ガール」開催 (於 会津大学)
2007年 (平19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 パートタイム労働法の一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催 (於 男女共生センター)
2008年 (平20年)		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者からの暴力等に関する意識調査」実施
2009年 (平21年)		DV相談ナビ開始 平成21年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」(H22～H26)策定
2010年 (平22年)		我が国初のAPEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合開催 「第3次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館10周年
2011年 (平23年)		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出(8月) 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告(8月)についての同委員会評価採択(11月)	
2012年 (平24年)	APEC 女性と経済フォーラム開催(於 Санктペテルブルク)	「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」(H25～H32)策定
2013年 (平25年)		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	

福島県 生活環境部 生活環境総室 青少年・男女共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7188

FAX 024-521-7887

URL <http://www.pref.fukushima.jp/danjo>

メール youth-danjo@pref.fukushima.lg.jp